

島根原子力発電所第2号機 審査資料	
資料番号	NS2-他-356 改 01
提出年月日	2023年6月8日

島根原子力発電所第2号機新規規制基準対応設備に関する  
電気事業法に基づく工事計画手続きの整理について

2023年6月

中国電力株式会社

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

島根原子力発電所 2 号機新規制基準対応設備に関する  
電気事業法に基づく工事計画手続きの整理について

新規制基準対応等で設置又は設置を計画している設備等（以下「新規制基準対応設備」という。）に関する電気事業法に基づく工事計画手続きとの関係について、事業者の整理方針を平成 27 年 1 月 23 日に電気事業連合会より原子力規制庁及び経済産業省へ説明した。

この事業者整理方針に基づき、島根 2 号機における新規制基準対応設備等に関する電気事業法に基づく工事計画手続き要否等について、以下のとおり整理した。

1. 原子力発電工作物の保安に関する命令別表第 1 及び別表第 2 に係る整理

(1) 整理方針

炉規制法での炉規則別表第 2 及び技術基準規則の対応条文と、原子力発電工作物の保安に関する命令（以下「保安命令」という。）別表第 2 及び技術基準省令の対応条文との記載事項を比較し、新規制基準対応設備が電気事業法に基づく工事計画手続きの対象となるか否かを整理した。

(2) 整理結果

新規制基準対応設備のうち、別紙に示す工事については、保安命令別表第 1 より電気事業法に基づく工事計画の認可申請もしくは工事計画の届出を行い、認可後もしくは届出受理から 30 日経過後に工事を開始する予定としている。

なお、別紙に示す工事以外については、炉規制法での炉規則別表第 2 に新たに記載が追加された項目あるいは、炉規制法での技術基準規則に新たに追加または変更された要求事項に対して工事計画手続きを行うことから、電気事業法に基づく工事計画手続きは不要であることを確認した。

添付資料－ 1 に保安命令別表第 1， 2 での工事計画手続きの要否の整理結果を示す。

2. 保安命令別表第 3 及び別表第 4 に係る整理並びに原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第 4 条及び第 4 条の 2 該当設備の整理

(1) 整理方針

新規制基準対応設備が、保安命令別表第 3 に記載されている公害防止に関する工事計画手続き対象事項に該当するかどうか並びに電気関係報告規則第 4 条及び第 4 条の 2 に基づく公害防止に関する届出事項に該当するかどうかを整理した。なお、大気汚染防止法におけるばい煙発生施設は、固定発生源が規制の対象となっていることから、可搬型の内燃機関については、固定発生源に該当するかどうかについても整理した。

(2) 整理結果

新規制基準対応設備は、ガスタービン発電機を除き、保安命令別表第3及び電気関係報告規則第4条に基づく工事計画手続きの対象設備に該当しないことを確認した。ガスタービン発電機の設置については平成28年8月1日に工事計画を届出済みである。

可搬型の内燃機関については、車両等により移動して使用する設備であること、使用するものが重大事故等で一時的であること等から、固定発生源には該当しないと判断できる。

なお、可搬型の内燃機関等で恒常的に使用する等使用形態の変更が必要となった場合には、改めて工事計画等の手続き要否について監督官庁へ確認を行うこととする。

添付資料-2に保安命令別表第3、4での工事計画手続き要否の整理結果を、添付資料-3に電気関係報告規則第4条、第4条の2での届出要否の整理結果を示す。

添付資料-1：島根原子力発電所第2号機 炉規制法に基づく工認対象設備に対する電気事業法での工認手続き要否整理表

添付資料-2：島根原子力発電所第2号機 原子力発電工作物の保安に関する命令別表第3、4に基づく工事計画の手続き要否整理表

添付資料-3：原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条及び第4条の2に基づく届出要否整理表

以上

## 電気事業法に基づく工事計画の認可申請及び届出に係る工事

## ● 工事計画の認可申請に係る工事

	件名	工事内容と主な理由
a.	高燃焼度 8×8 燃料の廃止	高燃焼度 8×8 燃料について取替燃料として 2007 年以降使用しておらず、また今後も使用する計画としていないため、廃止する。
b.	使用済燃料貯蔵設備の燃料プールの制御棒貯蔵容量の変更	燃料プール内で制御棒を貯蔵する制御棒貯蔵ハンガの耐震性確保を考慮して貯蔵容量を 144 本から 96 本へ変更する。
c.	原子炉冷却材循環設備の主蒸気系主配管の改造 (MSLC 系撤去)	主蒸気隔離弁漏えい制御系 (MSLC) は、事故時に主蒸気隔離弁からの漏えい蒸気を抑制するために設けているが、島根 2 号機ではシート性能が向上した主蒸気隔離弁を採用しており、主蒸気隔離弁の後備設備として設置しておく必要性がなくなったことから、地震時の内部流体漏えい対策として、当該系統の撤去を行う。
d.	原子炉冷却材循環設備の主蒸気系主配管の改造 (伸縮継手取替)	逃がし安全弁開操作のための窒素ガス供給ライン伸縮継手について重大事故等クラス 2 機器としての評価方針を適用したことにより、既存設備仕様では強度評価を満足することが出来ていなかったため、他の重大事故等対処施設と同等の設計裕度を確保するとの考え方から、強度評価を満足できる設備への取替を行う。
e.	残留熱除去設備の残留熱除去系主配管の改造	SA 系統 (低圧原子炉代替注水系等) 接続のため、残留熱除去系主配管に管継手を追設する。
f.	原子炉補機冷却設備の高圧炉心スプレイ補機海水ポンプの改造	津波の引き波対策として、必要な取水量を確保するためにポンプ長尺化を行う。
g.	原子炉冷却材浄化設備の原子炉浄化系主配管の改造	ボトムドレン流量調整用のニードル弁を設置しているラインを主配管としていたが、PLR 配管破断等の LOCA が発生した場合にはボトムドレンラインを通じて炉内からの冷却材流出を抑制する観点から、原子炉圧力容器により近い箇所での冷却材流出の隔離が可能となるよう、遠隔操作による弁閉止が可能な電動弁を設置しているバイパスラインを主配管に変更する。

	件名	工事内容と主な理由
h.	原子炉格納容器の配管貫通部の改造	MSLCの撤去に伴い使用しなくなる配管貫通部について、直結型から計装用に変更し、新たに格納容器雰囲気監視用の配管を接続する。
i.	圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器調気系主要弁の改造	窒素ガス制御系の既設の格納容器隔離弁はこれまで空気作動弁としていたが、格納容器フィルタベント系設置に伴いSA時（ベント時）に人力による開閉操作を行うことを考慮して電動駆動弁に変更する。
j.	圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器調気系主配管の改造	SA系統（格納容器フィルタベント系）接続のため、窒素ガス制御系主配管に管継手を追設する。

● 工事計画の届出に係る工事

	件名	工事内容と理由
k.	気体、液体又は固体廃棄物処理設備の固体廃棄物処理系のサイトバンカ設備主配管（1号機設備、1, 2, 3号機共用）の改造	サイトバンカ建物で発生する床ドレンは、これまで1号機廃液中和タンクを移送先とし、1号機または2号機液体廃棄物処理系により処理を行ってきたが、移送先を2号機床ドレンタンクに変更するため配管の改造を行う。
l.	生体遮へい装置の補助遮へいの改造	既設の管理区域のダクトへ新たに非管理区域のダクトを接続するため、管理区域境界に補助遮蔽（コンクリート壁）を設置する。

島根原子力発電所第2号機 炉規制法に基づく工認対象設備に対する電気事業法での工認手続き可否整理表

- 黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
- 赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。
- 申請設備が無い記載事項はグレーアウトする。

\*否の理由 ①：炉規制別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当なし  
 ②：A：炉規制DB耐震基準変更による対象設備（既存設備）であり、電事法での技術基準に変更なし  
 B：炉規制DB耐震基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 C：炉規制SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 ③：既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない  
 ④：炉規制SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に該当するが、電事法上はDB設備で機能喪失した場合の緊急時の対応として一時的に使用する予備機器（予備品）であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】 (昭和五十三年通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	設備名(島根2号機)	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】 (平成二十四年経済産業省令第六十九号)	技術基準省令 (省令62号)	電事法手続きの可否と理由		
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項			電気工作物の種類	記載すべき事項	要:○ 否:×	否の理由(*)	
原子炉本体	設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)			1 原子炉本体	設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)			
	沸騰水型発電用原子炉施設に係るものについては、次の事項				沸騰水型原子力発電設備に係るものについては、次の事項			
	1 炉型式、定格熱出力、過剰反応度及び反応度係数(減速材温度係数、燃料棒温度係数、減速材ポイド係数及び出力反応度係数)並びに減速材の名称、種類及び組成	23	炉型式、定格熱出力、過剰反応度及び反応度係数(減速材温度係数、燃料棒温度係数、減速材ポイド係数及び出力反応度係数)並びに減速材		1 炉型式、定格熱出力、過剰反応度及び反応度係数(減速材温度係数、燃料棒温度係数、減速材ポイド係数及び出力反応度係数)並びに減速材の名称、種類及び組成	—	○(認可:別紙a.)	
	2 炉心に係る次の事項				2 炉心に係る次の事項			
	(1) 炉心形状、格子形状、燃料集合体数、炉心有効高さ及び炉心等価直径	5	炉心形状、格子形状、燃料集合体数、炉心有効高さ及び炉心等価直径		(1) 炉心形状(チャンネルボックスの主要寸法及び材料を付記すること。)、格子形状、燃料集合体数、炉心有効高さ及び炉心等価直径	—	○(認可:別紙a.)	
	(2) 燃料体最高燃焼度(初装荷及び取替えの別並びに燃料材、燃料要素及び燃料集合体の別に記載すること。) 及び燃料物質の最大装荷量	5	燃料体最高燃焼度(初装荷及び取替えの別並びに燃料材燃料要素及び燃料集合体の別に記載すること。) 及び燃料物質の最大装荷量		(2) 燃料の種類、燃料集合体平均濃縮度は富化度(初装荷及び取替えの別に記載すること。)、燃料集合体最高燃焼度(初装荷及び取替えの別に記載すること。) 及び燃料の最大装荷量	—	○(認可:別紙a.)	
	(3) 燃料材の最高温度	23	燃料材の最高温度		(3) 燃料材の最高温度	—	○(認可:別紙a.)	
	(4) 熱的制限値(最小限界出力比及び最大線出力密度)	23	熱的制限値(最小限界出力比及び最大線出力密度)		(4) 熱的制限値(最小限界出力比及び最大線出力密度)	—	○(認可:別紙a.)	
	3 燃料体の名称、種類、主要寸法及び材料(初装荷及び取替えの別に記載すること。)	5	燃料体		—	5	×	①、②-A
	4 チャンネルボックスの主要寸法及び材料	5, 23	チャンネルボックス		—	5	×	①、②-A
	5 反射材の名称、種類及び組成	—	—		3 反射材の名称、種類及び組成	—	—	
	6 炉心支持構造物に係る次の事項				(5) 炉心支持構造物に係る次の事項			
	(1) 炉心シェラウド及びシェラウドサポートの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	炉心シェラウド		イ 炉心シェラウド及びシェラウドサポートの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A, ③
	(2) 上部格子板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	上部格子板		ロ 上部格子板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A, ③
	(3) 炉心支持板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	炉心支持板		ハ 炉心支持板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A, ③
	(4) 燃料支持金具の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	中央燃料支持金具		ニ 燃料支持金具の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A, ③
	(5) 制御棒案内管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	周辺燃料支持金具		ホ 制御棒案内管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A, ③
	7 原子炉圧力容器に係る次の事項				4 原子炉圧力容器に係る次の事項			
	(1) 原子炉圧力容器本体の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに監視試験片の種類、初装荷個数及び取付箇所	5	原子炉圧力容器		(1) 原子炉圧力容器本体の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに監視試験片の種類、初装荷個数及び取付箇所	5	×	②-A, ③
	(2) 原子炉圧力容器支持構造物に係る次の事項				(2) 原子炉圧力容器支持構造物に係る次の事項			
	イ 支持構造物の名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	原子炉圧力容器支持スカート		イ 支持構造物の名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A, ③
	ロ 基礎ボルトの名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	原子炉圧力容器基礎ボルト		ロ 基礎ボルトの名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A, ③
	(3) 原子炉圧力容器付属構造物に係る次の事項				(3) 原子炉圧力容器付属構造物に係る次の事項			
	イ 原子炉圧力容器スタビライザの名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	原子炉圧力容器スタビライザ		イ 原子炉圧力容器スタビライザの名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A, ③
	ロ 原子炉格納容器スタビライザの名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	原子炉格納容器スタビライザ		ロ 原子炉格納容器スタビライザの名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A, ③
	ハ 中性子束計測ハウジングの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	原子炉中性子計測ハウジング		ハ 中性子束計測ハウジングの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A, ③
	ニ 制御棒駆動機構ハウジングの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	制御棒駆動機構ハウジング		ニ 制御棒駆動機構ハウジングの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A, ③
	ホ 制御棒駆動機構ハウジング支持金具の名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	制御棒駆動機構ハウジング支持金具		ホ 制御棒駆動機構ハウジング支持金具の名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A, ③
	ヘ 原子炉冷却材再循環ポンプモータケーシング(改良型沸騰水型発電用原子炉施設に係るものに限る。)	—	—		ヘ 原子炉冷却材再循環ポンプモータケーシング(改良型沸騰水型原子力発電設備に係るものに限る。)	—	—	
	ト ジェットポンプ計測管貫通部シールの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	ジェットポンプ計測管貫通部シール		ト ジェットポンプ計測管貫通部シールの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A, ③
	チ 差圧検出・ほう酸水注入配管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	差圧検出・ほう酸水注入配管(ディーよりN11ノズルまでの外管)		チ 差圧検出・ほう酸水注入配管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A, ③
	リ 主蒸気流量制限器(改良型沸騰水型発電用原子炉施設に係るものに限る。)	—	—		リ 主蒸気流量制限器(改良型沸騰水型原子力発電設備に係るものに限る。)	—	—	
	(4) 原子炉圧力容器内部構造物に係る次の事項				(4) 原子炉圧力容器内部構造物に係る次の事項			
	イ 蒸気乾燥器の蒸気乾燥器ユニット及び蒸気乾燥器ハウジングの名称、種類、主要寸法、材料及び個数	5	蒸気乾燥器ユニット		イ 蒸気乾燥器の蒸気乾燥器ユニット及び蒸気乾燥器ハウジングの名称、種類、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A, ③
	ロ 気水分離器及びスタンドパイプの名称、種類、主要寸法、材料及び個数	5	気水分離器		ロ 気水分離器及びスタンドパイプの名称、種類、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A, ③
	ハ シェラウドヘッドの名称、種類、主要寸法、材料及び個数	5	スタンドパイプ		ハ シェラウドヘッドの名称、種類、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A, ③
	ニ ジェットポンプの名称、種類、主要寸法、材料及び個数	5	ジェットポンプ		ニ ジェットポンプの名称、種類、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A, ③

島根原子力発電所第2号機 炉規制法に基づく工認対象設備に対する電気事業法での工認手続き要否整理表

- 黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
- 赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。
- 申請設備が無い記載事項はグレーアウトする。

\*否の理由 ①：炉規制別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当なし  
 ②：A：炉規制DB耐震基準変更による対象設備（既存設備）であり、電事法での技術基準に変更なし  
 B：炉規制DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 C：炉規制SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 ③：既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない  
 ④：炉規制SA技術基準表による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に該当するが、電事法上はDB設備で機能喪失した場合の緊急時の対応として一時的に使用する予備機器（予備品）であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】 (昭和五十三年通商産業省令第七十七号)			原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】 (平成二十四年経済産業省令第六十九号)			電事法手続きの要否と理由			
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項	技術基準規則	設備名(島根2号機)	電気工作物の種類	記載すべき事項	技術基準省令 (省令62号)	要: ○ 否: ×	否の理由(*)	
	設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)				設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)				
原子炉本体	ホ スパージャ及び内部配管の名称、種類、主要寸法、材料及び個数	5	給水スパージャ	1 原子炉本体	ホ スパージャ及び内部配管の名称、種類、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A, ③	
		5	高圧炉心スプレイスパージャ			5	×	②-A, ③	
		5	低圧炉心スプレイスパージャ			5	×	②-A, ③	
		5	低圧注水系配管(原子炉压力容器内部)			5	×	②-A, ③	
		5	高圧炉心スプレイス配管(原子炉压力容器内部)			5	×	②-A, ③	
		5	低圧炉心スプレイス配管(原子炉压力容器内部)			5	×	②-A, ③	
		5	差圧検出・ほう酸水注入系配管(原子炉压力容器内部)			5	×	②-A, ③	
		5	原子炉中性子計装案内管			5	×	②-A, ③	
	8	原子炉本体の基本設計方針、適用基準及び適用規格	—			—	5	×	③
	9	原子炉本体に係る工事の方法	—			—	—	—	—

\*否の理由 ①：炉規制法別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当なし  
 ②：-A：炉規制法DB耐震基準変更による対象設備（既存設備）であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -B：炉規制法DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -C：炉規制法SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 ③：既存設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない  
 ④：炉規制法5技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に該当するが、電事法上はDB設備で機能喪失した場合の緊急時の対応として一時的に使用する予備機器（予備品）であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない。

○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。  
 ○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。  
 ○申請設備が無い記載事項はグレーアウトする。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】 (昭和五十三年通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	設備名(島根2号機)	原子力発電工場の保安に関する命令【別表第二】 (平成二十四年経済産業省令第六十九号)	技術基準省令 (省令62号)	電事法手続きの要否と理由		
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)			電気工場の種類	記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)	要: ○ 否: ×	否の理由(*)	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	沸騰水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項			4 燃料設備	沸騰水型原子力発電設備に係るものにあつては、次の事項			
	1 燃料取扱設備に係る次の事項				1 燃料取扱設備に係る次の事項			
	(1) 新燃料又は使用済燃料を取り扱う機器の名称、種類、容量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所	5, 15, 26 5, 15, 26 5, 26	燃料取扱機 原子炉建物流天井クレーン チャンネル管搬装置		(1) 新燃料又は使用済燃料を扱う機器の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	5, 25, 26 5, 25, 26 5, 25, 26	×	②-A, ②-B, ③ ②-A, ②-B, ③ ②-A, ②-B, ③
	(2) 原子炉ウエルの名称、種類、主要寸法及び材料	—	—		(2) 原子炉ウエルの名称、種類、主要寸法及び材料	—	—	—
	(3) 使用済燃料運搬用容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮蔽材の種類、主要寸法、冷却方法及び材料	—	—		(3) 使用済燃料運搬用容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮蔽材の種類、主要寸法、冷却方法及び材料	—	—	—
	2 新燃料貯蔵設備に係る次の事項				2 新燃料貯蔵設備に係る次の事項			
	(1) 新燃料貯蔵庫(仮貯蔵庫を含む。)の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	—	—		(1) 新燃料貯蔵庫(仮貯蔵庫を含む。)の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	—	—	—
	(2) 新燃料貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	—	—		(2) 新燃料貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	—	—	—
	3 使用済燃料貯蔵設備に係る次の事項				3 使用済燃料貯蔵設備に係る次の事項			
	(1) 使用済燃料貯蔵庫の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	5, 15, 26, 69	燃料プール		(1) 使用済燃料貯蔵庫の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	5, 25	○(認可:別紙b.)	
	(2) 使用済燃料運搬用容器ピットの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	5	キャスク置場		(2) 使用済燃料運搬用容器ピットの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A, ③
	(3) 使用済燃料貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	5, 69	使用済燃料貯蔵ラック		(3) 使用済燃料貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A, ②-C, ③
	(4) 破損燃料貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	5, 69	制御棒・破損燃料貯蔵ラック		(4) 破損燃料貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A, ②-C, ③
	(5) 制御棒貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	—	—		(5) 制御棒貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	—	—	—
	(6) 制御棒貯蔵ハンガの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	5	制御棒貯蔵ハンガ		(6) 制御棒貯蔵ハンガの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	5	○(認可:別紙b.)	
	(7) 使用済燃料貯蔵用容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮蔽材の種類、主要寸法、冷却方法及び材料	—	—		(7) 使用済燃料貯蔵用容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮蔽材の種類、主要寸法、冷却方法及び材料	—	—	—
	(8) 使用済燃料貯蔵庫の温度、水位及び漏えいを監視する装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数	34, 47 34, 47 34, 47, 69, 73 34 69, 73 34	燃料プール温度 燃料プール冷却ポンプ入口温度 燃料プール水位・温度(SA) 燃料プール水位 燃料プール水位(SA) 燃料プールライナドレン漏えい水位		(8) 使用済燃料貯蔵庫の水位又は漏えいを監視する装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数	25 25 — 25 — 25	×	① ① ①, ②-B, ②-C ②-B, ③ ②-C ②-B, ③
	(9) 使用済燃料貯蔵用容器の密封性を監視する装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数	—	—		(9) 使用済燃料貯蔵用容器の密封性を監視する装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数	—	—	—
	4 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備に係る次の事項				4 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備に係る次の事項			
	(1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	15, 69	燃料プール冷却系熱交換器		(1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数	—	×	②-C, ③
	(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	15, 69 69, 71 69, 70	燃料プール冷却ポンプ 大量送水車 大型送水ポンプ車		(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	— [5条の2(2項)] —	×	②-C, ③ ④ ②-C
	(3) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—	—		—	—	—	—
	(4) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	—	—		—	—	—	—
	(5) スキマサージ槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	15, 69	スキマサージタンク		(3) スキマサージ槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	—	×	②-C, ③
	(6) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	69, 71	可搬型ストレーナ		(4) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	—	×	④ [5条の2(2項)]
	(7) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—	—		—	—	—	—



- 黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
- 赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。
- 申請設備が無い記載事項はグレーアウトする。

\*否の理由 ①：炉規則別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当なし  
 ②：-A：炉規則DB耐震基準変更による対象設備（既存設備）であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -B：炉規則DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -C：炉規則SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 ③：既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない  
 ④：炉規則SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に該当するが、電事法上はDB設備で機能喪失した場合の緊急時の対応として一時的に使用する予備機器（予備品）であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】 (昭和五十三年通商産業省令第七十七号)			原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】 (平成二十四年経済産業省令第六十九号)			電事法手続きの要否と理由		
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項	技術基準規則	設備名 (島根2号機)	電気工作物の種類	記載すべき事項	技術基準省令 (省令62号)	要: ○ 否: ×	否の理由 (* )
	設備別記載事項 (認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)				設備別記載事項 (認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)			
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	(8) 主配管 (スプレイヘッドを含む。) の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料 (常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	5,15	DBクラス3配管 (燃料プール冷却系)	4 燃料設備	(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5	×	②-A, ③
		5,15,69	DBクラス3配管 / SAクラス2配管 (燃料プール冷却系)			5	×	②-A, ②-C, ③
		69	SAクラス2配管 (燃料プール冷却系)			—	×	②-C, ③
		69	SAクラス2配管 (燃料プールスプレイ系)			[5条の2(2項)]	×	④
		69,71	SAクラス3配管 (燃料プールスプレイ系)			[5条の2(2項)]	×	④
		69,70	SAクラス3配管 (原子炉建物放水設備)			—	×	②-C
	5 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格	—	—			5 燃料設備の適用基準及び適用規格	—	—
6 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る工事の方法	—	—	—	—	—	—	—	

○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。  
 ○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。  
 ○申請設備が無い記載事項はグレーアウトする。

\*否の理由 ①：炉規法別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当なし  
 ②：A：炉規法別表第二基準変更による対象設備（既設設備）であり、電事法での技術基準に変更なし  
 B：炉規法別表第二基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 C：炉規法別表第二基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 ③：既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない  
 ④：炉規法別表第二基準変更による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に該当するが、電事法上はB設備で機能喪失した場合の緊急時の対応として一時的に使用する予備機器（予備品）であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】 (昭和五十三年通商産業省令第七十七号)	技術基準規則	原子力発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】 (平成二十四年経済産業省令第六十九号)	電気工事法手続きの要否と理由
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項 設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。）	記載すべき事項 設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。）	技術基準省令 (省令62号) 要：○ 否：× 否の理由（*）
原子炉冷却系統施設	沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）	沸騰水型原子炉発電設備に係るもの	
	1 原子炉冷却材の種類及び純度並びに原子炉圧力容器本体の入口及び出口の原子炉冷却材の圧力及び温度	1 原子炉冷却材の種類及び純度並びに原子炉圧力容器本体の入口及び出口の原子炉冷却材の圧力及び温度	—
	2 原子炉圧力容器本体の炉心の原子炉冷却材の流量及び蒸気の発生量	2 原子炉圧力容器本体の炉心の原子炉冷却材の流量及び蒸気の発生量	—
	3 原子炉冷却材再循環設備に係る次の事項	3 原子炉冷却材再循環設備に係る次の事項	—
	(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、慣性定数又は回転速度半減時間、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（インターナルポンプにあっては、原動機の冷却方式及び定格回転速度を付記すること。）	(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、慣性定数又は回転速度半減時間、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（インターナルポンプにあっては、原動機の冷却方式及び定格回転速度を付記すること。）	5 × ②-A, ③
	(2) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	(2) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	—
	(3) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	(3) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5 × ②-A, ③
	4 原子炉冷却材の循環設備に係る次の事項	4 原子炉冷却材の循環設備に係る次の事項	—
	(1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数	(1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数	—
	(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—
	(3) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	(3) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5, 61 × ②-A, ②-C, ③
	(4) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	(4) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5 × ②-A, ③
	(5) 主蒸気流量制限器（改良型沸騰水型原子炉施設に係るものを除く。）の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、制限流量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所	(5) 主蒸気流量制限器（改良型沸騰水型原子炉発電設備に係るものを除く。）の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、制限流量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所	5 × ②-A, ③
	(6) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吐出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数（自動減圧機能を有する場合は、その個数を付記すること。）、取付箇所及び吹出場所	(6) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吐出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数（自動減圧機能を有する場合は、その個数を付記すること。）、取付箇所及び吹出場所	5, 57, 61 × ②-A, ②-C, ③
	(7) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（主蒸気隔離弁にあっては、閉止時間及び漏えい率を付記すること。）	(7) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（主蒸気隔離弁にあっては、閉止時間及び漏えい率を付記すること。）	5 × ②-A, ③
	5 AV202-2A, B, C, D	5 AV202-2A, B, C, D	5 × ②-A, ③
	5 AV204-101A, B	5 AV204-101A, B	5 × ②-A, ③
	5 V204-101A, B	5 V204-101A, B	5 × ②-A, ③
	5 DBクラス1配管（主蒸気系）	5 DBクラス1配管（主蒸気系）	5 × ②-A, ③
	5, 61 DBクラス1/S Aクラス2配管（主蒸気系）	5, 61 DBクラス1/S Aクラス2配管（主蒸気系）	5 × ②-A, ②-C, ③
	5 DBクラス2配管（主蒸気系）	5 DBクラス2配管（主蒸気系）	5 ○（認可：別掲c.）
	5 DBクラス2/S DBクラス3配管（主蒸気系）	5 DBクラス2/S DBクラス3配管（主蒸気系）	5 × ②-A, ②-C, ③
	5 DBクラス3配管（主蒸気系）	5 DBクラス3配管（主蒸気系）	5 ○（認可：別掲c. d.）
	5, 33, 61 DBクラス3/S Aクラス2配管（主蒸気系）	5, 33, 61 DBクラス3/S Aクラス2配管（主蒸気系）	5 ○（認可：別掲d.）
	61 S Aクラス2配管（主蒸気系）	61 S Aクラス2配管（主蒸気系）	5 × ②-C, ③
	5 DBクラス3配管（復水系）	5 DBクラス3配管（復水系）	5 × ②-A, ③
	5 DBクラス1/S DBクラス2配管（給水系）	5 DBクラス1/S DBクラス2配管（給水系）	5 × ②-A, ③
	5 DBクラス2配管（給水系）	5 DBクラス2配管（給水系）	5 × ②-A, ③
	5 DBクラス3配管（給水系）	5 DBクラス3配管（給水系）	5 × ②-A, ③
	5 クラス3配管（抽気系）	5 クラス3配管（抽気系）	5 × ②-A, ③
	5 クラス3配管（タービンヒーダドレン系）	5 クラス3配管（タービンヒーダドレン系）	5 × ②-A, ③
	5 クラス3配管（補助蒸気系）	5 クラス3配管（補助蒸気系）	5 × ②-A, ③
	5 残留熱除去設備に係る次の事項	5 残留熱除去設備に係る次の事項	—
	(1) 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	(1) 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—
	(2) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	(2) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	5, 62, 63 × ②-A, ②-C, ③
	(3) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	(3) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	5, 62, 63 × ②-A, ②-C, ③
	(4) 圧縮機の種類、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	(4) 圧縮機の種類、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	63 × ①, ②-C

○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。  
 ○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。  
 ○申請設備が無い記載事項はグレーアウトする。

\*否の理由 ①：炉規則別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当なし  
 ②：-A：炉規則D0耐震基準変更による対象設備（既存設備）であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -B：炉規則D0技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -C：炉規則SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 ③：既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない  
 ④：炉規則SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に該当するが、電事法上はD0設備で機能喪失した場合の緊急時対応として一時的に使用する予備機器（予備品）であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】 (昭和五十二年通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	設備名(島根2号機)	原子力発電工物の保安に関する命令【別表第二】 (平成二十四年経済産業省令第六十九号)	技術基準省令 (省令62号)	電事法手続きの要否と理由	
記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。)				記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。)		要: ○ 否: ×	否の理由(*)
原子炉冷却系統施設				原子炉冷却系統設備			
(5) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)		5, 62, 63	残留熱除去系ストレーナ	(3) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A, ②-C, ③
(6) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)		5, 57, 62, 63	RV222-1A, B, C		5	×	①, ②-A, ②-C
		5, 57, 62, 63	RV222-2		5	×	①, ②-A, ②-C
		5	MV222-2A, B		5	×	②-A, ③
		5	MV222-3A, B		5	×	②-A, ③
		5	MV222-4A, B		5	×	②-A, ③
		5	MV222-5A, B, C		5	×	②-A, ③
		5	MV222-6		5	×	②-A, ③
		5, 27, 28	MV222-7		5, 16条の2, 16条の3	×	②-A, ②-B, ③
		5, 27, 28	MV222-11A, B		5, 16条の2, 16条の3	×	②-A, ②-B, ③
		5	MV222-13		5	×	②-A, ③
(7) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)		5, 27, 28	MV222-14	(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	5, 16条の2, 16条の3	×	②-A, ②-B, ③
		5	MV222-15A, B		5	×	②-A, ③
		5	MV222-16A, B		5	×	②-A, ③
		5	AV222-1A, B, C		5	×	②-A, ③
		5	AV222-3A, B		5	×	②-A, ③
		5	V222-7		5	×	②-A, ③
		63	MV217-4【新設】		—	×	②-C
		63	MV217-5【新設】		—	×	②-C
		63	MV217-18【新設】		—	×	②-C
		63	MV217-23【新設】		—	×	②-C
		5, 27	DBクラス1配管(残留熱除去系)		5, 16条の2	×	②-A, ②-B, ③
		5, 32	DBクラス1/DBクラス2配管(残留熱除去系)		5	×	②-A, ③
		5, 27, 62, 63	DBクラス1/SAクラス2配管(残留熱除去系)		5	×	②-A, ②-C, ③
		5, 32	DBクラス2配管(残留熱除去系)		5	○(認可:別紙。)	
(8) 主配管(使用済燃料貯蔵槽の補給及び冷却に用いるものを含む。)の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)		5	DBクラス2/DBクラス3配管(残留熱除去系)	(5) 主配管(使用済燃料貯蔵槽の補給及び冷却に用いるものを含む。)の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5	×	②-A, ③
		5, 32, 33, 34, 62, 63	DBクラス2/SAクラス2配管(残留熱除去系)		5	○(認可:別紙。)	
		5	DBクラス3配管(残留熱除去系)		5	×	②-A, ③
		5, 62, 63	SAクラス2配管(残留熱除去系)		—	×	②-C, ③
		63	SAクラス2配管(格納容器フィルタベント系)		—	×	②-C
		63	SAクラス3配管(格納容器フィルタベント系)		—	×	②-C
(9) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)		—	—		—	—	—
(10) 排塵機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)		—	—		—	—	—
B 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係る次の事項				B 非常用炉心冷却設備に係る次の事項			
		5, 32, 33, 60	高圧炉心スプレイポンプ		5	×	②-A, ②-B, ②-C, ③
		5, 62	低圧炉心スプレイポンプ		5	×	②-A, ②-C, ③
		60	高圧原子炉代替注水ポンプ【新設】		—	×	②-C
(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)		60	原子炉隔離時冷却ポンプ	(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—	×	②-C, ③
		62	低圧原子炉代替注水ポンプ【新設】		—	×	②-C
		62, 71	大量送水車【新設】		[5条の2(2項)]	×	④
		62	残留熱除去ポンプ		—	×	②-C, ③
		60	ほう酸水注入ポンプ		—	×	②-C, ③
(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)		60, 71	ほう酸水貯蔵タンク		—	×	①, ②-C
(3) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所		62, 71	低圧原子炉代替注水槽【新設】		—	×	①, ②-C

○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。  
 ○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。  
 ○申請設備が無い記載事項はグレーアウトする。

\*否の理由 ①：炉規則別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当なし  
 ②：A：炉規則09耐震基準変更による対象設備（既存設備）であり、電事法での技術基準に変更なし  
 B：炉規則09技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 C：炉規則09技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 ③：既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない  
 ④：炉規則09技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に該当するが、電事法上09設備で機能喪失した場合の緊急時の対応として一時的に使用する予備機器（予備品）であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】 (昭和五十二年通商産業省令第七十七号)			原子力発電工物の保安に関する命令【別表第二】 (平成二十四年経済産業省令第六十九号)			電事法手続きの要否と理由 (省令62号)			
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項 設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）	技術基準規則	設備名（島根2号機）	電気工物の種類	記載すべき事項 設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）	要：○ 否：×	否の理由（*）		
原子炉冷却系統施設	(4) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	5, 60	高圧炉心スプレイストレーナ	2 備 原子炉冷却系統設備	5	×	②-A, ②-C, ③		
		5, 62	低圧炉心スプレイストレーナ		5	×	②-A, ②-C, ③		
		60	C-残留熱除去系トレーナ		—	×	②-C, ③		
		60	原子炉隔離時冷却系トレーナ		—	×	②-C, ③		
		62, 71	可搬型トレーナ【新設】		[5条の2(2項)]	×	④		
		62	残留熱除去系トレーナ		—	×	②-C, ③		
		5, 57, 60	RV224-1		5	×	①, ②-A, ②-C		
		5, 57, 62	RV223-1		5	×	①, ②-A, ②-C		
		57, 60	RV221-1		—	×	①, ②-C		
		57, 62	RV222-1A, B, C		—	×	①, ②-C		
		57, 60	RV225-1A, B		—	×	①, ②-C		
		5	MV224-2		5	×	②-A, ③		
		5	MV224-3		5	×	②-A, ③		
		5	AV224-1		5	×	②-A, ③		
		5	MV223-2		5	×	②-A, ③		
	5	AV223-1	5	×	②-A, ③				
	(5) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	5, 60	DBクラス1/DBクラス2/SAクラス2配管（高圧炉心スプレイス）	5	×	②-A, ②-C, ③			
		5	DBクラス2配管（高圧炉心スプレイス）	5	×	②-A, ③			
		5, 60	DBクラス2/SAクラス2配管（高圧炉心スプレイス）	5	×	②-A, ②-C, ③			
		5	DBクラス3配管（高圧炉心スプレイス）	5	×	②-A, ③			
		5, 62	DBクラス1/DBクラス2/SAクラス2配管（低圧炉心スプレイス）	5	×	②-A, ②-C, ③			
		5, 62	DBクラス2/SAクラス2配管（低圧炉心スプレイス）	5	×	②-A, ③			
		60	SAクラス2配管（高圧原子炉代替注水系）【新設】	—	×	②-C			
		60	SAクラス2配管（原子炉隔離時冷却系）	—	×	②-C, ③			
		62	SAクラス2配管（低圧原子炉代替注水系）【新設】	—	×	②-C			
		62, 71	SAクラス3配管（低圧原子炉代替注水系）【新設】	—	×	②-C			
		62	SAクラス2配管（残留熱除去系）	—	×	②-C, ③			
		60	SAクラス2配管（ほう酸水注入系）	—	×	②-C, ③			
		71	SAクラス3配管（水の供給設備）	[5条の2(2項)]	×	④			
		(6) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	7 原子炉冷却材補給設備に係る次の事項			7 原子炉冷却材補給設備に係る次の事項			
			(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所	5	原子炉隔離時冷却ポンプ	5	×	②-A, ③	
	(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数		5, 15	復水貯蔵タンク	5	×	②-A, ③		
	5, 15		補助復水貯蔵タンク	5	×	②-A, ③			
	(3) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数		—	—	—	—	—		
	(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所		5	MV221-20	5	×	②-A, ③		
	5		MV221-21	5	×	②-A, ③			
	(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料		5	DBクラス1/DBクラス2配管（原子炉隔離時冷却系）	5	×	②-A, ③		
			5, 33	DBクラス2配管（原子炉隔離時冷却系）	5	×	②-B, ②-A, ③		
			5	DBクラス3配管（原子炉隔離時冷却系）	5	×	②-A, ③		
			5, 15	DBクラス3配管（復水輸送系）	5	×	②-A, ③		
			8 原子炉補機冷却設備に係る次の事項			8 原子炉補機冷却設備に係る次の事項			
	(1) 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）		—	—	—	—	—		
	(2) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）		5, 62, 63, 64	原子炉補機冷却系熱交換器	5	×	②-A, ②-C, ③		
			5, 63	高圧炉心スプレイス補機冷却系熱交換器	5	×	②-A, ②-C, ③		
		5, 63	残留熱除去系熱交換器	5	×	②-A, ②-C, ③			
63, 65, 69		移動式代替熱交換設備プレート式熱交換器【新設】	—	×	②-C				



- 黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
- 赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。
- 申請設備が無い記載事項はグレーアウトする。

\*否の理由 ①：炉規則別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当なし  
 ②：-A：炉規則Dの附帯基準変更による対象設備（既存設備）であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -B：炉規則Dの技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -C：炉規則Aの技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 ③：既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない  
 ④：炉規則Aの技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に該当するが、電事法上はD設備で機能喪失した場合の緊急時の対応として一時的に使用する予備機器（予備品）であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】 (昭和五十二年通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	設備名(島根2号機)	原子力発電工物の保安に関する命令【別表第二】 (平成二十四年経済産業省令第六十九号)	技術基準省令 (省令62号)	電事法手続きの要否と理由		
記載すべき事項				記載すべき事項		要: ○ 否: ×	否の理由(*)	
発電用原子炉施設の種別	設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。)			電気工物の種別	設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。)			
原子炉冷却系統施設	(2) 車室、円板、隔板、噴口、翼、車軸の主要寸法及び材料並びに管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5	火力技術基準配管(蒸気タービンの管)	2 原子炉冷却系統設備	(2) 車室、円板、隔板、噴口、翼、車軸の主要寸法及び材料並びに管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5	×	②-A, ③
	(3) 調速装置及び非常調速装置の種類並びに調速装置で制御される主要弁の種類、駆動方法及び個数	5	主蒸気止め弁		3 調速装置及び非常調速装置の種類並びに調速装置で制御される主要弁の種類、駆動方法及び個数	5	×	②-A, ③
	(4) 復水器に係る次の事項	5	蒸気加減弁		4 復水器に係る次の事項	5	×	②-A, ③
	イ 種類、冷却水温度、冷気面積及び材料	5	組合せ中間弁		(1) 種類、冷却水温度、冷気面積及び材料	5	×	②-A, ③
	ロ 空気抽出器、復水ポンプ及び冷却水ポンプの種類、容量及び個数	5	復水器		(2) 空気抽出器、復水ポンプ及び冷却水ポンプの種類、容量及び個数	5	×	②-A, ③
	2 蒸気タービンの附属設備に係る次の事項		復水ポンプ					
	(1) 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法並びに個数				5 蒸気タービンに附属する冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法並びに個数			
	(2) 熱交換器(湿分離器を含む。)に係る次の事項				6 蒸気タービンに附属する熱交換器(湿分離器を含む。)に係る次の事項			
	イ 種類、容量又は発生蒸気量、入口及び出口の温度、最高使用圧力(一次側及び二次側の別に記載すること。)、最高使用温度(一次側及び二次側の別に記載すること。)、主要寸法、材料並びに個数	5	湿分離器		(1) 種類、容量又は発生蒸気量、入口及び出口の温度、最高使用圧力(一次側及び二次側の別に記載すること。)、最高使用温度(一次側及び二次側の別に記載すること。)、主要寸法、材料並びに個数	5	×	②-A, ③
	ロ 蒸気を発生する熱交換器の安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所				(2) 蒸気を発生する熱交換器の安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所			
	(3) 給水ポンプの種類(加圧水型発電用原子炉施設に係るものにおいて補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものにあつては、名称、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所を常設及び可搬型の別に記載すること。)、原動機の種類及び出力(加圧水型発電用原子炉施設に係るものにおいて補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものにあつては、個数及び取付箇所を常設及び可搬型の別に記載すること。)、貯水設備の種類、容量及び個数(加圧水型発電用原子炉施設に係るものにおいて補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものにあつては、名称、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び取付箇所を常設及び可搬型の別に記載すること。)並びに給水処理設備の種類、容量及び個数				7 蒸気タービンに附属する給水ポンプの種類、原動機の種類、出力及び貯水設備の種類、容量、個数並びに給水処理設備の種類、容量及び個数			
	(4) 管等に係る次の事項				8 蒸気タービンに附属する管等に係る次の事項			
	イ 主配管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(加圧水型発電用原子炉施設に係るものにおいて補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものにあつては、常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	5	火力技術基準配管(抽気系)		(1) 主配管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5	×	②-A, ③
		5	火力技術基準配管(タービンシールド蒸気系)			5	×	②-A, ③
		5	火力技術基準配管(抽出空気系)			5	×	②-A, ③
		5	火力技術基準配管(復水系)			5	×	②-A, ③
		5	火力技術基準配管(タービンヒータドレン系)			5	×	②-A, ③
	ロ 蒸気だめ、ドレンタンクの最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び材料				(2) 蒸気だめ、ドレンタンクの最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び材料			
	ハ 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所	5	RV241-10A, B		(3) 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所	5	×	②-A, ③
		5	RV241-11A, B			5	×	②-A, ③
		5	RV241-12A, B			5	×	②-A, ③
		5	RV241-13A, B			5	×	②-A, ③
	3 蒸気タービンの基本設計方針、適用基準及び適用規格				9 蒸気タービンの基本設計方針、適用基準及び適用規格			
	4 蒸気タービンに係る工事の方法							

\*否の理由 ①：炉規法別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当なし  
 ②：-A：炉規法DB耐震基準変更による対象設備（既存設備）であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -B：炉規法DB耐震基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -C：炉規法SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 ③：既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない  
 ④：炉規法SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に該当するが、電事法上はDB設備で機能喪失した場合の緊急時的対応として一時的に使用する予備機器（予備品）であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない。

○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。  
 ○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。  
 ○申請設備が無い記載事項はグレーアウトする。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】 (昭和五十三年通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	設備名（島根2号機）	原子力発電工物の保安に関する命令【別表第二】 (平成二十四年経済産業省令第六十九号)		技術基準省令 (省令62号)	電事法手続きの要否と理由	
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項			電気工物の種類	記載すべき事項		要： <input type="radio"/>	否の理由（*） 否： <input type="checkbox"/>
計測制御系統施設	発電用原子炉施設に係るもの（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。）にあっては、次の事項			3 計測制御系統設備	発電用原子炉施設に係るもの（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。）にあっては、次の事項			
	1 制御方式及び制御方法				1 制御方式及び制御方法			
	(1) 発電用原子炉の制御方式				(1) 原子炉の制御方式			
		59, 61	発電用原子炉の反応度の制御方式（制御棒の位置の制御方式）			×	②-C, ③	
		59, 61	発電用原子炉の反応度の制御方式（原子炉再循環流量の制御方式）			×	②-C, ③	
		59, 61	ほう酸水注入の制御方式（手動によるほう酸水注入系の起動機能）			×	②-C, ③	
		59, 61	発電用原子炉の圧力の制御方式（タービン入口圧力制御機能）			×	②-C, ③	
		59, 61	発電用原子炉の水位の制御方式（原子炉水位信号、主蒸気流量信号及び原子炉給水流量信号の三要素制御（原子炉高出力時）あるいは原子炉水位信号の一要素制御による給水制御機能）			×	②-C, ③	
		59, 61	安全保護系等の制御方式（安全保護系の制御方式）			×	②-C, ③	
	発電用原子炉の反応度の制御方式、ほう酸水注入の制御方式、発電用原子炉の圧力の制御方式、発電用原子炉の水位の制御方式及び安全保護系その他重大事故等発生時に発電用原子炉を安全に停止するための回路（以下この表において「安全保護系等」という。）の制御方式	59	安全保護系等の制御方式（緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備の制御方式（代替制御棒挿入機能））【新設】			×	②-C	
		59	安全保護系等の制御方式（緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備の制御方式（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能））【新設】			×	②-C	
		59	安全保護系等の制御方式（緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備の制御方式（手動によるほう酸水注入系の起動機能））			×	②-C, ③	
		59	安全保護系等の制御方式（緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備の制御方式（手動による自動減圧阻止機能））【新設】			×	②-C	
		61	安全保護系等の制御方式（原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備の制御方式（代替自動減圧機能））【新設】			×	②-C	
	(2) 発電用原子炉の制御方法				(2) 原子炉の制御方法			
		59, 61	制御棒の位置の制御方法			×	②-C, ③	
		59, 61	原子炉再循環流量の制御方法			×	②-C, ③	
		59, 61	ほう酸水注入設備の制御方法			×	②-C, ③	
		59, 61	発電用原子炉の圧力の制御方法			×	②-C, ③	
		59, 61	給水の制御方法			×	②-C, ③	
		59, 61	安全保護系等の制御方法（安全保護系の制御方法）			×	②-C, ③	
	制御棒の位置の制御方法、原子炉再循環流量の制御方法、ほう酸水注入設備の制御方法、発電用原子炉の圧力の制御方法、給水の制御方法及び安全保護系等の制御方法	59	安全保護系等の制御方法（緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備の制御方法（代替制御棒挿入機能））			×	②-C	
		59	安全保護系等の制御方法（緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備の制御方法（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能））			×	②-C	
		59	安全保護系等の制御方法（緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備の制御方法（自動減圧起動阻止スイッチ、代替自動減圧起動阻止スイッチ））			×	②-C	
		61	安全保護系等の制御方法（原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備の制御方法（代替自動減圧機能））			×	②-C	
	2 制御材に係る次の事項				2 制御材に係る次の事項			
	(1) 制御材の名称、種類、組成、反応度制御能力、停止余裕、最大反応度値（制御材グループごとに引抜く場合は、グループ及び一本の別に記載すること。）、主要寸法、個数及び落下速度	5, 59	制御棒		(1) 制御材の名称、種類、組成、反応度制御能力、停止余裕、最大反応度値（制御材グループごとに引抜く場合は、グループ及び一本の別に記載すること。）、主要寸法、個数及び落下速度	×	②-A, ②-C, ③	
	(2) ほう酸水の名称、種類、組成、反応度制御能力、停止余裕、負の反応度添加率及び貯蔵量	59, 60, 66	ほう酸水		(2) ほう酸水の名称、種類、組成、反応度制御能力、停止余裕、負の反応度添加率及び貯蔵量	×	②-C, ③	
	3 制御材駆動装置に係る次の事項				3 制御材駆動装置に係る次の事項			
	(1) 制御材駆動機構の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数、取付箇所、駆動速度及び挿入時間並びに電動駆動の場合にあっては原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	5, 59	制御材駆動機構		(1) 制御材駆動機構の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数、駆動速度及び挿入時間並びに電動駆動の場合にあっては原動機の種類、出力及び個数	×	②-A, ②-C, ③	



※否の理由 ①：炉規制法別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当なし  
 ②：A：炉規制DB耐震基準変更による対象設備（既存設備）であり、電事法での技術基準に変更なし  
 B：炉規制DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 C：炉規制SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 ③：既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない  
 ④：炉規制SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に該当するが、電事法上はDB設備で機能喪失した場合の緊急時の対応として一時的に使用する予備機器（予備品）であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない。

○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。  
 ○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。  
 ○申請設備が無い記載事項はグレーアウトする。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】 (昭和五十三年通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	設備名 (島根2号機)	原子力発電工物の保安に関する命令【別表第二】 (平成二十四年経済産業省令第六十九号)		技術基準省令 (省令62号)	電事法手続きの要否と理由	
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項 設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）			電気工物の種類	記載すべき事項 設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）		要： ○ 否： ×	否の理由（*）
計測制御系統施設	(2) 制御棒駆動水圧設備に係る次の事項			3	計測制御系統設備	(2) 制御棒駆動水圧設備に係る次の事項		
	イ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	—	—	—	—	—	—
	ロ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	5, 59	5, 59	5, 59	5	5	×	②-A, ②-C, ③
	ハ ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	5	5	5	5	5	×	②-A, ③
	ニ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	5, 59	5, 59	5, 59	5	5	×	②-A, ②-C, ③
	ホ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）	5, 59	5, 59	5, 59	5	5	×	②-A, ②-C, ③
	4 ほう酸水注入設備に係る次の事項							
	(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	5, 59	5, 59	5, 59	5	5	×	②-A, ②-C, ③
	(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	5, 59, 71	5, 59, 71	5, 59, 71	5	5	×	②-A, ②-C, ③
	(3) 安全弁及び逆がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	5, 57, 59	5, 57, 59	5, 57, 59	5	5	×	②-A, ②-C, ③
	(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	—	—	—	—	—	—
	(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）	5, 59	5, 59	5, 59	5	5	×	②-A, ②-C, ③
	5 計測装置に係る次の事項（警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること。）							
	(1) 起動領域計測装置（中性子源領域計測装置、中間領域計測装置）及び出力領域計測装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	5, 73	5, 73	5, 73	5	5	×	②-A, ②-C, ③
		5, 73	5, 73	5, 73	5	5	×	②-A, ②-C, ③
		73	73	73	5	5	×	②-C, ③
		38, 73	38, 73	38, 73	5	5	×	②-B, ②-C, ③
		38, 73	38, 73	38, 73	5	5	×	②-B, ②-C, ③
		5, 73	5, 73	5, 73	5	5	×	②-A, ②-C, ③
		5, 73	5, 73	5, 73	5	5	×	②-A, ②-C, ③
		73	73	73	5	5	×	②-A, ②-C, ③
		73	73	73	5	5	×	②-C
		73	73	73	5	5	×	②-C
		73	73	73	5	5	×	②-C
		73	73	73	5	5	×	②-C
		73	73	73	5	5	×	②-C
		73	73	73	5	5	×	②-C
	73	73	73	5	5	×	②-C	
	73	73	73	5	5	×	②-C	
	73	73	73	5	5	×	②-C	
	73	73	73	5	5	×	②-A, ②-C, ③	
	73	73	73	5	5	×	②-C	
	5, 73	5, 73	5, 73	5	5	×	②-A, ②-C, ③	
	5, 73	5, 73	5, 73	5	5	×	②-A, ②-C, ③	
	5	5	5	5	5	×	②-A, ③	
	73	73	73	5	5	×	②-C	



\*否の理由 ①：炉規制別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当なし  
 ②：A：炉規制DB耐震基準変更による対象設備（既存設備）であり、電事法での技術基準に変更なし  
 B：炉規制DB耐震基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 C：炉規制SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 ③：既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない  
 ④：炉規制SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に該当するが、電事法上はDB設備で機能喪失した場合の緊急時の対応として一時的に使用する予備機器（予備品）であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない。

○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。  
 ○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。  
 ○申請設備が無い記載事項はグレーアウトする。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】 (昭和五十三年通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	設備名 (島根2号機)	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】 (平成二十四年経済産業省令第六十九号)		技術基準省令 (省令62号)	電事法手続きの要否と理由	
発電用原子炉施設の種別	記載すべき事項 設備別記載事項 (認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)			電気工作物の種別	記載すべき事項 設備別記載事項 (認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)		要: ○ 否: ×	否の理由 (* )
計測制御系統施設	(4) 原子炉格納容器本体内の圧力、温度、酸素ガス濃度又は水素ガス濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所 (常設及び可搬型の別に記載すること。)	5	ドライウェル圧力	3 計測制御系統設備	(4) 原子炉格納容器本体内の圧力、温度、酸素ガス濃度又は水素ガス濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲及び個数	5	×	②-A, ③
		5	サブプレッションチェンバ圧力			5	×	②-A, ③
		73	ドライウェル圧力 (SA)			—	×	②-C
		73	サブプレッションチェンバ圧力 (SA)			—	×	②-C
		5	サブプレッションプール水温度			5	×	②-A, ③
		73	ドライウェル温度 (SA)			—	×	②-C
		73	ベデスタル温度 (SA)			—	×	②-C
		73	ベデスタル水温度 (SA)			—	×	②-C
		73	サブプレッションチェンバ温度 (SA)			—	×	②-C
		73	サブプレッションプール水温度 (SA)			—	×	②-C
		5, 34, 67, 73	格納容器酸素濃度			5	×	②-A, ②-B, ②-C, ③
		67, 73	格納容器酸素濃度 (SA)			—	×	②-C
		5, 34, 67, 73	格納容器水素濃度			5	×	②-A, ②-B, ②-C, ③
		67, 73	格納容器水素濃度 (SA)			—	×	②-C
		(5) 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係る容器内又は貯蔵槽内の水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所 (常設及び可搬型の別に記載すること。)	73			低圧原子炉代替注水槽水位	—	×
	(6) 原子炉冷却材浄化設備に係る原子炉冷却材の水質を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所 (常設及び可搬型の別に記載すること。)	—	—			—	—	—
	(7) 原子炉冷却材再循環流量 (改良型沸騰水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、炉心流量) を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所 (常設及び可搬型の別に記載すること。)	12	原子炉再循環ポンプ入口流量			—	×	②-B, ③
	(8) 制御棒の位置を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所 (常設及び可搬型の別に記載すること。)	—	—			—	—	—
	(9) 制御棒駆動水の圧力を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所 (常設及び可搬型の別に記載すること。)	—	—			—	—	—
	(10) 原子炉格納容器本体への冷却材流量を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所 (常設及び可搬型の別に記載すること。)	5, 73	残留熱除去ポンプ出口流量			5	×	②-A, ②-C, ③
		73	代替注水流量 (常設)			—	×	②-C
		73	格納容器代替スプレイ流量			—	×	②-C
		73	ベデスタル代替注水流量			—	×	②-C
		73	ベデスタル代替注水流量 (供帯域用)			—	×	②-C
	(11) 原子炉格納容器本体の水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所 (常設及び可搬型の別に記載すること。)	73	残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量			—	×	②-C
		5	サブプレッションプール水位			5	×	②-A, ③
		73	ドライウェル水位			—	×	②-C
		73	サブプレッションプール水位 (SA)			—	×	②-C
	(12) 原子炉建屋内の水素ガス濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所 (常設及び可搬型の別に記載すること。)	73	ベデスタル水位			—	×	②-C
		68, 73	原子炉建物水素濃度			—	×	②-C
	6 原子炉非常停止信号の種類、検出器の種類、個数及び取付箇所 (常設及び可搬型の別に記載すること。)、原子炉非常停止に要する信号の個数及び設定値並びに原子炉非常停止信号を発信させない条件	5	原子炉圧力高			22	×	②-A, ③
		5	原子炉水位低			22	×	②-A, ③
		5	ドライウェル圧力高			22	×	②-A, ③
		5	中性子束高			22	×	②-A, ③
		5	スクラム排出水容器水位高			22	×	②-A, ③
		5	中性子束計装不動作			22	×	②-A, ③
		5	主蒸気管放射能高			22	×	②-A, ③
		5	主蒸気隔離弁閉			22	×	②-A, ③
		—	主蒸気止め弁閉			—	×	③
		—	蒸気加減弁急速閉			—	×	③
5		原子炉モードスイッチ「停止」	22	×	②-A, ③			
5		手動	22	×	②-A, ③			
5		地震加速度大	22	×	②-A, ③			

＊否の理由 ①： 炉規制別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当なし  
 ②： -A： 炉規制DB耐震基準変更による対象設備（既存設備）であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -B： 炉規制DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -C： 炉規制SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 ③： 既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない  
 ④： 炉規制SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に該当するが、電事法上はDB設備で機能喪失した場合の緊急時の対応として一時的に使用する予備機器（予備品）であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない。

○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。  
 ○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。  
 ○申請設備が無い記載事項はグレーアウトする。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】 (昭和五十三年通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	設備名 (島根2号機)	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】 (平成二十四年経済産業省令第六十九号)		技術基準省令 (省令62号)	電事法手続きの要否と理由			
発電用原子炉施設の種別	記載すべき事項 設備別記載事項 (認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)			電気工作物の種別	記載すべき事項 設備別記載事項 (認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)		要： ○ 否：×	否の理由 (* )		
計測制御系統施設	7 工学的安全施設等の起動信号の種類、検出器の種類、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)、工学的安全施設等の起動に要する信号の個数及び設定値並びに工学的安全施設等の起動信号を発生させない条件	5	主蒸気隔離弁閉信号(原子炉水位低(レベル2))	3 計測制御系統設備	22	×	②-A, ③			
		—	主蒸気隔離弁閉信号(主蒸気管圧力低)		—	×	③			
		5	主蒸気隔離弁閉信号(主蒸気管放射能高)		22	×	②-A, ③			
		5	主蒸気隔離弁閉信号(主蒸気管トンネル温度高)		22	×	②-A, ③			
		5	主蒸気隔離弁閉信号(主蒸気管流量大)		22	×	②-A, ③			
		—	主蒸気隔離弁閉信号(復水器真空度低)		—	×	③			
		5	主蒸気隔離弁閉信号(手動)		22	×	②-A, ③			
		5	その他の原子炉格納容器隔離弁閉信号(1)(ドライウエル圧力高)		22	×	②-A, ③			
		5	その他の原子炉格納容器隔離弁閉信号(1)(原子炉水位低(レベル3))		22	×	②-A, ③			
		5	その他の原子炉格納容器隔離弁閉信号(2)(原子炉水位低(レベル3))		22	×	②-A, ③			
		5	その他の原子炉格納容器隔離弁閉信号(手動)		22	×	②-A, ③			
		5	非常用ガス処理系起動信号(原子炉放射能高)		22	×	②-A, ③			
		5	非常用ガス処理系起動信号(燃料取扱階放射能高)		22	×	②-A, ③			
		5	非常用ガス処理系起動信号(ドライウエル圧力高)		22	×	②-A, ③			
		5	非常用ガス処理系起動信号(原子炉水位低(レベル3))		22	×	②-A, ③			
		5	非常用ガス処理系起動信号(手動)		22	×	②-A, ③			
		5	高圧炉心スプレイ系起動信号(ドライウエル圧力高)		22	×	②-A, ③			
		5	高圧炉心スプレイ系起動信号(原子炉水位低(レベル1H))		22	×	②-A, ③			
		5	高圧炉心スプレイ系起動信号(手動)		22	×	②-A, ③			
		5	低圧炉心スプレイ系起動信号(ドライウエル圧力高)		22	×	②-A, ③			
		5	低圧炉心スプレイ系起動信号(原子炉水位低(レベル1))		22	×	②-A, ③			
		5	低圧炉心スプレイ系起動信号(手動)		22	×	②-A, ③			
		5	残留熱除去系起動信号, 低圧注水系(ドライウエル圧力高)		22	×	②-A, ③			
		5	残留熱除去系起動信号, 低圧注水系(原子炉水位低(レベル1))		22	×	②-A, ③			
		5	残留熱除去系起動信号, 低圧注水系(手動)		22	×	②-A, ③			
		5	残留熱除去系起動信号, 格納容器冷却系(手動)		22	×	②-A, ③			
		5	自動減圧系起動信号(原子炉水位低(レベル1))とドライウエル圧力高の同時信号)		22	×	②-A, ③			
		5	自動減圧系起動信号(手動)		22	×	②-A, ③			
		59	A T W S 緩和設備(代替制御棒挿入機能)(原子炉圧力高)		—	×	②-C			
		59	A T W S 緩和設備(代替制御棒挿入機能)(原子炉水位低(レベル2))		—	×	②-C			
		59	A T W S 緩和設備(代替制御棒挿入機能)(手動)		—	×	②-C			
		59	A T W S 緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)(原子炉圧力高)		—	×	②-C			
		59	A T W S 緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)(原子炉水位低(レベル2))		—	×	②-C			
		59	A T W S 緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)(手動)		—	×	②-C			
		61	代替自動減圧ロック(代替自動減圧機能)(原子炉水位低(レベル1))		—	×	②-C			
		8	制御用空気設備に係る次の事項		8	制御用空気設備に係る次の事項	8	制御用空気設備に係る次の事項	—	—
			(1) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)		—	—	—	—	—	—
			(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)		61	逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ	—	×	②-C, ③	
			(3) 安全弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)		5, 57, 61	RV227-1A, B	5	×	②-A, ②-C, ③	
			(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)		5	WV227-2A, B	5	×	②-A, ③	
			(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)		5, 61	DBクラス2配管(逃がし安全弁蓄素ガス供給系)	5	×	②-A, ③	
					5, 61	DBクラス2/S Aクラス2配管(逃がし安全弁蓄素ガス供給系)	5	×	②-A, ②-C, ③	
					5	DBクラス3配管(逃がし安全弁蓄素ガス供給系)	5	×	②-A, ③	
					5, 61	DBクラス3/S Aクラス2配管(逃がし安全弁蓄素ガス供給系)	5	×	②-A, ②-C, ③	
					61	S Aクラス2配管(逃がし安全弁蓄素ガス供給系)	—	×	②-C, ③	
					61	S Aクラス3配管(逃がし安全弁蓄素ガス供給系)	—	×	②-C, ③	
		9	原子炉冷却材再循環ポンプ電源装置に係る次の事項		9	原子炉冷却材再循環ポンプ電源装置に係る次の事項	9	原子炉冷却材再循環ポンプ電源装置に係る次の事項	—	—
			(1) 原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置の名称、種類、容量、主要寸法、電圧、相、周波数、個数及び取付箇所(電圧、相及び周波数は入力及び出力の別に記載すること。)		—	—	—	—	—	

- 黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
- 赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。
- 申請設備が無い記載事項はグレーアウトする。

\*否の理由 ①：炉規制別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当なし  
 ②：A：炉規制DB耐震基準変更による対象設備（既存設備）であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -B：炉規制DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -C：炉規制SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 ③：既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない  
 ④：炉規制SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に該当するが、電事法上はDB設備で機能喪失した場合の緊急時的対応として一時的に使用する予備機器（予備品）であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】 (昭和五十三年通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	設備名（島根2号機）	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】 (平成二十四年経済産業省令第六十九号)		技術基準省令 (省令62号)	電事法手続きの要否と理由		
発電用原子炉施設の種別	記載すべき事項 設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。）			電気工作物の種別	記載すべき事項 設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。）		要： <input type="radio"/>	否の理由（*）	
計測制御系統施設	(2) 原子炉冷却材再循環ポンプMGセットの名称、発電機の種類、容量、主要寸法、回転速度及び個数並びに原動機の種類、容量、主要寸法、電圧、個数及び駆動箇所（可変流体継手を有する場合は、種類、出力、すくい管速度及び個数を記載すること。）	—	—	3 計測制御系統設備	(2) 原子炉冷却材再循環ポンプMGセットの名称、発電機の種類、容量、主要寸法、回転速度及び個数並びに原動機の種類、容量、主要寸法、電圧及び個数（可変流体継手を有する場合は、種類、出力、すくい管速度及び個数を記載すること。）	—	—	—	
	1 0 計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格	—	—		1 0 計測制御系統設備の適用基準及び適用規格	—	—	—	
	1 1 計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）に係る工事の方法	—	—		—	—	—	—	
	発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものにあつては、次の事項	—	—		(三) 附帯設備 1 発電所の運転を管理するための制御装置	—	—	—	—
	1 制御方式	—	中央制御方式による常時監視並びに手動及び自動制御		制御方式	—	×	③	
2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能	15, 38, 74 38	中央制御室機能 中央制御室外原子炉停止機能	中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能	24条の2 24条の2	×	②-B, ②-C, ③ ②-B, ③			
3 緊急時制御室操作機能	—	—	—	—	—	—			
4 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る工事の方法	—	—	—	—	—	—			

\*否の理由 ①: 炉規制別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当なし  
 ②: -A: 炉規制DB耐震基準変更による対象設備（既存設備）であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -B: 炉規制DB耐震基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -C: 炉規制SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 ③: 既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない  
 ④: 炉規制SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に該当するが、電事法上はDB設備で機能喪失した場合の緊急時の対応として一時的に使用する予備機器（予備品）であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない。

○黒文字は、炉規制と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。  
 ○赤文字は、炉規制と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。  
 ○申請設備が無い記載事項はグレーアウトする。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】 (昭和五十三年通商産業省令第七十七号)	技術基準規則	設備名 (島根2号機)	原子力発電工物の保安に関する命令【別表第二】 (平成二十四年経済産業省令第六十九号)		技術基準省令 (省令62号)	電事法手続きの要否と理由	
			電気工物の種類	記載すべき事項 設備別記載事項 (認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)		要: ○ 否: ×	否の理由 (* )
放射性廃棄物の廃棄施設			6 廃棄設備				
1 気体、液体又は固体廃棄物貯蔵設備に係る次の事項				1 気体、液体又は固体廃棄物貯蔵設備に係る次の事項			
(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—	—	—	(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—	—	—
(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法	5	原子炉浄化系樹脂貯蔵タンク (1, 2号機共用)	5	(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法	5	×	②-A, ③
(3) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法	5	復水スラッジ分離タンク (1, 2号機共用)	5	(3) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法	5	×	②-A, ③
(4) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	機器ドレンスラッジ分離タンク (1, 2号機共用)	5	(4) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A, ③
(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	—	復水系スラッジ貯蔵タンク (1, 2号機共用)	5	(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	—	—	—
(6) 廃棄物貯蔵庫の名称、種類、容量、主要寸法及び材料	—	復水系樹脂貯蔵タンク (1, 2号機共用)	5	(6) 廃棄物貯蔵庫の名称、種類、容量、主要寸法及び材料	—	—	—
2 気体、液体又は固体廃棄物処理設備に係る次の事項 (機器がある処理能力を発揮することを目的として一体となった装置を構成する場合は、その装置の名称、種類、処理能力及び個数を付記すること。)				2 気体、液体又は固体廃棄物処理設備に係る次の事項 (機器がある処理能力を発揮することを目的として一体となった装置を構成する場合は、その装置の名称、種類、処理能力及び個数を付記すること。)			
(1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力 (管側及び胴側の別に記載すること。)、最高使用温度 (管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数	5	床ドレン濃縮器 (1, 2号機共用)	5	(1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力 (管側及び胴側の別に記載すること。)、最高使用温度 (管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A, ③
(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力 (真空ポンプにあっては到達真空度)、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	5	化学廃液濃縮器 (加熱器) (1, 2号機共用)	5	(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力 (真空ポンプにあっては到達真空度)、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—	—	—
(3) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	5	機器ドレンタンク (1, 2号機共用)	5	(3) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—	—	—
(4) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法	5	トラス水受入タンク (1, 2号機共用)	5	(4) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法	5	×	②-A, ③
(5) 流体状の放射性廃棄物の運搬用容器 (放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル (液体が液体の場合にあっては、三十七キロベクレル毎立方センチメートル) 以上の流体状の放射性廃棄物を内包するものに限る。) の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮蔽材の種類、冷却方法、主要寸法及び材料	—	床ドレンタンク (1, 2号機共用)	5	(5) 流体状の放射性廃棄物の運搬用容器 (放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル (液体が液体の場合にあっては、三十七キロベクレル毎立方センチメートル) 以上の流体状の放射性廃棄物を内包するものに限る。) の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮蔽材の種類、冷却方法、主要寸法及び材料	5	×	②-A, ③
(6) 固体状の放射性廃棄物 (原子炉冷却材圧力バウンダリ内に施設されたものから発生する高放射化された主要な廃棄物に限る。) の運搬用容器の名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮蔽材の種類、冷却方法、主要寸法及び材料	—	化学廃液タンク (1, 2号機共用)	5	(6) 固体状の放射性廃棄物 (原子炉冷却材圧力バウンダリ内に施設されたものから発生する高放射化された主要な廃棄物に限る。) の運搬用容器の名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮蔽材の種類、冷却方法、主要寸法及び材料	—	—	—
(7) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法	5	濃縮廃液タンク (1, 2号機共用)	5	(7) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法	5	×	②-A, ③
(8) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	ドライウェル機器ドレンサンブ	5	(8) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A, ③
(9) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	5	排ガスマッシュフィルタ	5	(9) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	5	×	②-A, ③
	5	化学廃液濃縮器 (蒸発器) (1, 2号機共用)	5		5	×	②-A, ③
	5	MV252-1	5		5	×	②-A, ③
	5	MV252-2	5		5	×	②-A, ③
	5	MV252-3	5		5	×	②-A, ③
	5	MV252-4	5		5	×	②-A, ③

- 黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
- 赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。
- 申請設備が無い記載事項はグレーアウトする。

\*否の理由 ①：炉規則別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当なし  
 ②：-A：炉規則DB耐震基準変更による対象設備（既存設備）であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -B：炉規則DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -C：炉規則SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 ③：既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない  
 ④：炉規則SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に該当するが、電事法上はDB設備で機能喪失した場合の緊急時の対応として一時的に使用する予備機器（予備品）であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】 (昭和五十三年通商産業省令第七十七号)	技術基準規則	設備名（島根2号機）	原子力発電工物の保安に関する命令【別表第二】 (平成二十四年経済産業省令第六十九号)		技術基準省令 (省令62号)	電事法手続きの要否と理由			
			電気工物の種類	記載すべき事項 (認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係するものに限る。)		要: ○ 否: ×	否の理由(※)		
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項		6 廃棄設備	記載すべき事項					
設備別記載事項 (認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係するものに限る。)	設備別記載事項		設備別記載事項 (認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係するものに限る。)	設備別記載事項					
放射性廃棄物の廃棄施設	(10) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5 DBクラス3配管 (気体廃棄物処理系) 5 DBクラス3配管 (液体廃棄物処理系/ドレン移送系) 5 DBクラス3配管 (液体廃棄物処理系/機器ドレン系) 5 DBクラス3配管 (液体廃棄物処理系/床ドレン化学廃液系) 5 DBクラス3配管 (固体廃棄物処理系/使用済樹脂・フィルタスラッジ系) 5 DBクラス3配管 (固体廃棄物処理系/濃縮廃液系) 5 DBクラス3配管 (固体廃棄物処理系/固化系) 5,39 DBクラス3配管 (固体廃棄物処理系/サイトバンカ設備)	6 廃棄設備	(10) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5 × 5 × 5 × 5 × 5 × 5 × 5 ×	× × × × × × × × × × × × ×	②-A,③ ②-A,③ ②-A,③ ②-A,③ ②-A,③ ②-A,③ ②-A,③ ②-A,③ ②-A,③ ②-A,③ ②-A,③ ②-A,③ ②-A,③		
	(11) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—		—	(11) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—	—	—	
	(12) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—		—	(12) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—	—	—	
	(13) プロワの名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—		—	(13) プロワの名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—	—	—	
	(14) 減容・固化設備に係る焼却装置、溶融装置、圧縮装置、アスファルト固化装置、セメント固化装置、ガラス固化装置又はプラスチック固化装置に係る主要機器のうち(1)から(13)までに掲げるもの以外の主要機器の名称、種類、容量又は処理能力、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—		—	(14) 減容・固化設備に係る焼却装置、溶融装置、圧縮装置、アスファルト固化装置、セメント固化装置、ガラス固化装置又はプラスチック固化装置に係る主要機器のうち(1)から(13)までに掲げるもの以外の主要機器の名称、種類、容量又は処理能力、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—	—	—	
	(15) 排気口の名称、種類、主要寸法、材料及び個数	—		—	(15) 排気口の名称、種類、主要寸法、材料及び個数	—	—	—	
	(16) 排気筒の名称、種類、主要寸法、材料及び個数(内筒及び外筒の別に記載すること。)	5		排気筒	8 排気筒	名称、種類、主要寸法、材料及び個数(内筒及び外筒の別に記載すること。)	5	×	②-A,③
	3 廃その他の設備に係る次の事項				6 廃棄設備	3 廃その他の設備に係る次の事項			
	(1) 原子炉格納容器本体外に設置される流体状の放射性廃棄物(気体状のものを除く。以下同じ。)を内包する容器(放射性物質の濃度が三十七キロボタル毎立方センチメートル以上の流体状の放射性廃棄物を内包するものに限る。)からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するために施設する堰の名称、主要寸法、材料及び取付箇所並びに床面及び壁面の塗装の範囲及び材料	—		—	(1) 原子炉格納容器本体外に設置される流体状の放射性廃棄物(気体状のものを除く。以下同じ。)を内包する容器(放射性物質の濃度が三十七キロボタル毎立方センチメートル以上の流体状の放射性廃棄物を内包するものに限る。)からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するために施設する堰の名称、主要寸法、材料及び取付箇所並びに床面及び壁面の塗装の範囲及び材料	—	—	—	—
	(2) 原子炉格納容器本体外に設置される流体状の放射性廃棄物を内包する容器からの流体状の放射性廃棄物の施設外への漏えいを防止するために施設する堰(放射性廃棄物運搬用容器にあっては、流体状の放射性廃棄物の施設外への漏えいを防止するために施設する設備)の名称、主要寸法、材料及び取付箇所並びに床面及び壁面の塗装の範囲及び材料	—		—	(2) 原子炉格納容器本体外に設置される流体状の放射性廃棄物を内包する容器からの流体状の放射性廃棄物の施設外への漏えいを防止するために施設する堰(放射性廃棄物運搬用容器にあっては、流体状の放射性廃棄物の施設外への漏えいを防止するために施設する設備)の名称、主要寸法、材料及び取付箇所並びに床面及び壁面の塗装の範囲及び材料	—	—	—	—
	4 原子炉格納容器本体外の廃棄物貯蔵設備又は廃棄物処理設備からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置又は自動警報装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数	—		—	4 原子炉格納容器本体外の廃棄物貯蔵設備又は廃棄物処理設備からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置又は自動警報装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数	—	—	—	—
	5 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格	—		—	5 廃棄設備の適用基準及び適用規格	—	—	—	—
	6 放射性廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法	—		—	—	—	—	—	—

\*否の理由 ①：炉規制表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当なし  
 ②：-A：炉規制DB耐震基準変更による対象設備（既存設備）であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -B：炉規制DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -C：炉規制SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 ③：既存設備で電事法別表第一に係る対象設備でない  
 ④：炉規制SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に該当するが、電事法上はDB設備で機能喪失した場合の緊急時の対応として一時的に使用する予備機器（予備品）であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない。

- 黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
- 赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。
- 申請設備が無い記載事項はグレーアウトする。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】 (昭和五十三年通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	設備名 (島根2号機)	原子力発電工物の保安に関する命令【別表第二】 (平成二十四年経済産業省令第六十九号)		電事法手続きの要否と理由	
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項			電気工物の種類	記載すべき事項		要: ○ 否: ×
放射線管理施設	沸騰水型発電用原子炉施設に係るものについては、次の事項			5	放射線管理設備		
	1 放射線管理用計測装置に係る次の事項 (警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること。)						
	(1) プロセスモニタリング設備に係る次の事項						
	イ 主蒸気管中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所 (常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。) 及び個数	5	主蒸気管放射線モニタ			×	②-A, ③
	ロ 原子炉格納容器本体内の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所 (常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。) 及び個数	5, 73	格納容器雰囲気放射線モニタ (ドライウェル)			×	②-A, ②-C, ③
	ハ 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域から環境に放出する排水中又は排気中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所 (常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。) 及び個数	5, 73	格納容器雰囲気放射線モニタ (サブプレッションチェンバ)			×	②-A, ②-C, ③
	ニ 使用済燃料貯蔵槽エリアの線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所 (常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。) 及び個数	12	排気筒低レンジ放射線モニタ			×	②-B, ③
	ホ 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域から環境に放出する排水中又は排気中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所 (常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。) 及び個数	5, 34	燃料取替階放射線モニタ			×	②-A, ②-B, ③
	ヘ 緊急時対策所の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所 (常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。) 及び個数	5	原子炉種排気高レンジ放射線モニタ			×	②-A, ③
	ヘ	5	非常用ガス処理系排気高レンジ放射線モニタ			×	②-A, ③
	ヘ	67, 73	第1ペントフィルタ出口放射線モニタ (低レンジ)			×	②-C
	ヘ	67, 73	第1ペントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ)			×	②-C
	(2) エリアモニタリング設備に係る次の事項						
	イ 中央制御室の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所 (常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。) 及び個数	-	-			-	-
	ロ 緊急時刻制御室の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所 (常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。) 及び個数	-	-			-	-
	ハ 緊急時対策所の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所 (常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。) 及び個数	76	可搬式エリア放射線モニタ			×	①, ②-C
	ニ 使用済燃料貯蔵槽エリアの線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所 (常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。) 及び個数	34	原子炉建物放射線モニタ (燃料取替階エリア)			×	②-B, ③
	ホ 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内の人の放射線防護を目的として線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所 (常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。) 及び個数	69, 73	燃料プールエリア放射線モニタ (低レンジ) (SA)			×	②-C
	ホ	69, 73	燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ) (SA)			×	②-C
	(3) 固定式周辺モニタリング設備の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所 (監視・記録の場所を付記すること。) 及び個数	15, 34, 38, 47	モニタリングポスト (1号機設備, 1, 2, 3号機共用)			×	②-B, ③
	(4) 移動式周辺モニタリング設備の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所	75, 76	可搬式モニタリングポスト			×	②-C
		75	GM汚染サーベイメータ			×	②-C
		75	NaIシンチレーションサーベイメータ			×	②-C
		75	α・β線サーベイメータ			×	②-C
		75	電離箱サーベイメータ			×	②-C
	2 換気設備 (中央制御室、緊急時刻制御室及び緊急時対策所に設置するもの (非常用のものに限り。)) 並びに放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する目的で給気又は排気設備として設置するもの。一時的に設置する可搬型のものを除く。) に係る次の事項						
	(1) 容器 (中央制御室、緊急時刻制御室及び緊急時対策所の加圧を目的として設置するものに限る。) の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所 (常設及び可搬型の別に記載すること。)	74	中央制御室待避室正圧化装置 (空気ポンプ) 【新設】			×	①, ②-C
		76	空気ポンプ加圧設備 (空気ポンプ) 【新設】			×	①, ②-C
	(2) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所 (常設及び可搬型の別に記載すること。)	-	-			-	-
	(3) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料 (常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	5, 14, 74	DBクラス外/SAクラス2配管 (中央制御室空調換気系)			×	②-A, ②-B, ②-C, ③
		74	SAクラス2配管 (中央制御室空調換気系)			×	②-C, ③
		74	SAクラス2配管 (中央制御室空気供給系) 【新設】			×	②-C
		74	SAクラス3配管 (中央制御室空調換気系) 【新設】			×	②-C
		76	SAクラス2配管 (緊急時対策所換気空調系) 【新設】			×	②-C
		76	SAクラス3配管 (緊急時対策所換気空調系) 【新設】			×	②-C
	2 換気設備 (中央制御室に設置するもの (非常用のものに限り。))、非常用ガス処理設備として設置するもの及び放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する目的で給気又は排気設備として設置するもの。一時的に設置する可搬型のものを除く。) に係る次の事項						
	(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	-	-			-	-
	(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5, 8の2				×	②-A, ②-B, ②-C, ③
		-				×	②-C, ③
		-				×	②-C
		-				×	②-C
		-				×	②-C

\*否の理由 ①：炉規制別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当なし  
 ②：-A：炉規制DB耐震基準変更による対象設備（既存設備）であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -B：炉規制DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -C：炉規制SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 ③：既設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない  
 ④：炉規制SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に該当するが、電事法上はDB設備で機能喪失した場合の緊急時の対応として一時的に使用する予備機器（予備品）であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない。

- 黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
- 赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。
- 申請設備が無い記載事項はグレーアウトする。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】 (昭和五十三年通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	設備名(島根2号機)	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】 (平成二十四年経済産業省令第六十九号)		技術基準省令 (省令62号)	電事法手続きの要否と理由	
発電用原子炉施設の種別	記載すべき事項			電気工作物の種別	記載すべき事項		要: ○ 否: ×	否の理由(* )
放射線管理施設	設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)			5	放射線管理設備			
	(4) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)並びに設計上の空気の流入率	5,74	中央制御室送風機	5	(1) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	×	②-A, ②-C, ③	
		5,74	中央制御室非常用再循環送風機	5		×	②-A, ②-C, ③	
		76	緊急時対策所空気浄化送風機【新設】	—		×	②-C	
	(5) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)並びに設計上の空気の流入率	—	—	—	(2) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—	—	
	(6) フィルター(公衆の放射線障害の防止及び中央制御室の従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。)の名称、種類、効率、主要寸法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	5	廃棄物処理建物排気処理装置	5	(3) フィルター(公衆の放射線障害の防止及び中央制御室の従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。)の名称、種類、効率、主要寸法及び個数	×	②-A, ③	
		5,14,74	中央制御室非常用再循環処理装置フィルタ	5,8の2		×	②-A, ②-B, ②-C, ③	
		76	緊急時対策所空気浄化フィルタユニット【新設】	—		×	②-C	
		5	原子炉遮蔽(ガンマ線遮蔽壁)	5		×	②-A, ③	
		38,74,76	原子炉二次遮蔽	24の2		×	②-B, ②-C, ③	
		38,74	補助遮蔽(原子炉建物)	24の2		×	②-B, ②-C, ③	
		38	補助遮蔽(タービン建物)	24の2		×	②-B, ③	
		38,74	補助遮蔽(制御室建物)	24の2	3 生体遮へい装置(一次遮へい、二次遮へい、補助遮へい、中央制御室遮へい及び原子炉遮へい)に限る。使用済燃料運搬用容器の放射線遮へい材、使用済燃料貯蔵用容器の放射線遮へい材、放射性廃棄物運搬用容器の放射線遮へい材及び一時的に設置するものを除く。)の名称、種類、主要寸法、冷却方法及び材料	×	②-B, ②-C, ③	
		42	補助遮蔽(屋外配管ダクト(ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物)南壁)	27		○(届出:別紙1.)		
		5,38,74	中央制御室遮蔽(1,2号機共用)	5,8,24の2		×	②-A, ②-B, ②-C, ③	
		74	中央制御室待避室遮蔽【新設】	—		×	②-C	
		76	緊急時対策所遮蔽【新設】	—		×	②-C	
	4 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格	—	—	—	4 放射線管理設備の適用基準及び適用規格	—	—	
	5 放射線管理施設に係る工事の方法	—	—	—	—	—	—	



- 黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
- 赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。
- 申請設備が無い記載事項はグレーアウトする。

\*否の理由 ①: 炉規制別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当なし  
 ②-A: 炉規制DB耐震基準変更による対象設備（既存設備）であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -B: 炉規制DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -C: 炉規制SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 ③: 既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない  
 ④: 炉規制SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に該当するが、電事法上はDB設備で機能喪失した場合の緊急時の対応として一時的に使用する予備機器（予備品）であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】 (昭和五十三年通商産業省令第七十七号)			原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】 (平成二十四年経済産業省令第六十九号)			技術基準省令 (省令62号)		電事法手続きの要否と理由	
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項 設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）	技術基準規則	設備名（島根2号機）	電気工作物の種類	記載すべき事項 設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）		要: ○ 否: ×	否の理由（*）	
原子炉格納施設	沸騰水型発電用原子炉施設に係るものについては、次の事項			7 原子炉格納施設	沸騰水型原子炉発電設備に係るものについては、次の事項				
	1 原子炉格納容器に係る次の事項				1 原子炉格納容器に係る次の事項				
	(1) 原子炉格納容器本体の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、設計漏えい率、主要寸法、材料及び個数（ドライウェル及びサブプレッションプールの最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び材料を付記すること。）	5, 62, 63, 64, 65, 66, 67	原子炉格納容器		(1) 原子炉格納容器本体の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、設計漏えい率、主要寸法、材料及び個数（ドライウェル及びサブプレッションプールの最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び材料を付記すること。）	5	×	②-A, ②-C, ③	
	(2) 機器搬出入口の名称、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5, 62, 63, 64, 65, 66, 67	機器搬入口		(2) 機器搬出入口の名称、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A, ②-C, ③	
		5, 62, 63, 64, 65, 66, 67	逃がし安全弁搬出ハッチ			5	×	②-A, ②-C, ③	
		5, 62, 63, 64, 65, 66, 67	制御棟駆動機構搬出ハッチ			5	×	②-A, ②-C, ③	
		5, 62, 63, 64, 65, 66, 67	サブプレッションチェンバアクセスハッチ			5	×	②-A, ②-C, ③	
	(3) エアロックの名称、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5, 62, 63, 64, 65, 66, 67	所員用エアロック		(3) エアロックの名称、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A, ②-C, ③	
	(4) 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部の名称又は貫通部番号、種類、個数、最高使用圧力、最高使用温度、構成、主要寸法及び材料	5, 27, 60, 63, 66	配管貫通部【格納容器】／【SAクラス2容器】		(4) 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部の名称又は貫通部番号、種類、個数、最高使用圧力、最高使用温度、構成、主要寸法及び材料	5	×	②-A, ②-B, ②-C, ③	
		5	配管貫通部 (X-212B) 【SAクラス2容器】			32	○	(認可: 別紙h.)	
		5	配管貫通部【格納容器】／【SAクラス2容器】			5	×	②-A, ②-C, ③	
		5	電気配線貫通部【格納容器】／【SAクラス2容器】			5	×	②-A, ②-C, ③	
	2 原子炉建屋に係る次の事項				2 原子炉建屋に係る次の事項				
	(1) 原子炉建屋原子炉棟の名称、種類、設計気密度、主要寸法、材料及び個数	5, 68, 7	原子炉建物原子炉棟（二次格納施設）		(1) 原子炉建屋原子炉棟の名称、種類、設計気密度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A, ②-C, ③	
	(2) 機器搬出入口の名称、主要寸法及び個数	5, 68, 7	原子炉建物機器搬出入口		(2) 機器搬出入口の名称、主要寸法及び個数	5	×	②-A, ②-C, ③	
	(3) エアロックの名称、主要寸法及び個数	5, 68, 7	原子炉建物エアロック		(3) エアロックの名称、主要寸法及び個数	5	×	②-A, ②-C, ③	
	(4) 原子炉建屋基礎スラブの名称、種類、主要寸法及び材料	—	原子炉建物基礎スラブ		(4) 原子炉建屋基礎スラブの名称、種類、主要寸法及び材料	—	—	—	
	3 圧力低減設備その他の安全設備に係る次の事項				3 圧力低減設備その他の安全設備に係る次の事項				
	(1) 真空破壊装置の名称、種類、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	5, 62, 63, 64, 65, 66, 67	真空破壊装置		(1) 真空破壊装置の名称、種類、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	5	×	②-A, ②-C, ③	
	(2) ダイアフラムフロアの名称、種類、設計差圧、主要寸法及び材料	—	—		(2) ダイアフラムフロアの名称、種類、設計差圧、主要寸法及び材料	—	—	—	
	(3) ダウンカマの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5, 62, 63, 64, 65, 66, 67	ダウンカマ		(3) ダウンカマの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A, ②-C, ③	
	(4) ベント管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5, 62, 63, 64, 65, 66, 67	ベント管		(4) ベント管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A, ②-C, ③	
	(5) ベント管ベローズの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5, 62, 63, 64, 65, 66, 67	ベント管ベローズ		(5) ベント管ベローズの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A, ②-C, ③	
	(6) ベントヘッダの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5, 62, 63, 64, 65, 66, 67	ベントヘッダ		(6) ベントヘッダの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A, ②-C, ③	
	(6) 原子炉格納容器安全設備に係る次の事項				(6) 原子炉格納容器スプレイ設備に係る次の事項				
	イ 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	—		イ 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	×	②-C, ③	
	ロ 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	65	B-残留熱除去系熱交換器		ロ 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	×	②-C, ③	
		65	残留熱除去系熱交換器			—	×	②-C, ③	
		64	残留熱除去ポンプ			—	×	②-C, ③	
		64	低圧原子炉代替注水ポンプ【新設】			—	×	②-C	
		64, 66, 71	大量送水車【新設】			—	×	②-C	
	ハ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	70	大型送水ポンプ車【新設】		ロ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—	×	②-C	
		65	残留熱代替除去ポンプ【新設】			—	×	②-C	
		66	高圧原子炉代替注水ポンプ【新設】			—	×	②-C	
		66	ほう酸水注入ポンプ			—	×	②-C, ③	
	ニ 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	—			—	—	—	
	ホ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	66, 71	ほう酸水貯蔵タンク			—	×	①	
	ヘ 貯蔵槽の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	64, 66, 71	低圧原子炉代替注水槽【新設】			—	×	①, ②-C	



- 黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
- 赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。
- 申請設備が無い記載事項はグレーアウトする。

\*否の理由  
 ①：炉規則別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当なし  
 ②-A：炉規則D6耐震基準変更による対象設備（既存設備）であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -B：炉規則D6技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -C：炉規則SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 ③：既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない  
 ④：炉規則SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に該当するが、電事法上はD6設備で機能喪失した場合の緊急時の対応として一時的に使用する予備機器（予備品）であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】 (昭和五十三年通商産業省令第七十七号)			原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】 (平成二十四年経済産業省令第六十九号)			技術基準省令 (省令62号)		電事法手続きの要否と理由		
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項 設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係するものに限る。）	技術基準規則	設備名（島根2号機）		電気工作物の種類	記載すべき事項 設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係するものに限る。）	要： ○ 否： ×	否の理由（*）		
原子炉格納施設	ト ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	64	残留熱除去系ストレーナ	7 原子炉格納施設	—	—	×	②-C, ③		
		64, 66, 71	可搬型ストレーナ【新設】				×	②-C		
		65	B-残留熱除去系ストレーナ				×	②-C, ③		
	チ 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	57, 65, 66	RV222-1A, B, C	—	×	②-C, ③				
		64, 66	RV222-1A	—	×	①				
		57, 66	RV225-1A, B	—	×	①				
	リ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	—	—	—	—	—	—	—	
		ス 主管管（スプレイヘッドを含む。）の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）	5, 64	A-ドライウェルズブレイ管	5	×	②-A, ②-C, ③			
			5, 64	B-ドライウェルズブレイ管	5	×	②-A, ②-C, ③			
			5, 64	サブプレッションチェンバスブレイ管	5, 8条の2	×	②-A, ②-C, ③			
			64	SAクラス2配管（残留熱除去系）	—	×	②-C, ③			
			64, 66	SAクラス2配管（格納容器代替スプレイ系）	—	×	②-C, ③			
			64, 66	SAクラス2配管（格納容器代替スプレイ系）【新設】	—	×	②-C			
			64, 66, 71	SAクラス3配管（格納容器代替スプレイ系）【新設】	—	×	②-C			
			66	SAクラス2配管（ベデスタル代替注水系）	—	×	②-C, ③			
			66	SAクラス2配管（ベデスタル代替注水系）【新設】	—	×	②-C			
			66, 71	SAクラス3配管（ベデスタル代替注水系）【新設】	—	×	②-C			
			70	SAクラス3配管（原子炉建屋放水設備）【新設】	—	×	②-C			
			65	SAクラス2配管（残留熱代替除去系）	—	×	②-C, ③			
			65	SAクラス2配管（残留熱代替除去系）【新設】	—	×	②-C			
			66	SAクラス2配管（高圧原子炉代替注水系）	—	×	②-C, ③			
			66	SAクラス2配管（高圧原子炉代替注水系）【新設】	—	×	②-C			
			66	SAクラス2配管（低圧原子炉代替注水系）	—	×	②-C, ③			
	66, 71	SAクラス3配管（低圧原子炉代替注水系）【新設】	—	×	②-C					
	66	SAクラス2配管（ほう酸水注入系）	—	×	②-C, ③					
	ル 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	—	—	—	—	—	—		
	ワ 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	—	—	—	—	—	—		
	(7) 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備に係る次の事項			(7) 可燃性ガス濃度制御設備に係る次の事項						
	イ 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温、主要寸法、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	—	—	—	—	—	—		
	ロ 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	—	—	—	—	—	—		
	ハ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	—	—	—	—	—	—		
	ニ 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	67	可搬式窒素供給装置【新設】	—	×	①, ②-C				
	ホ 加熱器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	5	可燃性ガス濃度制御系再結合装置加熱器	5	×	②-A, ③				
ヘ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	67	第1ペントフィルタスクラブ容器【新設】	—	×	②-C					
ト 蒸発器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	67	第1ペントフィルタ銀ゼオライト容器【新設】	—	×	②-C					
チ 加温器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	—	—	—	—	—				
リ 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	5	RV229-1A, B	—	×	①					

- 黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
- 赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。
- 申請設備が無い記載事項はグレーアウトする。

\*否の理由  
 ①：炉規則別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当なし  
 ②-A：炉規則D6耐震基準変更による対象設備（既存設備）であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -B：炉規則D6技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -C：炉規則SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 ③：既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない  
 ④：炉規則SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に該当するが、電事法上はD6設備で機能喪失した場合の緊急時の対応として一時的に使用する予備機器（予備品）であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】 (昭和五十三年通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	設備名 (島根2号機)	原子力発電工場の保安に関する命令【別表第二】 (平成二十四年経済産業省令第六十九号)		技術基準省令 (省令62号)	電事法手続きの要否と理由	
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項 設備別記載事項 (認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係するものに限る。)			電気工場の種類	記載すべき事項 設備別記載事項 (認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係するものに限る。)		要: ○ 否: ×	否の理由 (* )
原子炉格納施設	ス 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所 (常設及び可搬型の別に記載すること。)	5	AV226-1A, B	7 原子炉格納施設	ト 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	5	×	②-A, ③
		5	MV229-1A, B			5	×	②-A, ③
ル 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料 (常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	5, 14, 44	5	D Bクラス4配管 (非常用ガス処理系)	チ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5, 8条の2	5	×	②-A, ②-B, ③
		5	D Bクラス4配管 (非常用ガス処理系)			5	×	②-A, ③
マ プロワの名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所 (常設及び可搬型の別に記載すること。)	5	5, 14, 74	D Bクラス4 / S Aクラス2配管 (非常用ガス処理系)	ロ プロワの名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	5, 8条の2	5	×	②-A, ②-C, ③
		5, 74	D Bクラス4 / S Aクラス2配管 (非常用ガス処理系)			5	×	②-A, ②-C, ③
ワ 再結合装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、再結合効率、主要寸法、材料、個数及び取付箇所 (常設及び可搬型の別に記載すること。)	68	5	D Bクラス2 / D Bクラス3配管 (可燃性ガス濃度制御系)	イ 再結合装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、再結合効率、主要寸法、材料及び個数	5	5	×	②-A, ③
		67	S Aクラス2配管 (窒素ガス代替注入系) 【新設】			—	×	②-C
カ 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所 (常設及び可搬型の別に記載すること。)	—	67	S Aクラス3配管 (窒素ガス代替注入系) 【新設】	—	—	—	×	②-C
		67	S Aクラス2配管 (格納容器フィルタベント系)			—	×	②-C
コ 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所 (常設及び可搬型の別に記載すること。)	5, 74	67	S Aクラス2配管 (格納容器フィルタベント系) 【新設】	—	—	—	×	②-C, ③
		67	S Aクラス3配管 (格納容器フィルタベント系) 【新設】			—	×	②-C
タ フィルター (公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る。) の名称、種類、効率、主要寸法、個数及び取付箇所 (常設及び可搬型の別に記載すること。)	5, 74	5, 74	非常用ガス処理系前置ガス処理装置フィルタ	—	5	5	×	②-A, ②-C, ③
		5, 74	非常用ガス処理系後置ガス処理装置フィルタ			5	×	②-A, ②-C, ③
(8) 原子炉格納容器調気設備に係る次の事項	イ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	67	第1ベントフィルタスクラバ容器 【新設】	—	—	—	×	②-C
		67	第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器 【新設】			—	×	②-C
ロ 蒸発器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	—	—	—	—	—	—	×	②-C
		—	—			—	×	②-C
ハ 加温器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	—	—	—	—	—	—	×	②-C
		—	—			—	×	②-C
ニ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	5	5	AV217-2	—	5	5	×	②-A, ③
		5	AV217-3			5	×	②-A, ③
ホ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5, 44	5, 44	MV217-4 【新設】	—	32	32	○ (認可: 別紙i.)	—
		5, 44	MV217-5 【新設】			32	○ (認可: 別紙i.)	—
—	—	5	AV217-7	—	5	5	×	②-A, ③
		5	AV217-8A, B			5	×	②-A, ③
—	—	5	AV217-10A, B	—	5	5	×	②-A, ③
		5, 44	MV217-18 【新設】			32	○ (認可: 別紙i.)	—
(9) 圧力逃がし装置に係る次の事項	イ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び取付箇所 (常設及び可搬型の別に記載すること。)	5	AV217-19	—	5	5	×	②-A, ③
		5, 44	D Bクラス2配管 (窒素ガス制御系)			5, 32	○ (認可: 別紙i.)	—
—	—	—	D Bクラス3配管 (窒素ガス制御系)	—	8	8	×	③
		—	—			—	×	②-C
—	—	67	第1ベントフィルタスクラバ容器 【新設】	—	—	—	×	②-C
		67	第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器 【新設】			—	×	②-C

- 黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
- 赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。
- 申請設備が無い記載事項はグレーアウトする。

\*否の理由 ①：炉規制別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当なし  
 ②：A：炉規制D6耐震基準変更による対象設備（既存設備）であり、電事法での技術基準に変更なし  
 B：炉規制D6技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 C：炉規制SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 ③：既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない  
 ④：炉規制SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に該当するが、電事法上はD6設備で機能喪失した場合の緊急時の対応として一時的に使用する予備機器（予備品）であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】 (昭和五十三年通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	設備名（島根2号機）	原子力発電工物の保安に関する命令【別表第二】 (平成二十四年経済産業省令第六十九号)		技術基準省令 (省令62号)	電事法手続きの要否と理由		
発電用原子炉施設の種別	記載すべき事項 設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）			電気工物の種別	記載すべき事項 設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）		要：○ 否：×	否の理由（*）	
原子炉格納施設	ロ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）  ハ 圧力開放板の設定破砕圧力、主要寸法、材料、個数及び取付箇所  ニ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）  ホ 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに排動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）  ヘ フィルター（公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る。）の名称、種類、効率、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）  4 原子炉格納施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格 5 原子炉格納施設に係る工事の方法	67	MV217-4【新設】	7 原子炉格納施設	—	—	×	②-C	
		67	MV217-5【新設】		—	—	×	②-C	
		67	MV217-18【新設】		—	—	×	②-C	
		67	MV217-23【新設】		—	—	×	②-C	
		65	圧力開放板【新設】		—	—	×	②-C	
		65	SAクラス2配管（格納容器フィルタベント系）		—	—	×	②-C、③	
		65	SAクラス2配管（格納容器フィルタベント系）【新設】		—	—	×	②-C	
		65	SAクラス3配管（格納容器フィルタベント系）【新設】		—	—	×	②-C	
		—	—		—	—	—	—	—
		65	第1ベントフィルタスクラバ容器【新設】		—	—	×	②-C	
		65	第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器【新設】		—	—	×	②-C	
		—	—		—	—	—	—	—
		4	原子炉格納施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格		—	—	—	—	—
5	原子炉格納施設に係る工事の方法	—	—	—	—	—			

- 黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
- 赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。
- 申請設備が無い記載事項はグレーアウトする。

\*否の理由 ①: 炉規制別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当なし  
 ② -A: 炉規制DB耐震基準変更による対象設備（既存設備）であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -B: 炉規制DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -C: 炉規制SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 ③: 既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない  
 ④: 炉規制SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に該当するが、電事法上はDB設備で機能喪失した場合の緊急時の対応として一時的に使用する予備機器（予備品）であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】 (昭和五十三年通商産業省令第七十七号)	技術基準規則	設備名（島根2号機）	原子力発電工物の保安に関する命令【別表第二】 (平成二十四年経済産業省令第六十九号)		電事法手続きの要否と理由	
			電気工物の種類	記載すべき事項	技術基準省令 (省令62号)	要:○ 否:×
発電用原子炉施設の種別	記載すべき事項 設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）		2 非常用予備発電装置	記載すべき事項 設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）		
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	1 常用電源設備との切替方法	45, 72 非常用ディーゼル発電設備 (常用電源設備との切替方法) 45, 72 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備 (常用電源設備との切替方法) 72 ガスタービン発電機 (常用電源設備との切替方法) 72 高圧発電機車 (常用電源設備との切替方法) 63, 65, 67 可搬式窒素供給装置用発電設備 (常用電源設備との切替方法) 76 緊急時対策所用発電機 (常用電源設備との切替方法)	1 常用電源装置との切替方法	33 × 33 × — × — × — × — ×	× × × × × ×	②-B, ②-C, ③ ②-B, ②-C, ③ ②-C ②-C ②-C ②-C
	2 非常用発電装置に係る次の事項 (1) ガスタービンに係る次の事項		2 非常用ディーゼル発電設備に係る次の事項			
	イ ガスタービンの種類、出力、入口及び出口の圧力及び温度、設計外気温度、回転速度、被動機一体の危険速度、排出ガス量、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	72 ガスタービン発電機用ガスタービン機関		[5条の2(2項)]	×	②-C
	ロ 主要な管の主要寸法及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）	—		—	—	—
	ハ 調速装置及び非常調速装置の種類	72 ガスタービン発電機用調速装置 72 ガスタービン発電機用非常調速装置		[5条の2(2項)] [5条の2(2項)]	× ×	②-C ②-C
	ニ ガスタービンに附属する熱交換器の種類、入口及び出口の温度、最高使用圧力（一次側及び二次側の別に記載すること。）、最高使用温度（一次側及び二次側の別に記載すること。）、主要寸法、材料、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—		—	—	—
	ホ ガスタービンに附属する空気圧縮機及びガス圧縮機に係る次の事項					
	1 空気ため及びガスための種類、容量、最高使用圧力、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—		—	—	—
	2 空気ため及びガスための安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—		—	—	—
	3 空気圧縮機及びガス圧縮機の種類、容量、吐出圧力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—		—	—	—
	4 冷却器又は冷却機の種類、容量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—		—	—	—
	ヘ 空気冷却器に係る次の事項					
	1 種類、入口及び出口の温度、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—		—	—	—
	2 中間冷却器の最高使用圧力、主要寸法及び材料	—		—	—	—
	ト ガスタービンに附属する管に係る次の事項					
	1 主要な管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）	—		—	—	—
	2 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—		—	—	—
	(2) 内燃機関に係る次の事項					
	イ 機関の名称、種類、出力、回転速度、燃料の種類及び使用量、個数並びに取付箇所並びに過給機の種類、出口の圧力、回転速度、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	5, 45, 72 非常用ディーゼル発電設備用ディーゼル機関 5, 45, 72 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備用ディーゼル機関 72 高圧発電機車用ディーゼル機関 63, 65, 67 可搬式窒素供給装置用発電設備用ディーゼル機関 76 緊急時対策所用発電機用ディーゼル機関		5, 33 × 5, 33 × [5条の2(2項)] × — × — ×	× × × × ×	②-A, ②-B, ②-C, ③ ②-A, ②-B, ②-C, ③ ④ ②-C ②-C
	ロ 調速装置及び非常調速装置の名称及び種類	5, 45, 72 非常用ディーゼル発電設備用調速装置 5, 45, 72 非常用ディーゼル発電設備用非常調速装置 5, 45, 72 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備用調速装置 5, 45, 72 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備用非常調速装置 72 高圧発電機車用調速装置 72 高圧発電機車用非常調速装置 63, 65, 67 可搬式窒素供給装置用発電設備用調速装置 63, 65, 67 可搬式窒素供給装置用発電設備用非常調速装置 76 緊急時対策所用発電機用調速装置 76 緊急時対策所用発電機用非常調速装置		5, 33 × 5, 33 × 5, 33 × 5, 33 × [5条の2(2項)] × [5条の2(2項)] × — × — × — ×	× × × × × × × × ×	②-A, ②-B, ②-C, ③ ②-A, ②-B, ②-C, ③ ②-A, ②-B, ②-C, ③ ②-A, ②-B, ②-C, ③ ④ ④ ②-C ②-C ②-C
	ハ 内燃機関に附属する冷却水設備の名称、種類、容量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	5, 45, 72 非常用ディーゼル発電設備用冷却水ポンプ 5, 45, 72 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備用冷却水ポンプ 72 高圧発電機車用冷却水ポンプ 76 緊急時対策所用発電機用機関付冷却水ポンプ		5, 33 × 5, 33 × [5条の2(2項)] × — ×	× × × ×	②-A, ②-B, ②-C, ③ ②-A, ②-B, ②-C, ③ ④ ②-C

- 黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
- 赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。
- 申請設備が無い記載事項はグレーアウトする。

\*否の理由 ①：炉規則別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当なし  
 ②-A：炉規則DB耐震基準変更による対象設備（既存設備）であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -B：炉規則DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -C：炉規則SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 ③：既設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない  
 ④：炉規則SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に該当するが、電事法上はDB設備で機能喪失した場合の緊急時の対応として一時的に使用する予備機器（予備品）であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】 (昭和五十三年通商産業省令第七十七号)		技術基準規則		設備名（島根2号機）		原子力発電工物の保安に関する命令【別表第二】 (平成二十四年経済産業省令第六十九号)		技術基準省令 (省令62号)		電事法手続きの要否と理由	
発電用原子炉施設の種別		記載すべき事項				電気工物の種別		記載すべき事項		要：○ 否：×	
その他発電用原子炉の附属施設		設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。）				設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。）		要：○ 否：×		否の理由（*）	
1 非常用電源設備	ニ 内燃機関に附属する空気圧縮設備に係る次の事項	1 空気だめの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	5, 45, 72	非常用ディーゼル発電設備用空気だめ	5, 33	×	②-A, ②-B, ②-C, ③				
		2 空気だめの安全弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	5, 45, 57, 72	RV280-300A, B RV280-301A, B	5, 33	×	②-A, ②-B, ②-C, ③				
2 非常用予備発電装置	ニ 内燃機関に附属する空気圧縮設備に係る次の事項	3 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	—	—	—	—				
		ホ 燃料デイトンク又はサービスタンクの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	5, 45, 72	非常用ディーゼル発電設備用ディーゼル燃料デイトンク	5, 33	×	②-A, ②-B, ②-C, ③				
		(3) ガスタービン及び内燃機関以外を用いた発電装置の名称、電圧、電流、主要寸法及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	5, 45, 72	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備用ディーゼル燃料デイトンク	5, 33	×	②-A, ②-B, ②-C, ③				
			63, 65, 67	高圧発電機車付燃料タンク	5, 33	×	②-A, ②-B, ②-C, ③				
			76	可搬式窒素供給装置用発電設備付燃料タンク	5, 33	×	②-A, ②-B, ②-C, ③				
		(4) 燃料設備に係る次の事項	イ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	5, 45, 72	A-ディーゼル燃料移送ポンプ	5, 33	×	①, ②-A, ②-B, ②-C, ③			
			5, 45, 72	B-ディーゼル燃料移送ポンプ	33	×	①, ②-B, ②-C, ③				
		ロ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	5, 45, 72	ディーゼル燃料移送ポンプ	5, 33	×	①, ②-A, ②-B, ②-C, ③				
			72	ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ	5, 33	×	①, ②-C				
			5, 45, 61, 63, 65, 67, 72	A-ディーゼル燃料貯蔵タンク	5, 33	×	①, ②-A, ②-B, ②-C, ③				
			5, 45, 61, 63, 65, 67, 72	B-ディーゼル燃料貯蔵タンク	33	×	①, ②-B, ②-C, ③				
			5, 45, 61, 63, 65, 67, 72	ディーゼル燃料貯蔵タンク	5, 33	×	①, ②-A, ②-B, ②-C				
61, 63, 65, 67, 72	ガスタービン発電機用軽油タンク		[5条の2(2項)]	×	①, ②-C						
72	ガスタービン発電機用サービスタンク		[5条の2(2項)]	×	①, ②-C						
61, 63, 65, 67, 72, 76	タンクローリ		—	×	①, ②-C						
76	緊急時対策所用燃料地下タンク		—	×	①, ②-C						
(5) 発電機に係る次の事項	ニ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）		5, 45, 72	火力技術基準配管（非常用ディーゼル発電設備）	5, 33	×	①, ②-A, ②-B, ②-C, ③				
	5, 45, 72	火力技術基準配管（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備）	5, 33	×	①, ②-A, ②-B, ②-C, ③						
	72	火力技術基準配管（ガスタービン発電機）	—	×	①, ②-C						
	61, 72	SAクラス3配管（高圧発電機車）	—	×	①, ②-C						
	63, 65, 67	SAクラス3配管（可搬式窒素供給装置用発電設備）	—	×	①, ②-C						
76	SAクラス3配管（緊急時対策所用発電機）	—	×	①, ②-C							
ロ 励磁装置の名称、種類、容量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	イ 発電機の名称、種類、容量、主要寸法、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法、冷却方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	5, 45, 72	非常用ディーゼル発電設備用発電機	5, 33	×	②-A, ②-B, ②-C, ③					
		5, 45, 72	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備用発電機	5, 33	×	②-A, ②-B, ②-C, ③					
		72	ガスタービン発電機用発電機	[5条の2(2項)]	×	②-C					
		72	高圧発電機車用発電機	[5条の2(2項)]	×	④					
		63, 65, 67	可搬式窒素供給装置用発電設備用発電機	—	×	②-C					
		76	緊急時対策所用発電機用発電機	—	×	②-C					
		5, 45, 72	非常用ディーゼル発電設備用励磁装置	5, 33	×	②-A, ②-B, ②-C, ③					
		5, 45, 72	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備用励磁装置	5, 33	×	②-A, ②-B, ②-C, ③					
		72	ガスタービン発電機用励磁装置	[5条の2(2項)]	×	②-C					
		72	高圧発電機車用励磁装置	[5条の2(2項)]	×	④					
		63, 65, 67	可搬式窒素供給装置用発電設備用励磁装置	—	×	②-C					
		76	緊急時対策所用発電機用励磁装置	—	×	②-C					

- 黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
- 赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。
- 申請設備が無い記載事項はグレーアウトする。

\*否の理由 ①：炉規制別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当なし  
 ②-A：炉規制DB耐震基準変更による対象設備（既存設備）であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -B：炉規制DB耐震基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -C：炉規制SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 ③：既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない  
 ④：炉規制SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に該当するが、電事法上はDB設備で機能喪失した場合の緊急時の対応として一時的に使用する予備機器（予備品）であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】 (昭和五十三年通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	設備名（島根2号機）	原子力発電工場の保安に関する命令【別表第二】 (平成二十四年経済産業省令第六十九号)		技術基準省令 (省令62号)	電事法手続きの可否と理由	
発電用原子炉施設の種別	記載すべき事項 設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。）			電気工場の種別	記載すべき事項 設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。）		要： ○ 否： ×	否の理由（*）
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	ハ 保護継電装置の名称及び種別	5,45,72	非常用ディーゼル発電設備用保護継電装置	2 非常用予備発電装置	ハ 保護継電装置の名称及び種別	5,33	×	②-A,②-B,②-C,③
		5,45,72	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備用保護継電装置			5,33	×	②-A,②-B,②-C,③
		72	ガスタービン発電機用保護継電装置			[5条の2(2項)]	×	②-C
		72	高圧発電機車用保護継電装置			[5条の2(2項)]	×	④
		63,65,67	可搬式蓄電池供給装置用発電設備用保護継電装置			—	×	②-C
		76	緊急時対策所用発電機用保護継電装置			—	×	②-C
	ニ 原動機との連結方法	45,72	非常用ディーゼル発電設備 (原動機との連結方法)			83	×	②-B,②-C,③
		45,72	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 (原動機との連結方法)			33	×	②-B,②-C,③
		72	ガスタービン発電機 (原動機との連結方法)			[5条の2(2項)]	×	②-C
		72	高圧発電機車 (原動機との連結方法)			[5条の2(2項)]	×	④
		63,65,67	可搬式蓄電池供給装置用発電設備 (原動機との連結方法)			—	×	②-C
		76	緊急時対策所用発電機 (原動機との連結方法)			—	×	②-C
	(6) 冷却設備に係る次の事項					(3) 冷却設備に係る次の事項		
	イ 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	—			イ 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数	—	—
	ロ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	—			ロ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—	—
	ハ ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	—			ハ ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	—	—
	ニ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	—			ニ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	—	—
	ホ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。）	—	—			ホ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	—	—
	ヘ 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	—			—	—	—
	ト 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	—			—	—	—
	チ 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	—	—			—	—	—
	3 その他の電源装置（非常用のものに限る。）に係る次の事項					3 その他の電源装置（非常用のものに限る。）に係る次の事項		
	(1) 無停電電源装置の名称、種類、容量、電圧、周波数、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	5,45	計装用無停電交流電源装置			5,33	×	②-A,②-B,③
		61,72	230V系充電器（常用）			—	×	②-C,③
		5,45,61,72	B1-115V系充電器（SA）			5,33	×	②-A,②-B,②-C
		61,72	SA用115V系充電器			—	×	②-C
		5,16,45,72	230V系蓄電池（RCIC）			5,33	×	②-A,②-B,②-C,③
	(2) 電力貯蔵装置の名称、種類、容量、電圧、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	5,16,45,72	A-115V系蓄電池			5,33	×	②-A,②-B,②-C,③
		5,16,45,72	B-115V系蓄電池			5,33	×	②-A,②-B,②-C,③
		16,45,72	B1-115V系蓄電池（SA）			33	×	②-B,②-C
		72	SA用115V系蓄電池			—	×	②-C
		5,16,45,72	高圧炉心スプレイ系蓄電池			5,33	×	②-A,②-B,②-C,③
		5,16,45,72	原子炉中性子計装用蓄電池			5,33	×	②-A,②-B,②-C,③
		61	主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助電源）			—	×	②-C
	4 非常用電源設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格	—	—			ヘ 非常用ディーゼル発電設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格	—	—
	5 非常用電源設備に係る工事の方法	—	—			—	—	—

- 黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
- 赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。
- 申請設備が無い記載事項はグレーアウトする。

\* 否の理由  
 ①：炉規則別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当なし  
 ②：A：炉規則D0耐震基準変更による対象設備（既存設備）であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -B：炉規則D0技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -C：炉規則SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 ③：既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない  
 ④：炉規則SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に該当するが、電事法上はD0設備で機能喪失した場合の緊急時の対応として一時的に使用する予備機器（予備品）であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない。

表用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】 (昭和五十三年通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	設備名 (島根2号機)	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】 (平成二十四年経済産業省令第六十九号)		技術基準省令 (省令62号)	電事法手続きの要否と理由	
発電用原子炉施設の種別	記載すべき事項 設備別記載事項 (認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)			電気工作物の種別	記載すべき事項 設備別記載事項 (認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)		要: ○ 否: ×	否の理由 (* )
その他発電用原子炉の附属施設 2 常用电源設備	1 発電機に係る次の事項			(二) 電気設備				
	(1) 発電機の種類、容量、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線方法及び冷却法並びに発電電動機の場合は、出力	45	発電機	1 発電機	1 種類、容量、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線方法及び冷却法並びに発電電動機の場合は、出力	33	×	②-B, ③
	(2) 励磁装置の種類、容量、回転速度、駆動方法及び個数 (常用及び予備の別に記載すること。)	45	励磁装置		2 励磁装置の種類、容量、回転速度、駆動方法及び個数 (常用及び予備の別に記載すること。)	33	×	②-B, ③
	(3) 保護継電装置の種類	45	保護継電装置		3 保護継電装置の種類	33	×	②-B, ③
	(4) 原動機との連結方法	45	発電機 (原動機との連結方法)		4 原動機との連結方法	33	×	②-B, ③
	2 変圧器に係る次の事項			2 変圧器	規則別表第三の第二号 (一) の中欄に準ずるもの			
	(1) 変圧器の種類、容量、電圧 (一次、二次及び三次の別に記載し、電圧調整装置を有するものは、電圧調整範囲及びタップ数を付記すること。)、相、周波数、結線法、冷却法、個数及び取付箇所並びに電気事業の用に供するものにあつては、常用及び予備の別	45	主変圧器		—	33	×	②-B, ③
	(2) 保護継電装置の種類	45	保護継電装置		—	33	×	②-B, ③
	3 遮断器に係る次の事項			3 遮断器	規則別表第三の第二号 (七) の中欄に準ずるもの			
	(1) 遮断器の種類、電圧、電流、遮断電流、遮断時間、個数及び取付箇所	45	220kV送電線用遮断器 (1, 2, 3号機共用)		—	33	×	②-B, ③
	(2) 保護継電装置の種類	45	保護継電装置 (1, 2, 3号機共用)		—	33	×	②-B, ③
	4 常用电源設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格	—	—		—	—	—	—
	5 常用电源設備に係る工事の方法	—	—		—	—	—	—



○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。  
 ○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。  
 ○申請設備が無い記載事項はグレーアウトする。

\*否の理由 ①：炉規則別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当なし  
 ②：-A：炉規則DB附属基準変更による対象設備（既存設備）であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -B：炉規則技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -C：炉規則SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 ③：既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない  
 ④：炉規則SA技術基準第一による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に該当するが、電事法上はDB設備で機能喪失した場合の緊急時の対応として一時的に使用する予備機器（予備品）であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】 (昭和五十三年通商産業省令第百七十七号)		技術基準規則	設備名 (島根2号機)	原子力発電工物の保安に関する命令【別表第二】 (平成二十四年経済産業省令第百六十九号)		技術基準省令 (省令第62号)	電事法手続きの要否と理由	
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項 設備別記載事項 (認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)			電気工物の種類	記載すべき事項 設備別記載事項 (認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)		要: ○ 否: ×	否の理由 (*)
その他発電用原子炉の附属施設 3 補助ボイラー	1 補助ボイラーの種類、最大蒸気量、最高使用圧力、最高使用温度、伝熱面積、排出ガス量及び個数	—	—	1.0 補助ボイラー	1 種類、最大蒸気量、最高使用圧力、最高使用温度、伝熱面積、排出ガス量、ばい煙量、ばい煙濃度及び個数	—	—	—
	2 再熱器の通過蒸気量、最高使用圧力、最高使用温度及び伝熱面積	—	—		2 再熱器の通過蒸気量、最高使用圧力、最高使用温度及び伝熱面積	—	—	—
	3 節炭器の伝熱面積	—	—		3 節炭器の伝熱面積	—	—	—
	4 胴、管寄せ及び管の主要寸法及び材料	—	—		4 胴、管寄せ及び管の主要寸法及び材料	—	—	—
	5 安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所	—	—		5 安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所	—	—	—
	6 補助ボイラーに附属する給水設備に係る次の事項	—	—		6 ボイラーに附属する給水設備に係る次の事項	—	—	—
	(1) 給水ポンプの種類、個数並びに原動機の種類及び出力	—	—		(1) 給水ポンプの種類、個数並びに原動機の種類及び出力	—	—	—
	(2) 貯水設備の種類、容量及び個数	—	—		(2) 貯水設備の種類、容量及び個数	—	—	—
	7 補助ボイラーに附属する熱交換器に係る次の事項	—	—		7 ボイラーに附属する熱交換器に係る次の事項	—	—	—
	(1) 種類、発生蒸気量、入口及び出口の温度、最高使用圧力（一次側及び二次側の別に記載すること。）、最高使用温度（一次側及び二次側の別に記載すること。）、主要寸法、材料並びに個数	—	—		(1) 種類、発生蒸気量、入口及び出口の温度、最高使用圧力（一次側及び二次側の別に記載すること。）、最高使用温度（一次側及び二次側の別に記載すること。）、主要寸法、材料並びに個数	—	—	—
	(2) 蒸気を発生する熱交換器の安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所	—	—		(2) 蒸気を発生する熱交換器の安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所	—	—	—
	8 補助ボイラーに附属する通風設備の通風機の種類及び個数	—	—		8 ボイラーに附属する通風設備に係る次の事項	—	—	—
	—	—	—		(1) 通風機の種類及び個数	—	—	—
	—	—	—		(2) 煙突の種類、出口のガスの速度及び温度、口径、地表上の高さ、有効高さ並びに個数	—	—	—
	9 補助ボイラーに附属する空気圧縮設備及びガス圧縮設備に係る次の事項	—	—		9 ボイラーに附属する空気圧縮設備及びガス圧縮設備に係る次の事項	—	—	—
	(1) 空気だめ及びガスだめの種類、容量、最高使用圧力、主要寸法、材料及び個数	—	—		(1) 空気だめ及びガスだめの種類、容量、最高使用圧力、主要寸法、材料及び個数	—	—	—
	(2) 空気だめ及びガスだめの安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所	—	—		(2) 空気だめ及びガスだめの安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所	—	—	—
	(3) 空気圧縮機及びガス圧縮機の種類、容量、吐出圧力及び個数	—	—		(3) 空気圧縮機及びガス圧縮機の種類、容量、吐出圧力及び個数	—	—	—
	1.0 補助ボイラーに附属する管等に係る次の事項	—	—		1.0 ボイラーに附属する管等に係る次の事項	—	—	—
	(1) 主配管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	—	—		(1) 主配管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	—	—	—
	(2) 蒸気だめ、減圧装置及び減温装置の最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び材料	—	—		(2) 蒸気だめ、減圧装置及び減温装置の最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び材料	—	—	—
	(3) 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所	—	—		(3) 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所	—	—	—
	1.1 油燃焼用機器に係る次の事項	—	—		1.1 油燃焼用機器に係る次の事項	—	—	—
	(1) 原油用又は原油以外の石油（液化石油ガスを除く。）用の別	—	—		(1) 原油用又は原油以外の石油（液化石油ガスを除く。）用の別	—	—	—
	(2) 輸送装置及びバーナーの種類、容量及び個数並びに原油及び原油以外の石油（液化石油ガスを除く。）の発熱量	—	—		(2) 輸送装置及びバーナーの種類、容量及び個数並びに原油及び原油以外の石油（液化石油ガスを除く。）の発熱量、硫黄分、窒素分及び灰分	—	—	—
	(3) 熱交換器の種類及び個数	—	—		(3) 熱交換器の種類及び個数	—	—	—
	1.2 その他の燃料の燃焼用機器に係る輸送装置及び燃焼器の種類、容量及び個数並びにその燃料の発熱量	—	—		1.2 その他の燃料の燃焼用機器に係る輸送装置及び燃焼器の種類、容量及び個数並びにその燃料の発熱量、硫黄分、窒素分及び灰分	—	—	—
	1.3 燃料運搬設備に係る油の輸送管であって、外径三百ミリメートル以上のものの最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	—	—	1.1 補助ボイラーに属する燃料設備	1 燃料運搬設備に係る油の輸送管であって、外径三百ミリメートル以上のものの最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	—	—	—
	1.4 燃料貯蔵設備に係る油タンクの種類、容量及び個数	—	—		2 燃料貯蔵設備に係る油タンクの種類、容量及び個数	—	—	—
	1.5 補助ボイラーの基本設計方針、適用基準及び適用規格	—	—	1.0 補助ボイラー	1.3 ボイラーの基本設計方針、適用基準及び適用規格	—	—	—
	1.6 補助ボイラーに係る工事の方法	—	—		—	—	—	—
	—	—	—	1.2 補助ボイラーに属するばい煙処理設備	1 種類、容量、入口及び出口におけるばい煙量、ばい煙濃度及びガスの温度、アンモニアの注入量並びにアンモニアの注入により発生するばいじんに係るばい煙濃度	—	—	—
	—	—	—		2 ばい煙処理設備に附属する空気圧縮機、通風機、破砕機又は摩砕機の種類、種類、容量及び個数	—	—	—



○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。  
 ○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。  
 ○申請設備が無い記載事項はグレースアウトする。

\*否の理由 ①：炉規則別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当なし  
 ②-A：炉規則DB耐震基準変更による対象設備（既存設備）であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -B：炉規則DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -C：炉規則SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 ③：既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない  
 ④：炉規則SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に該当するが、電事法上はDB設備で機能喪失した場合の緊急時の対応として一時的に使用する予備機器（予備品）であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】 (昭和五十三年通商産業省令第七十七号)	技術基準規則	設備名(島根2号機)	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】 (平成二十四年経済産業省令第六十九号)	技術基準省令 (省令62号)	電事法手続きの要否と理由	
			電気工作物の種類		記載すべき事項	要: ○ 否: ×
発電用原子炉施設の種類 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)		記載すべき事項			
1 火災区域構造物及び火災区画構造物の名称、種類、主要寸法及び材料	11, 52	原子炉建物	-	4条の2	×	①, ②-B, ②-C
	11, 52	廃棄物処理建物		4条の2	×	①, ②-B, ②-C
2 消火設備に係る次の事項	11, 52	補助消火ポンプ	-	4条の2	×	①, ②-B, ②-C
	11	サイトバンカ建物消火ポンプ		4条の2	×	①, ②-B
(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	11, 52	4 4 m 盤消火ポンプ	-	4条の2	×	①, ②-B, ②-C
	11	4 5 m 盤消火ポンプ		4条の2	×	①, ②-B
(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	11, 52	5 0 m 盤消火ポンプ	-	4条の2	×	①, ②-B, ②-C
	11, 15	サイトバンカ建物消火タンク		4条の2	×	①
11, 52	4 4 m 盤消火タンク	-	4条の2	×	①, ②-B, ②-C	
	4 5 m 盤消火タンク		4条の2	×	①, ②-B	
11, 52	5 0 m 盤消火タンク	-	4条の2	×	①, ②-B, ②-C	
11, 52	RTCポンプ室、CRDポンプ室、B-RHRポンプ室冷却機室、原子炉建物北東側階段室(RTICポンプ室集團)用ハロゲン化物ポンベ		4条の2	×	①, ②-B, ②-C	
11, 52	B-RHRポンプ室、A-RHRポンプ室、HPCSポンプ室、HPCSポンプ室冷却機室、LPCSポンプ室、LPCSポンプ室冷却機室、A-RHRポンプ室冷却機室用ハロゲン化物ポンベ	-	4条の2	×	①, ②-B, ②-C	
11, 52	原子炉建物地下1階南側通路、原子炉建物南東側階段室(B-非常用ディーゼル発電機電気室南側)用ハロゲン化物ポンベ		4条の2	×	①, ②-B, ②-C	
11	原子炉建物西側・南側配管ダクト室用ハロゲン化物ポンベ	-	4条の2	×	①, ②-B	
	原子炉建物地下2階南側通路用ハロゲン化物ポンベ		4条の2	×	①, ②-B	
11, 52	原子炉建物地下2階北側通路、HPCS-ディーゼル発電機電気室、HPCW熱交換器室、HPCSバッテリー室、HPCS電気室、HPCWサージタンク室用ハロゲン化物ポンベ	-	4条の2	×	①, ②-B, ②-C	
11, 52	HPCS-ディーゼル発電機室用ハロゲン化物ポンベ		4条の2	×	①, ②-B, ②-C	
11, 52	HPCS-ディーゼル発電機燃料デイトンク室用ハロゲン化物ポンベ	-	4条の2	×	①, ②-B, ②-C	
11, 52	C-RHRポンプ室用ハロゲン化物ポンベ		4条の2	×	①, ②-B, ②-C	
11, 52	A-非常用ディーゼル発電機室、B-非常用ディーゼル発電機室用ハロゲン化物ポンベ	-	4条の2	×	①, ②-B, ②-C	
11, 52	PLRポンプMGセット室用ハロゲン化物ポンベ		4条の2	×	①, ②-B, ②-C	
11, 52	A-非常用ディーゼル発電機燃料デイトンク室用ハロゲン化物ポンベ	-	4条の2	×	①, ②-B, ②-C	
11, 52	B-非常用ディーゼル発電機燃料デイトンク室用ハロゲン化物ポンベ		4条の2	×	①, ②-B, ②-C	
11, 52	B-RHR熱交換器室、主蒸気管室、格納容器内漏洩検出モニタ室、A-RHR熱交換器室、A-RHRバルブ室用ハロゲン化物ポンベ	-	4条の2	×	①, ②-B, ②-C	
11	原子炉建物常用コントロールセンター室、原子炉建物3階北西側通路用ハロゲン化物ポンベ		4条の2	×	①, ②-B	
11, 52	CRD保管室、西側PCVベネトレーション室、CW再生熱交換器室、CRD補修室用ハロゲン化物ポンベ	-	4条の2	×	①, ②-B, ②-C	
11, 52	CWホールディングポンプ室、FFCポンプ室、原子炉建物中2階南側通路用ハロゲン化物ポンベ		4条の2	×	①, ②-B, ②-C	
11	原子炉建物地下1階北東側通路、A-事故時サンプリング室、原子炉棟排気モニタ室、A-格納容器内雰囲気モニタ校正室、原子炉建物北東側階段室(エアロック室前)用ハロゲン化物ポンベ	-	4条の2	×	①, ②-B	

○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。  
 ○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。  
 ○申請設備が無い記載事項はグレーアウトする。

\*否の理由 ①：炉規則別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当なし  
 ②：-A：炉規則DB耐震基準変更による対象設備（既存設備）であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -B：炉規則DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -C：炉規則SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 ③：既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない  
 ④：炉規則SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に該当するが、電事法上はDB設備で機能喪失した場合の緊急時の対応として一時的に使用する予備機器（予備品）であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】 (昭和五十三年通商産業省令第七十七号)	技術基準規則	設備名(島根2号機)	原子力発電工物の保安に関する命令【別表第二】 (平成二十四年経済産業省令第六十九号)		技術基準省令 (省令62号)	電事法手続きの要否と理由	
			電気工物の種類	記載すべき事項		要: ○ 否: ×	否の理由(*)
発電用原子炉施設の種別	記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)		電気工物の種類	記載すべき事項			
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備		52 原子炉棟排風機室用ハロゲン化物ボンベ	-		4条の2	×	①、②-C
		11 B-制御棒位置信号変換器盤室用ハロゲン化物ボンベ			4条の2	×	①、②-B
		11, 52 A-非常用ディーゼル発電機電気室, B-非常用ディーゼル発電機電気室, 再循環MO盤・コントロールセンタ室, A-非常用電気室送風機室, B-非常用電気室送風機室用ハロゲン化物ボンベ			4条の2	×	①、②-B, ②-C
		11, 52 原子炉建物中2階工具室, B-原子炉格納容器H2・O2分析計ラック室用ハロゲン化物ボンベ			4条の2	×	①、②-B, ②-C
		11, 52 IA空気圧縮機室, I-RCWポンプ熱交換器室, II-RCWポンプ熱交換器室, 原子炉棟送風機室, RCWバルブ室用ハロゲン化物ボンベ			4条の2	×	①、②-B, ②-C
		11 原子炉建物2階制御盤室用ハロゲン化物ボンベ			4条の2	×	①、②-B
		11, 52 B-RHRバルブ室・熱交換器室, 東側PCVベネレーション室, 配管室, バルブ室, CUWバルブ室, A-RHRバルブ室・熱交換器室, 原子炉建物北東側階段室(A-RHRポンプ室東側)用ハロゲン化物ボンベ			4条の2	×	①、②-B, ②-C
		11 A-制御棒駆動応答室用ハロゲン化物ボンベ			4条の2	×	①、②-B
		11, 52 原子炉建物北東側階段室(エレベータ前), A-非常用電気室, B-非常用電気室, 第2チェックポイント, 原子炉建物3階北側連絡通路, 原子炉建物非常用コントロールセンタ室用ハロゲン化物ボンベ			4条の2	×	①、②-B, ②-C
		52 FPC熱交換器室用ハロゲン化物ボンベ			4条の2	×	①、②-C
		11, 52 B-R/Bダストモニタ室・主蒸気管室冷却機室, 原子炉建物1階東側通路用ハロゲン化物ボンベ			4条の2	×	①、②-B, ②-C
		11, 52 A-CUW循環ポンプ室, スクラム排水容器室用ハロゲン化物ボンベ			4条の2	×	①、②-B, ②-C
		11, 52 原子炉建物中2階東側通路, 原子炉浄化サージタンク室, SLCポンプ室, 原子炉建物3階東側通路用ハロゲン化物ボンベ			4条の2	×	①、②-B, ②-C
		11, 52 原子炉建物1階西側通路, SRV補修室用ハロゲン化物ボンベ			4条の2	×	①、②-B, ②-C
		11, 52 A-原子炉格納容器H2・O2分析計ラック室, 非常用ガス処理装置室, 原子炉建物3階西側通路用ハロゲン化物ボンベ			4条の2	×	①、②-B, ②-C
(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要な 法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)		11, 52 B-CUW循環ポンプ室, CRD・HCU室素充填装置室用ハロゲン化物ボンベ			4条の2	×	①、②-B, ②-C
		52 FPCポンプ室冷却機室, 原子炉建物3階西側通路用ハロゲン化物ボンベ			4条の2	×	①、②-C
		11, 52 トーラス室(2)用ハロゲン化物ボンベ			4条の2	×	①、②-B, ②-C
		11, 52 トーラス室(1), CST連絡ダクト, B-RHRバルブ室用ハロゲン化物ボンベ			4条の2	×	①、②-B, ②-C
		11, 52 トーラス室(3)用ハロゲン化物ボンベ			4条の2	×	①、②-B, ②-C
		11 ケーブルトレイ(C1B4003)用ハロゲン化物ボンベ			4条の2	×	①、②-B
		11 ケーブルトレイ(P2R4001)用ハロゲン化物ボンベ			4条の2	×	①、②-B
		11 ケーブルトレイ(C2R4001)用ハロゲン化物ボンベ			4条の2	×	①、②-B
		11 廃棄物処理建物地下1階北側通路用ハロゲン化物ボンベ			4条の2	×	①、②-B
		11, 52 B-計装用電気室, B-バッテリー室, 230Vバッテリー室, 充電器室用ハロゲン化物ボンベ			4条の2	×	①、②-B, ②-C
		11 廃棄物処理建物 A-ケーブル処理室, 廃棄物処理建物 B-ケーブル処理室用ハロゲン化物ボンベ			4条の2	×	①、②-B
		11, 52 ケーブルシャフトスペース(SI), ケーブルシャフトスペース(SII), A-計装用電気室, A-バッテリー室, 廃棄物処理建物計算機室, 会議室, 運転員控室, 予備室, 補助室前通路用ハロゲン化物ボンベ			4条の2	×	①、②-B, ②-C
		11, 52 中央制御室送風機室用ハロゲン化物ボンベ			4条の2	×	①、②-B, ②-C
		11, 52 中央制御室非常用再循環送風機室用ハロゲン化物ボンベ			4条の2	×	①、②-B, ②-C
		52 ユールド計器室用ハロゲン化物ボンベ			4条の2	×	①、②-C
		11, 52 補助室用ハロゲン化物ボンベ			4条の2	×	①、②-B, ②-C
		11 廃棄物処理建物西側階段室, ベント処理装置室, 廃棄物処理建物排風機室用ハロゲン化物ボンベ			4条の2	×	①、②-B
		11 制御室建物計算機室西側通路, 制御室建物計算機室用ハロゲン化物ボンベ			4条の2	×	①、②-B
		11 制御室建物 A-ケーブル処理室, 制御室建物 B-ケーブル処理室用ハロゲン化物ボンベ			4条の2	×	①、②-B
		11 S I ケーブルダクト室, S II ケーブルダクト室用ハロゲン化物ボンベ			4条の2	×	①、②-B
		11 タービン建物地下1階工具室, 封水回収ポンプ室, 復水系配管室用ハロゲン化物ボンベ			4条の2	×	①、②-B
		11 グランド蒸気排ガスフィルタ室, SGT配管ダクト室用ハロゲン化物ボンベ			4条の2	×	①、②-B
		11 電動機駆動原子炉給水ポンプ南西ケーブル室用ハロゲン化物ボンベ			4条の2	×	①、②-B

- 黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
- 赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。
- 申請設備が無い記載事項はグレーアウトする。

\*否の理由 ①：炉規制別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当なし  
 ②：-A：炉規制DB耐震基準変更による対象設備（既存設備）であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -B：炉規制DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -C：炉規制SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 ③：既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない  
 ④：炉規制SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に該当するが、電事法上はDB設備で機能喪失した場合の緊急時の対応として一時的に使用する予備機器（予備品）であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】 (昭和五十三年通商産業省令第七十七号)	技術基準規則	設備名 (島根2号機)	原子力発電工物の保安に関する命令【別表第二】 (平成二十四年経済産業省令第六十九号)	技術基準省令 (省令62号)	電事法手続きの要否と理由	
			電気工物の種類		記載すべき事項	要：○ 否：×
発電用原子炉施設の種類 (昭和五十三年通商産業省令第七十七号)	記載すべき事項					
発電用原子炉施設の種類	設備別記載事項 (認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)					
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備		11 海水配管室、TCW熱交換器室用ハロゲン化物ポンプ	—	4条の2	×	①、②-B
		11 タービン建物南西側階段室用ハロゲン化物ポンプ	—	4条の2	×	①、②-B
		11, 52 B-非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ室、B-非常用ディーゼル発電機燃料移送配管トレンチ用ハロゲン化物ポンプ	—	4条の2	×	①、②-B、②-C
		52 第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器室用ハロゲン化物ポンプ	—	4条の2	×	①、②-C
		52 第1ベントフィルタ格納槽、低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽用ハロゲン化物ポンプ	—	4条の2	×	①、②-C
	(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所 (常設及び可搬型の別に記載すること。)	52 2号-ガスタービン発電機制御盤室、2号-蓄電池室 (北側)、2号-蓄電池室 (南側)、2号-ハッチ室、2号-蓄電池室空調機室、2号-電気品室、2号-常用空調機室用ハロゲン化物ポンプ	—	4条の2	×	①、②-C
		52 2号-ガスタービン発電機室用ハロゲン化物ポンプ	—	4条の2	×	①、②-C
		52 予備-ガスタービン発電機制御盤室、予備-蓄電池室 (北側)、予備-蓄電池室 (南側)、予備-ハッチ室、予備-蓄電池室空調機室、予備-電気品室、予備-常用空調機室用ハロゲン化物ポンプ	—	4条の2	×	①、②-C
		52 予備-ガスタービン発電機室用ハロゲン化物ポンプ	—	4条の2	×	①、②-C
		52 緊急時対策本部、前室A、通信・電気室、資機材室、チェンジングプレース、蓄電池室用ハロゲン化物ポンプ	—	4条の2	×	①、②-C
		52 前室B用ハロゲン化物ポンプ	—	4条の2	×	①、②-C
	(3) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数 (常設及び可搬型の別に記載すること。)	11, 15, 52 補助消火水槽	—	4条の2	×	①、②-B、②-C
	(4) 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所 (常設及び可搬型の別に記載すること。)	—	—	—	—	—
		11, 52 DBクラス3配管 (水消火設備2号炉廻り)	—	4条の2	×	①、②-B、②-C
		11 DBクラス3配管 (消火系水消火設備サイトバンカ建物)	—	4条の2	×	①、②-B
		11, 52 DBクラス3配管 (水消火設備4.4m盤)	—	4条の2	×	①、②-B、②-C
		52 ノンクラス配管 (水消火設備4.4m盤)	—	4条の2	×	①、②-C
		11, 52 DBクラス3配管 (水消火設備4.5m盤)	—	4条の2	×	①、②-B、②-C
		11, 52 DBクラス3配管 (水消火設備5.0m盤)	—	4条の2	×	①、②-B、②-C
		52 ノンクラス配管 (水消火設備5.0m盤)	—	4条の2	×	①、②-C
	(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料 (常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	11, 52 DBクラス3配管 (ハロン化物消火設備原子炉建物)	—	4条の2	×	①、②-B、②-C
		52 ノンクラス配管 (ハロン化物消火設備原子炉建物)	—	4条の2	×	①、②-C
		11, 52 DBクラス3配管 (ハロン化物消火設備廃棄物処理建物)	—	4条の2	×	①、②-B、②-C
		52 ノンクラス配管 (ハロン化物消火設備廃棄物処理建物)	—	4条の2	×	①、②-C
		11 DBクラス3配管 (ハロン化物消火設備制御室建物)	—	4条の2	×	①、②-B
		11 DBクラス3配管 (ハロン化物消火設備タービン建物)	—	4条の2	×	①、②-B
		52 DBクラス3配管 (ハロン化物消火設備ディーゼル燃料貯蔵タンクエリア)	—	4条の2	×	①、②-C
		52 ノンクラス配管 (ハロン化物消火設備格納槽)	—	4条の2	×	①、②-C
		52 ノンクラス配管 (ハロン化物消火設備ガスタービン発電機建物)	—	4条の2	×	①、②-C
		52 ノンクラス配管 (ハロン化物消火設備緊急時対策所)	—	4条の2	×	①、②-C
3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格	—	—	—	—	—	—
4 火災防護設備に係る工事の方法	—	—	—	—	—	—

○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。  
 ○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。  
 ○申請設備が無い記載事項はグレーアウトする。

\*否の理由 ①：炉規制別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当なし  
 ②：A-炉規制D6耐震基準変更による対象設備（既存設備）であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -B：炉規制D6技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -C：炉規制SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 ③：既設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない  
 ④：炉規制SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に該当するが、電事法上はDB設備で機能喪失した場合の緊急時の対応として一時的に使用する予備機器（予備品）であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】 (昭和五十三年通商産業省令第七十七号)	技術基準規則	設備名（島根2号機）	原子力発電工物の保安に関する命令【別表第二】 (平成二十四年経済産業省令第六十九号)	電事法手続きの要否と理由			
			電気工物の種類	記載すべき事項	技術基準省令 (省令62号)	要： ○ 否： ×	否の理由（*）
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項 設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）		電気工物の種類	記載すべき事項			
その他発電用原子炉の附属施設 ⑤ 浸水防護施設							
1 外郭浸水防護設備の名称、種類、主要寸法及び材料	6.51.54	防波壁（多重鋼管杭式擁壁）	-		5条の2（第1項）	×	①、②-B
	6.51.54	防波壁（逆丁擁壁）			5条の2（第1項）	×	①、②-B
	6.51.54	防波壁（坂返重力擁壁）			5条の2（第1項）	×	①、②-B
	6.51.54	防波壁通路防波扉（1号機北側）			5条の2（第1項）	×	①、②-B
	6.51.54	防波壁通路防波扉（2号機北側）			5条の2（第1項）	×	①、②-B
	6.51.54	防波壁通路防波扉（荷揚場南）			5条の2（第1項）	×	①、②-B
	6.51.54	防波壁通路防波扉（3号機東側）			5条の2（第1項）	×	①、②-B
	6.51.54	屋外排水路逆止弁①			5条の2（第1項）	×	①、②-B
	6.51.54	屋外排水路逆止弁②			5条の2（第1項）	×	①、②-B
	6.51.54	屋外排水路逆止弁③			5条の2（第1項）	×	①、②-B
	6.51.54	屋外排水路逆止弁④			5条の2（第1項）	×	①、②-B
	6.51.54	屋外排水路逆止弁⑤			5条の2（第1項）	×	①、②-B
	6.51.54	屋外排水路逆止弁⑥			5条の2（第1項）	×	①、②-B
	6.51.54	屋外排水路逆止弁⑦			5条の2（第1項）	×	①、②-B
	6.51.54	屋外排水路逆止弁⑧-1			5条の2（第1項）	×	①、②-B
	6.51.54	屋外排水路逆止弁⑧-2			5条の2（第1項）	×	①、②-B
	6.51.54	屋外排水路逆止弁⑨			5条の2（第1項）	×	①、②-B
	6.51.54	屋外排水路逆止弁⑩			5条の2（第1項）	×	①、②-B
	6.51.54	屋外排水路逆止弁⑪			5条の2（第1項）	×	①、②-B
	6.51.54	屋外排水路逆止弁⑫			5条の2（第1項）	×	①、②-B
	6.51.54	屋外排水路逆止弁⑬			5条の2（第1項）	×	①、②-B
	6.51.54	取水槽除じん機エリア防水壁			5条の2（第1項）	×	①、②-B
	6.51.54	取水槽除じん機エリア水密扉（東）			5条の2（第1項）	×	①、②-B
	6.51.54	取水槽除じん機エリア水密扉（西）			5条の2（第1項）	×	①、②-B
	6.51.54	取水槽除じん機エリア水密扉（北）			5条の2（第1項）	×	①、②-B
	6.51.54	1号機取水槽流路縮小工			5条の2（第1項）	×	①、②-B
2 内郭浸水防護設備に係る次の事項							
(1) 防水区画構造物の名称、種類、主要寸法、材料及び取付箇所	6.51.54	タービン建物 地下1階 復水系配管室防水壁	-		5条の2（第1項）	×	①、②-B
	6.51.54	タービン建物 地下1階 復水器室北西側防水壁			5条の2（第1項）	×	①、②-B
	6.51.54	タービン建物 地下1階 復水器室北側防水壁			5条の2（第1項）	×	①、②-B
	6.51.54	タービン建物 地下1階 復水器室北東側防水壁			5条の2（第1項）	×	①、②-B
	12.54	取水槽海水ポンプエリア防護対策設備防水壁			—	×	①、②-B
	12.54	ディーゼル燃料移送ポンプエリア防護対策設備北側防水壁			—	×	①、②-B
	12.54	ディーゼル燃料移送ポンプエリア防護対策設備南側防水壁			—	×	①、②-B
	6.51.54	タービン建物 地下1階 復水系配管室北側水密扉			5条の2（第1項）	×	①、②-B
	6.51.54	タービン建物 地下1階 復水系配管室南側水密扉			5条の2（第1項）	×	①、②-B
	6.51.54	タービン建物 地下1階 復水系配管室南東側水密扉			5条の2（第1項）	×	①、②-B
	6.51.54	タービン建物 地下1階 封水回収ポンプ室北側水密扉			5条の2（第1項）	×	①、②-B
	12.54	取水槽海水ポンプエリア水密扉（西）			—	×	①、②-B
	12.54	取水槽海水ポンプエリア水密扉（中）			—	×	①、②-B
	12.54	取水槽海水ポンプエリア水密扉（東）			—	×	①、②-B
	12.54	ディーゼル燃料移送ポンプエリア北側水密扉			—	×	①、②-B
	12.54	ディーゼル燃料移送ポンプエリア南側水密扉			—	×	①、②-B
	12.54	復水貯蔵タンク水密扉			—	×	①、②-B
	12.54	補助復水貯蔵タンク水密扉			—	×	①、②-B
	12.54	トラス水受入タンク水密扉			—	×	①、②-B
	12.54	屋外配管ダクト（B-ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物）水密扉			—	×	①、②-B
	12.54	原子炉建物 地下2階 A-D6制御盤室北側水密扉			—	×	①、②-B
	12.54	原子炉建物 地下2階 A-B取ポンプ室北側水密扉			—	×	①、②-B
	12.54	原子炉建物 地下2階 トラス室北東水密扉			—	×	①、②-B
	12.54	原子炉建物 地下2階 トラス室南東水密扉			—	×	①、②-B
	12.54	原子炉建物 地下2階 トラス室北西水密扉			—	×	①、②-B
	12.54	原子炉建物 地下2階 トラス室南西水密扉			—	×	①、②-B
	12.54	原子炉建物 地下2階 H-D6制御盤室南側水密扉			—	×	①、②-B

- 黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
- 赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。
- 申請設備が無い記載事項はグレーアウトする。

\*否の理由 ①：炉規制別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当なし  
 ②-A：炉規制D6耐震基準変更による対象設備（既存設備）であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -B：炉規制D6耐震基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -C：炉規制SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 ③：既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない  
 ④：炉規制SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に該当するが、電事法上はD6設備で機能喪失した場合の緊急時の対応として一時的に使用する予備機器（予備品）であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】 (昭和五十三年通商産業省令第七十七号)	技術基準規則	設備名(島根2号機)	原子力発電工物の保安に関する命令【別表第二】 (平成二十四年経済産業省令第六十九号)	電事法手続きの要否と理由	
			電気工物の種類	電事法別表第二に記載すべき事項	要: ○ 否: ×
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。)		記載すべき事項	技術基準省令(省令62号)	
その他発電用原子炉の附属施設 ⑤ 浸水防護施設					
	(1) 防水区画構造物の名称、種類、主要寸法、材料及び取付箇所	12.54 原子炉建物 地下2階 H-DG制御室室北側水密扉 12.54 原子炉建物 地下2階 RCICポンプ室西側水密扉 12.54 原子炉建物 地下2階 A-DG制御室室南側水密扉 12.54 原子炉建物 地下2階 C-RDRポンプ室南側水密扉 12.54 原子炉建物 地下1階 CRDポンプ室南側水密扉 12.54 原子炉建物 地下1階 CRDポンプ室東側水密扉 12.54 原子炉建物 地下1階 IA圧縮機室水密扉(階段室) 12.54 原子炉建物 地下1階 IA圧縮機室水密扉(南側) 12.54 原子炉建物 地下1階 東側エアロック前水密扉 12.54 原子炉建物 1階 RCW熱交換器室南側水密扉 12 原子炉建物 1階 大物搬入口水密扉 12.54 タービン建物 地下1階 TCW熱交換器室南側水密扉 12.54 タービン建物 1階 西側エアロック前水密扉 12.54 タービン建物 2階 常用電気室南側水密扉 12.54 タービン建物 2階 離相母線室南側水密扉 12 タービン建物 2階 大物搬入口水密扉 12.54 制御室建物 2階 チェックポイント連絡水密扉 12.54 廃棄物処理建物 地下1階 被服置場北側水密扉 12 廃棄物処理建物 1階 大物搬入口水密扉 12 廃棄物処理建物 1階 ドラム缶搬入口水密扉 12.54 廃棄物処理建物 2階 非常用再循環送風機室東側水密扉 12 サイトバシカ建物 1階 南東側ポンプ室水密扉 12.54 原子炉建物 地下2階 B-非常用DG電気室南側浸水防止堰 12.54 原子炉建物 地下1階 RCIC直流C/浸水防止堰 12.54 原子炉建物 地下1階 HPCS給気消音器フィルタ室浸水防止堰 12.54 原子炉建物 地下1階 南側通路浸水防止堰 12.54 原子炉建物 地下1階 北西階段浸水防止堰 12.54 原子炉建物 地下1階 DG室給気ダクト室南側階段浸水防止堰 12.54 原子炉建物 地下1階 第3チェックポイント浸水防止堰 12.54 原子炉建物 1階 北東階段浸水防止堰 12.54 原子炉建物 1階 北西階段浸水防止堰 12.54 原子炉建物 1階 PLRポンプM6セット室南西階段浸水防止堰 12.54 原子炉建物 1階 エアロック前浸水防止堰 12.54 原子炉建物 1階 南東階段浸水防止堰 12.54 原子炉建物 1階 南西階段浸水防止堰 12.54 原子炉建物 1階 第2チェックポイント浸水防止堰(非管理区域側) 12.54 原子炉建物 1階 第2チェックポイント浸水防止堰(管理区域側) 12.54 原子炉建物 2階 原子炉棟送風機室南側階段浸水防止堰 12.54 原子炉建物 2階 北東階段浸水防止堰 12.54 原子炉建物 2階 北西階段浸水防止堰 12.54 原子炉建物 2階 A-原子炉格納容器H2・02分析計ボンベラック室西側浸水防止堰 12.54 原子炉建物 2階 A-非常用電気室南側浸水防止堰 12.54 原子炉建物 2階 B-非常用電気室北側浸水防止堰 12.54 原子炉建物 2階 A-非常用DG室送風機室浸水防止堰 12.54 原子炉建物 2階 東側PCVベネトレーション室北側浸水防止堰 12.54 原子炉建物 2階 南東階段浸水防止堰 12.54 原子炉建物 2階 西側PCVベネトレーション室北側浸水防止堰 12.54 原子炉建物 2階 非常用電気室北側浸水防止堰 12.54 原子炉建物 2階 A-逃がし安全弁窒素ガス供給装置横浸水防止堰 12.54 原子炉建物 2階 B-RHRバルブ室北側浸水防止堰 12.54 原子炉建物 2階 RCWバルブ室東側浸水防止堰 12.54 原子炉建物 2階 A-原子炉格納容器H2・02分析計ボンベラック室東側浸水防止堰 12.54 原子炉建物 中2階 北東階段浸水防止堰			

- 黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
- 赤字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。
- 申請設備が無い記載事項はグレーアウトする。

\*否の理由 ①：炉規制別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当なし  
 ②-A：炉規制D6耐震基準変更による対象設備（既存設備）であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -B：炉規制D6技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -C：炉規制SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 ③：既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない  
 ④：炉規制SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に該当するが、電事法上はD6設備で機能喪失した場合の緊急時の対応として一時的に使用する予備機器（予備品）であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】 (昭和五十三年通商産業省令第七十七号)	技術基準規則	設備名(島根2号機)	原子力発電工物の保安に関する命令【別表第二】 (平成二十四年経済産業省令第六十九号)	技術基準省令 (省令62号)	電事法手続きの要否と理由	
			電気工物の種類		記載すべき事項	要: ○ 否: ×
発電用原子炉施設の種別	記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)		記載すべき事項			
その他発電用原子炉の附属施設 ⑤ 浸水防護施設		12.54 原子炉建物 中2階 エアロック前浸水防止堰 12.54 原子炉建物 中2階 CUバルブ室東側浸水防止堰 12.54 原子炉建物 中2階 CUサージタンク室浸水防止堰 12.54 原子炉建物 中2階 南東階段浸水防止堰 12.54 原子炉建物 中2階 南西階段浸水防止堰 12.54 原子炉建物 3階 北東階段浸水防止堰 12.54 原子炉建物 3階 北西階段浸水防止堰 12.54 原子炉建物 3階 南東階段浸水防止堰 12.54 原子炉建物 3階 南西階段浸水防止堰 12.54 原子炉建物 3階 A-CAMS室前浸水防止堰(通路側) 12.54 原子炉建物 3階 A-CAMS室前浸水防止堰(SGT室側) 12.54 原子炉建物 3階 B-CAMS室前浸水防止堰 12.54 原子炉建物 3階 北西側階段室浸水防止堰 12.54 原子炉建物 4階 北東階段浸水防止堰 12.54 原子炉建物 4階 エアロック浸水防止堰 12.54 原子炉建物 4階 南東階段浸水防止堰 12.54 原子炉建物 4階 北西階段浸水防止堰 12.54 原子炉建物 4階 大物搬入口浸水防止堰 12.54 タービン建物 1階 給水加熱器室南西浸水防止堰 12.54 タービン建物 1階 給水加熱器室開口部浸水防止堰 12.54 タービン建物 2階 復水器室南西階段浸水防止堰 12.54 タービン建物 3階 タービン建物ガストサンブラ室西側浸水防止堰 12.54 タービン建物 3階 オペフロ南側階段浸水防止堰 12.54 タービン建物 3階 オペフロ北西階段浸水防止堰 12.54 タービン建物 3階 オペフロ南西階段浸水防止堰 12.54 タービン建物 3階 オペフロ南東階段浸水防止堰 12.54 タービン建物 3階 大物搬入口浸水防止堰 12.54 タービン建物 3階 常用電気室送風機室南側浸水防止堰 12.54 タービン建物 3階 タービン建物送風機室南側浸水防止堰 12.54 タービン建物 4階 工具室浸水防止堰 12 制御室建物 2階 第1チェックポイント東側浸水防止堰 12 制御室建物 2階 第1チェックポイント中央浸水防止堰 12.54 制御室建物 4階 中央制御室東屋浸水防止堰 12.54 制御室建物 4階 中央制御室中央屋浸水防止堰 12.54 制御室建物 4階 中央制御室西屋浸水防止堰 12.54 廃棄物処理建物 地下1階 通路東側浸水防止堰 12.54 廃棄物処理建物 1階 補助盤室東側通路南側浸水防止堰 12.54 廃棄物処理建物 1階 補助盤室東側(北) 浸水防止堰 12.54 廃棄物処理建物 1階 補助盤室東側(中) 浸水防止堰 12.54 廃棄物処理建物 1階 補助盤室東側(南) 浸水防止堰 12.54 廃棄物処理建物 1階 消火ポンプ室浸水防止堰 12.54 廃棄物処理建物 1階 補助盤室前浸水防止堰 12.54 廃棄物処理建物 1階 中央制御室横会議室浸水防止堰(補助盤室側) 12.54 廃棄物処理建物 1階 中央制御室横会議室浸水防止堰(予備室側) 12.54 廃棄物処理建物 1階 中央制御室横会議室浸水防止堰(運転員控室側) 12.54 廃棄物処理建物 2階 中央制御室送風機室階段浸水防止堰 12.54 廃棄物処理建物 2階 計算機室連絡廊前浸水防止堰 12.54 廃棄物処理建物 4階 廃棄物処理建物送風機室南側浸水防止堰(非管理区域側) 12.54 廃棄物処理建物 4階 廃棄物処理建物送風機室南側浸水防止堰(管理区域側) 12 廃棄物処理建物 4階 南側シャッター前浸水防止堰 12 サイトバンカ建物 1階 南側大物搬入口浸水防止堰 12 サイトバンカ建物 1階 排風機室北側浸水防止堰 12 サイトバンカ建物 1階 北側大物搬入口浸水防止堰 12 サイトバンカ建物 1階 北西側階段室浸水防止堰	—	×	①、②-B	

- 黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
- 赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。
- 申請設備が無い記載事項はグレーアウトする。

\*否の理由 ①：炉規制別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当なし  
 ②：-A：炉規制D6耐震基準変更による対象設備（既存設備）であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -B：炉規制D6技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -C：炉規制SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 ③：既設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない  
 ④：炉規制SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に該当するが、電事法上はD6設備で機能喪失した場合の緊急時的対応として一時的に使用する予備機器（予備品）であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】 (昭和五十三年通商産業省令第七十七号)	技術基準規則	設備名(島根2号機)	原子力発電工物の保安に関する命令【別表第二】 (平成二十四年経済産業省令第六十九号)		電事法手続きの要否と理由				
			電気工物の種類	記載すべき事項	技術基準省令 (省令62号)	要： <input type="radio"/> 否： <input checked="" type="radio"/> 否の理由(*)			
発電用原子炉施設の種別	記載すべき事項								
設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)									
その他発電用原子炉の附属施設 ⑤ 浸水防護施設	(1) 防水区画構造物の名称、種類、主要寸法、材料及び取付箇所	12	サイトバンカ建物 1階 建物出入口浸水防止堰	-	-	×	①, ②-B		
		12	サイトバンカ建物 2階 プリコート室浸水防止堰	-	-	×	①, ②-B		
		12	サイトバンカ建物 3階 固体廃棄物貯蔵プール室北東側浸水防止堰	-	-	×	①, ②-B		
		12	サイトバンカ建物 3階 固体廃棄物貯蔵プール室東側浸水防止堰	-	-	×	①, ②-B		
		12	サイトバンカ建物 3階 固体廃棄物貯蔵プール室南東側浸水防止堰	-	-	×	①, ②-B		
		12	サイトバンカ建物 3階 固体廃棄物貯蔵プール室北西側浸水防止堰	-	-	×	①, ②-B		
		12	サイトバンカ建物 3階 固体廃棄物貯蔵プール室南西側浸水防止堰	-	-	×	①, ②-B		
		12	サイトバンカ建物 3階 固体廃棄物貯蔵プール室機器搬入口浸水防止堰	-	-	×	①, ②-B		
		12	サイトバンカ建物 3階 溶融物搬入機室浸水防止堰	-	-	×	①, ②-B		
		12, 54	原子炉建物 3階 新燃料検査台ビット室防水板	-	-	×	①, ②-B		
		12, 54	タービン建物 2階 固定子冷却装置室西側防水板(非管理区域側)	-	-	×	①, ②-B		
		12, 54	タービン建物 2階 固定子冷却装置室西側防水板(管理区域側)	-	-	×	①, ②-B		
		12, 54	廃棄物処理建物 2階 廃棄物処理建物C/C室防水板(非管理区域側)	-	-	×	①, ②-B		
		12	廃棄物処理建物 2階 廃棄物処理建物C/C室防水板(管理区域側)	-	-	×	①, ②-B		
		12, 54	廃棄物処理建物 2階 A-原子炉浄化樹脂貯蔵タンク水中ポンプ操作室防水板(非管理区域側)	-	-	×	①, ②-B		
		12	廃棄物処理建物 2階 A-原子炉浄化樹脂貯蔵タンク水中ポンプ操作室防水板(管理区域側)	-	-	×	①, ②-B		
		(2) 区画排水設備に係る次の事項							
		イ	ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	-	-	-	-	-	-
		ロ	主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	-	-	-	-	-	-
		ハ	主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	-	-	-	-	-	-
3	浸水防護施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格	-	-	-	-	-	-		
4	浸水防護施設に係る工事の方法	-	-	-	-	-	-		

●否の理由 ①：炉規制別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当なし  
 ②：-A：炉規制DB耐震基準変更による対象設備（既存設備）であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -B：炉規制DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -C：炉規制SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 ③：既設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない  
 ④：炉規制SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に該当するが、電事法上はDB設備で機能喪失した場合の緊急時的対応として一時的に使用する予備機器（予備品）であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない。

○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。  
 ○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。  
 ○申請設備が無い記載事項はグレーアウトする。

表用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】 (昭和五十三年通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	設備名 (島根2号機)	原子力発電工物の保安に関する命令【別表第二】 (平成二十四年経済産業省令第六十九号)		技術基準省令 (省令62号)	電事法手続きの要否と理由	
記載すべき事項	設備別記載事項 (認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)			記載すべき事項	設備別記載事項 (認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)		要: ○ 否: ×	否の理由 (* )
発電用原子炉施設の種類	1. 燃料設備に係る次の事項			電気工物の種類				
その他発電用原子炉の附属施設 a 補機駆動用燃料設備 (非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。)	(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所 (常設及び可搬型の別に記載すること。)							
		5,62,63,64,65,66,69,70,71	A-ディーゼル燃料貯蔵タンク		5	×	①, ②-A, ②-C	
		5,62,63,64,65,66,69,70,71	B-ディーゼル燃料貯蔵タンク			×	①, ②-A, ②-C	
		5,62,63,64,65,66,69,70,71	ディーゼル燃料貯蔵タンク		5	×	①, ②-A, ②-C	
	(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所 (常設及び可搬型の別に記載すること。)							
		62,63,64,65,66,69,70,71	ガスタービン発電機用軽油タンク			×	①, ②-C	
		62,64,66,69,71	大量送水車付燃料タンク			×	①, ②-C	
		63,65,69	大型送水ポンプ車付燃料タンク			×	①, ②-C	
		69,70	大型送水ポンプ車付燃料タンク			×	①, ②-C	
		62,63,64,65,66,69,70,71	タンクローリ			×	①, ②-C	
	(3) 貯蔵槽の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数							
	(4) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料 (常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)							
		62,63,64,65,66,69,70,71	タンクローリ給油用 20m, 7mホース			×	①, ②-C	
		62,63,64,65,66,69,70,71	タンクローリ送油用 20mホース			×	①, ②-C	
	2 補機駆動用燃料設備 (非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。)の基本設計方針、適用基準及び適用規格							
3 補機駆動用燃料設備 (非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。)に係る工事の方法								



\*否の理由 ①：炉規制別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当なし  
 ②：-A：炉規制DB耐震基準変更による対象設備（既存設備）であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -B：炉規制DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -C：炉規制SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 ③：既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない  
 ④：炉規制SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に該当するが、電事法上はDB設備で機能喪失した場合の緊急時の対応として一時的に使用する予備機器（予備品）であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない。

○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。  
 ○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。  
 ○申請設備が無い記載事項はグレーアウトする。

表用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】 (昭和五十三年通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	設備名 (島根2号機)	原子力発電用工作物の保安に関する命令【別表第二】 (平成二十四年経済産業省令第六十九号)		技術基準省令 (省令62号)	電事法手続きの要否と理由	
記載すべき事項	設備別記載事項 (認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)			電気工作物の種類	記載すべき事項		要: ○ 否: ×	否の理由 (*)
その他発電用原子炉の附属施設 7 非常用取水設備	1 取水設備 (非常用の冷却用海水を確保する構築物に限る。)の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	5,62,63,64,65,66,69,70,71	取水槽	—	—	×	①, ②-A, ②-C	
		5,62,63,64,65,66,69,70,71	取水管	—	—	×	①, ②-A, ②-C	
		5,62,63,64,65,66,69,70,71	取水口	—	—	×	①, ②-A, ②-C	
	2 非常用取水設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格	—	—	—	—	—	—	
3 非常用取水設備に係る工事の方法	—	—	—	—	—	—	—	

**\*否の理由**

- ①：炉規法別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当なし
- ②：-A：炉規法DB耐震基準変更による対象設備（既存設備）であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -B：炉規法DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -C：炉規法SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
- ③：既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない
- ④：炉規法SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に該当するが、電事法上はDB設備で機能喪失した場合の緊急時の対応として一時的に使用する予備機器（予備品）であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない。

○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。  
 ○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。  
 ○申請設備が無い記載事項はグレーアウトする。

表用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】 (昭和五十三年通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	設備名 (島根2号機)	原子力発電工物の保安に関する命令【別表第二】 (平成二十四年経済産業省令第六十九号)		技術基準省令 (省令62号)	電事法手続きの要否と理由	
記載すべき事項	設備別記載事項 (認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)			電気工物の種類	記載すべき事項		要: ○ 否: ×	否の理由 (* )
発電用原子炉施設の種別								
その他発電用原子炉の附属施設 3 敷地内土木構造物	1 敷地内土木構造物 (地震による斜面の崩壊の防止措置を実施するためのものに限る。) の名称、種類、設置場所及び個数 2 敷地内土木構造物の基本設計方針、適用基準及び適用規格 3 敷地内土木構造物に係る工事の方法	54	抑止杭	—	—	—	×	①

\* 否の理由 ①：炉規法別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当なし  
 ②：-A：炉規法DB耐震基準変更による対象設備（既存設備）であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -B：炉規法DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 -C：炉規法SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし  
 ③：既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない  
 ④：炉規法SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に該当するが、電事法上はDB設備で機能喪失した場合の緊急時の対応として一時的に使用する予備機器（予備品）であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない。

- 黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
- 赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。
- 申請設備が無い記載事項はグレーアウトする。

表用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】 (昭和五十三年通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	設備名 (島根2号機)	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】 (平成二十四年経済産業省令第六十九号)		技術基準省令 (省令62号)	電事法手続きの要否と理由	
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項 設備別記載事項 (認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)			電気工作物の種類	記載すべき事項 設備別記載事項 (認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)		要: ○ 否: ×	否の理由 (* )
その他発電用原子炉の附属施設 ⑨ 緊急時対策所	1 緊急時対策所機能	46,76	緊急時対策所機能	—	—	24条の3	×	①, ②-B, ②-C
	2 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準及び適用規格	—	—	—	—	—	—	—
	3 緊急時対策所に係る工事の方法	—	—	—	—	—	—	—

島根原子力発電所第2号機 原子力発電工場の保安に関する命令別表第3、4に基づく工事計画の手続き要否整理表

設備(既設+新設)	別表 施設区分		既設	保安命令別表1での手続き有無	1 大気汚染防止法 ばい煙発生施設															2 大気汚染防止法 ばい煙処理施設															3 大気汚染防止法 水銀排出施設	4 ダイオキシン類対策特別措置法			5 水質汚濁防止法 特定施設	6 水質汚濁防止法 有害物質貯蔵指定施設	7 騒音規制法	8 振動規制法	常設: ○ 可: ×	保安命令での手続き要否判断 ○ 要 × 否	
	炉規制(兼用設備は主たる施設区分を記載)	保安命令			(1)ばい煙処理設備の設置、改造															(2)通風設備の設置、改造又は廃止																水銀排出施設	ガス処理施設								
					ガスタービン又は内燃機(燃料燃焼能力50t/h以上)	燃料電池発電設備(石炭等20t/h以上)	ボイラー又は独立通熱炉(伝熱面積10㎡以上)	廃棄物焼却炉又は燃焼炉(2㎡以上)	非常用予備発電装置	非常用予備動力装置	ガス化炉設備	ボイラー	独立通熱炉	ガスタービン	内燃機	ばい煙処理設備	燃料電池発電設備に属する改質器	廃棄物焼却炉	非常用予備発電装置	非常用予備動力装置	ガス化炉設備	水銀排出施設	廃棄物焼却炉(火床面積0.5㎡以上、又は焼却能力50kg/h以上)	廃ガス洗浄施設	湿式集じん施設	廃ガス洗浄施設																			
大量送水車	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	-	新設	×	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	(可)であり、固定発生源に該当しない								
大型送水ポンプ車	-	-	新設	×	○	(310)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	(可)であり、固定発生源に該当しない									
ガスタービン発電機(ガスタービン機関)	非常用電源設備	ばい煙発生施設 ばい煙処理施設	新設	×	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	(可)であり、固定発生源に該当しない									
高圧発電機車(内燃機関)	非常用電源設備	-	新設	×	○	(115/110)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	(可)であり、固定発生源に該当しない									
可搬式窒素供給装置用発電設備	原子炉格納施設	-	新設	×	×	(46.9)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	(燃料燃焼能力が<50t/h)									
緊急時対策所用発電機	原子炉格納施設	-	新設	×	×	(22.8)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	(燃料燃焼能力が<50t/h)									
移動式消火設備(化学消防自動車、小型動力ポンプ付き水槽車)	火災防護設備(基本設計方針)	-	新設	×	※	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	※現時点で、詳細仕様が決定していない。(可搬であることから、固定発生源に該当しない)の手続きは発生しない(見込み)									
低圧原子炉代替注水槽	原子炉冷却系統施設	-	新設	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	(有害物質に該当しない)										
第1ペントフィルタスクラバ容器	原子炉格納施設	-	新設	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	(有害物質に該当しない)										
泡消火薬剤容器	原子炉格納施設(基本設計方針)	-	新設	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	(泡消火薬剤)										
B-ディーズル燃料貯蔵タンク	非常用電源設備	-	新設	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	(有害物質に該当しない)										
ガスタービン発電機用軽油タンク	非常用電源設備	-	新設	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	(有害物質に該当しない)										
ガスタービン発電機用サービスタンク	非常用電源設備	-	新設	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	(有害物質に該当しない)										
高圧発電機車付燃料タンク	非常用電源設備	-	新設	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	(有害物質に該当しない)										
タンクローリ	非常用電源設備	-	新設	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	(有害物質に該当しない)										
可搬式窒素供給装置用発電機付燃料タンク	非常用電源設備	-	新設	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	(有害物質に該当しない)										
緊急時対策所用発電機付燃料タンク	非常用電源設備	-	新設	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	(有害物質に該当しない)										
補助消火水槽	火災防護設備	-	新設	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	(有害物質に該当しない)										
サイトバンの建物消火タンク	火災防護設備	-	新設	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	(有害物質に該当しない)										
44m壁消火タンク	火災防護設備	-	新設	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	(有害物質に該当しない)										
45m壁消火タンク	火災防護設備	-	新設	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	(有害物質に該当しない)										
50m壁消火タンク	火災防護設備	-	新設	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	(有害物質に該当しない)										
大量送水車付燃料タンク	補機駆動用燃料設備	-	新設	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	(有害物質に該当しない)										
大型送水ポンプ車付燃料タンク	補機駆動用燃料設備	-	新設	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	(有害物質に該当しない)										
大型送水ポンプ車付燃料タンク	補機駆動用燃料設備	-	新設	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	(有害物質に該当しない)										

## 原子力発電工物に係る電気関係報告規則第4条及び第4条の2に基づく届出要否整理表

第四条 原子力発電工物を設置する者は、次の表の届出を要する場合の欄に掲げる場合には、同表の届出期限及び届出事項に掲げるところに従い、原子力規制委員会及び経済産業大臣へ届け出なければならない。ただし、同表の第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる場合であって、法第四十七条第一項の認可又は法第四十八条第一項の規定による届出を必要とする工事に係る場合には、この限りでない。

(届出期限は削除している)

届出を要する場合	届出事項	届出対象となる施設
一 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第二項に規定するばい煙発生施設(以下「ばい煙発生施設」という。)に該当する原子力発電工物を設置する場合又はばい煙発生施設に該当する原子力発電工物の使用の方法であってばい煙量(同法第六条第二項に規定するものをいう。以下同じ。)、ばい煙濃度(同項に規定するものをいう。以下同じ。))若しくは煙突の有効高さ(同法第三条第二項第一号に規定する排出口の高さをいう。以下同じ。)に係るものを変更する場合		別紙-1
二 大気汚染防止法第二条第九項に規定する一般粉じん発生施設(以下「一般粉じん発生施設」という。)に該当する原子力発電工物の使用又は管理の方法であって一般粉じん(同条第八項に規定するものをいう。以下同じ。)の排出又は飛散の防止に係るものを変更する場合		別紙-8
二の二 大気汚染防止法第二条第十四項に規定する水銀排出施設(以下「水銀排出施設」という。)に該当する原子力発電工物を設置する場合又は水銀排出施設に該当する原子力発電工物の使用の方法若しくは水銀等(同条第十三項に規定するものをいう。以下同じ。)の処理の方法を変更する場合	当該変更に係る事項	別紙-2
三 ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第五号)第二条第二項に規定する特定施設(この号、第十号及び第二十三号において「特定施設」という。)に該当する原子力発電工物を設置する場合又は特定施設に該当する原子力発電工物の使用の方法であってダイオキシン類の排出量(同法第十二条第二項に規定するものをいう。)に係るものを変更する場合		別紙-3
四 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)第二条第二項に規定する特定施設(この号、第十三号、第十五号及び第二十四号において「特定施設」という。)に該当する原子力発電工物を設置する場合又は特定施設に該当する原子力発電工物の使用の方法、同条第七項に規定する汚水等(以下「汚水等」という。)の処理の方法、同条第六項に規定する排水水(以下「排水水」という。)の汚染状態若しくは量(同法第四条の第五項に規定する指定地域内事業場に係る場合にあっては、排水系統別の汚染状態若しくは量を含む。)、同法第二条第八項に規定する特定地下浸透水(以下「特定地下浸透水」という。)の浸透の方法若しくは用水若しくは排水の系統を変更する場合		別紙-4
五 水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定項目で表示した汚濁負荷量(以下「汚濁負荷量」という。)の測定手法を定める場合又は当該測定手法を変更する場合	汚濁負荷量の測定手法に係る事項	(別紙-9の指定地域に該当しないため対象外)
六 水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設(以下「有害物質貯蔵指定施設」という。)に該当する電気工物を設置する場合又は有害物質貯蔵指定施設に該当する電気工物の使用の方法若しくは当該施設において貯蔵される同法第二条第二項第一号に規定する有害物質(第十四号において「有害物質」という。)に係る搬入若しくは搬出の系統を変更する場合	当該変更に係る事項	別紙-5
七 振動規制法(昭和三十九年法律第六十四号)第三条第一項の規定により指定された地域内に設置された原子力発電所の原子力発電工物であって、同法第二条第一項の特定施設に該当するものの使用の方法を変更する場合(当該変更が原子力発電工物の使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴わない場合を除く。)		(別紙-7の指定地域に該当しないため対象外)
八 現に設置している原子力発電工物がばい煙発生施設となった場合においてばい煙を大気中に排出する場合	ばい煙発生施設の種類、構造及び使用の方法並びにばい煙の処理の方法	別紙-1
九 現に設置している原子力発電工物が一般粉じん発生施設になった場合	一般粉じん発生施設の種類、構造並びに使用及び管理の方法	別紙-8
九の二 現に設置している原子力発電工物が水銀排出施設になった場合	水銀排出施設の種類、構造及び使用方法並びに水銀等の処理の方法	別紙-2
十 現に設置している原子力発電工物が特定施設となった場合において排出ガス(ダイオキシン類対策特別措置法第二条第三項に規定するものをいう。)を排出し、又は排水水(同条第四項に規定するものをいう。)を排出する場合	特定施設の種類、構造及び使用の方法並びに大気基準適用施設(ダイオキシン類対策特別措置法第十条第一項に規定するものをいう。以下同じ。)にあっては当該大気基準適用施設から排出される発生ガス、水質基準対象施設(同法第十二条第一項第六号に規定するものをいう。以下同じ。)にあっては当該水質基準対象施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法	別紙-3
十一 水質基準対象施設が大気基準適用施設となった場合	大気基準適用施設から排出される発生ガスの処理の方法	別紙-10
十二 大気基準適用施設が水質基準対象施設となった場合	水質基準対象施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法	別紙-10
十三 現に設置している原子力発電工物が特定施設となった場合において排水水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる場合	特定施設の種類、構造、使用の方法、汚水等の処理の方法、排水水の汚染状態及び量(指定地域内事業場にあっては、排水系統別の汚染状態及び量を含む。)、特定地下浸透水の浸透の方法並びに用水及び排水の系統	別紙-4
十四 現に設置している原子力発電工物が有害物質使用特定施設(前号に掲げる場合を除く。))又は有害物質貯蔵指定施設となった場合	有害物質使用特定施設(前号に掲げる場合を除く。))又は有害物質貯蔵指定施設の構造、設備、使用の方法並びに当該施設において製造され、使用され若しくは処理され又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙-5
十五 特定施設の設置場所が水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定地域となった場合において当該特定施設が排水水を排出する場合	排水水の排水系統別の汚染状態及び量	(別紙-9の指定地域に該当しないため対象外)
十六 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第二条第一項の特定施設(この号において「特定施設」という。)に該当する原子力発電工物を設置する原子力発電所の設置の場所が同法第三条第一項の規定により指定された地域(この号において「指定地域」という。)となった場合又は指定地域内に設置される原子力発電所の原子力発電工物が特定施設となった場合	特定施設の種類、容量及び個数並びに騒音防止の方法	(別紙-6の指定地域に該当しないため対象外)

届出を要する場合	届出事項	届出対象となる施設
十七 振動規制法第二条第一項の特定施設(この号において「特定施設」という。)に該当する原子力発電工作物を設置する原子力発電所の設置の場所が同法第三条第一項の規定により指定された地域(この号において「指定地域」という。)となった場合又は指定地域内に設置される原子力発電所の原子力発電工作物が特定施設となった場合	特定施設の種類、容量、個数及び使用の方法並びに振動防止の方法	(別紙-7の指定地域に該当しないため対象外)
十八 第一号、第二号若しくは第二号の二の施設、第三号、第四号、第六号若しくは第七号の原子力発電工作物又は騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される原子力発電所の原子力発電工作物であって同法第二条第一項の特定施設に該当するものを設置する者の氏名又は住所(法人にあつては名称、代表者の氏名若しくは住所又は事業場の名称若しくは所在地)に変更があった場合	変更のあった事項(発電事業者が法第二十七条の二十七第四項の規定による届出(同条第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に係るものに限る。)をする場合を除く。)	× (氏名又は住所(法人にあつては名称、代表者の氏名若しくは住所又は事業場の名称若しくは所在地)に変更があった場合であり、該当なし)
十九 第一号、第二号若しくは第二号の二の施設又は第三号、第四号若しくは第六号の原子力発電工作物を廃止した場合(当該施設の属する原子力発電所の廃止又は出力の変更に伴い廃止した場合を除く。)	当該廃止に係る事項	× (別紙-1～5、8の原子力発電工作物を廃止した場合であり、該当なし)
二十 騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される原子力発電所の同法第二条第一項の特定施設に該当する原子力発電工作物の全てを廃止した場合	当該廃止に係る事項	(別紙-6の指定地域に該当しないため対象外)
二十一 振動規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される原子力発電所の同法第二条第一項の特定施設に該当する原子力発電工作物の全てを廃止した場合	当該廃止に係る事項	(別紙-7の指定地域に該当しないため対象外)
二十二 ばい煙発生施設又は大気汚染防止法第十七条第一項に規定する特定施設に該当する原子力発電工作物について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙又は同項に規定する特定物質が大気中に多量に排出された場合	事故の状況	× (事故・故障等が発生した場合であり、該当なし)
二十三 特定施設に該当する原子力発電工作物について故障、破損その他の事故が発生し、ダイオキシン類対策特別措置法第二条第一項に規定するダイオキシン類が大気中に多量に排出された場合		× (事故・故障等が発生した場合であり、該当なし)
二十四 水質汚濁防止法第二条第六項に規定する特定事業場に該当する原子力発電所、又はこれらを設置するための事業場において、特定施設に該当する原子力発電工作物の破損その他の事故が発生し、同条第二項第一号に規定する有害物質(ポリ塩化ビフェニルを除く。この号及び次号において「有害物質」という。)を含む水若しくはその汚染状態が同項第二号に規定する項目について同法第三条第一項又は第三項の排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から同法第二条第一項に規定する公共用水域(次号及び第二十六号において「公共用水域」という。)に排出され、又は有害物質を含む水が当該特定事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある場合	事故の状況及び講じた措置の概要	× (事故・故障等が発生した場合であり、該当なし)
二十五 水質汚濁防止法第十四条の二第二項に規定する指定事業場に該当する原子力発電所、又はこれらを設置するための事業場において、同法第二条第四項に規定する特定施設に該当する原子力発電工作物の破損その他の事故が発生し、有害物質又は同項に規定する指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある場合		× (事故・故障等が発生した場合であり、該当なし)
二十六 水質汚濁防止法第十四条の二第三項に規定する貯油事業場等に該当する原子力発電所、又はこれらを設置するための事業場において、同法第二条第五項に規定する貯油施設等に該当する原子力発電工作物の破損その他の事故が発生し、同項に規定する油を含む水が当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがある場合		× (事故・故障等が発生した場合であり、該当なし)

第四条の二 ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物を現に設置している又は予備として有している者（以下この条において「ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物設置者等」という。）は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の中欄に掲げる様式により、同表の下欄に掲げる期限までに、原子力規制委員会及び経済産業大臣へ届け出なければならない。

（様式番号および届出期限は削除している）

届出を要する場合	届出対象となる施設
一 ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物を現に設置している又は予備として有していることが新たに判明した場合（直ちに、当該ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物を廃止し、第三号の届出をする場合を除く。）	× （ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物を現に設置している又は予備として有していることが新たに判明した場合であり、該当なし）
二 ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物設置者等の氏名若しくは住所（法人にあっては当該ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物を設置している又は予備として有している事業場の名称又は所在地）に変更があった場合又は当該ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物の設置若しくは予備の別に変更があった場合	× （氏名若しくは住所（法人にあっては当該ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物を設置している又は予備として有している事業場の名称又は所在地）に変更があった場合又は当該ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物の設置若しくは予備の別に変更があった場合であり、該当なし）
三 ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物を廃止した場合	× （ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物を廃止した場合であり、該当なし）
四 ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物の破損その他の事故が発生し、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油が構内以外に排出された、又は地下に浸透した場合	× （事故・故障等が発生した場合であり、該当なし）

○大気汚染防止法第2条第2項で定めるばい煙発生施設

第二条 この法律において「ばい煙」とは、次の各号に掲げる物質をいう。

2 この法律において「ばい煙発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するものうち、その施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。

○大気汚染防止法施行令

(ばい煙発生施設)

第二条 法第二条第二項の政令で定める施設は、別表第一の中欄に掲げる施設であつて、その規模がそれぞれ同表の下欄に該当するものとする。

(別表第一)

	対象施設	対象要件	保安命令 別表第三、四の該当(電気関係報告規則も同様)(○/×)	新規基準対応で設置する設備の該当(○/該当なし/(保安命令に該当しない場合))
一	ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。)	燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であること。	○(3)	該当なし
二	水性ガス又は油ガスの発生用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が一時間当たり二〇トン以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であること。	○(2) (ガス化炉(処理設備のみ)及び改質器)	該当なし
三	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、及び加熱炉(一四の項に掲げるものを除く。)	原料の処理能力が一時間当たり一トン以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	－
四	金属の精錬の用に供する溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉及び平炉(一四の項に掲げるものを除く。)		× 保安命令での対象施設ではない	－
五	金属の精錬又は鋳造の用に供する溶解炉(こしき炉並びに一四の項及び二四の項から二六の項までに掲げるものを除く。)	火格子面積(火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。が一平方メートル以上であるか、羽口面断面積(羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。が一〇・五平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が二〇〇キロボルトアンペア以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	－
六	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉		× 保安命令での対象施設ではない	－
七	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉		× 保安命令での対象施設ではない	－
八	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が一時間当たり二〇〇キログラム以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	－
八の二	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり六リットル以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	－
九	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が一平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が二〇〇キロボルトアンペア以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	－
一〇	無機化学工業品又は食品の製造の用に供する反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。)、及び直火炉(二六の項に掲げるものを除く。)		× 保安命令での対象施設ではない	－
一一	乾燥炉(一四の項及び二三の項に掲げるものを除く。)		× 保安命令での対象施設ではない	－
一二	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が一、〇〇〇キロボルトアンペア以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	－
一三	廃棄物焼却炉	火格子面積が二平方メートル以上であるか、又は焼却能力が一時間当たり二〇〇キログラム以上であること。	○(4)	該当なし
一四	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が一時間当たり一〇・五トン以上であるか、火格子面積が一〇・五平方メートル以上であるか、羽口面断面積が一〇・二平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり二〇リットル以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	－
一五	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が一立方メートル以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	－
一六	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては塩素換算量)の処理能力が一時間当たり五〇キログラム以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	－
一七	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽		× 保安命令での対象施設ではない	－
一八	活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る。)の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり三リットル以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	－
一九	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前三項に掲げるものと並び密閉式のものを除く。)	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては、塩素換算量)の処理能力が一時間当たり五〇キログラム以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	－
二〇	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量が三〇キリアンペア以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	－
二一	磷、磷酸、磷酸質肥料又は複合肥料の製造(原料として焼結石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する焼結石の処理能力が一時間当たり八〇キログラム以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が二〇〇キロボルトアンペア以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	－
二二	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設(密閉式のものを除く。)	環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積が一〇平方メートル以上であるか、又はポンプの動力が一キロワット以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	－
二三	トリポリ磷酸ナトリウムの製造(原料として焼結石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が一時間当たり八〇キログラム以上であるか、火格子面積が一平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であること。	× 保安命令での対象施設ではない	－



	対象施設	対象要件	保安命令 別表第三、四の 該当(電気関係報告規則も同 様)(○/×)	新規基準対応で設置 する設備の該当 (○/該当なし/(保安命 令に該当しない場合))
二四	鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む。)又は鉛の管、 板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 一〇リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 四〇キロボルトアンペア以上であること。	× 保安命令での対象施設では ない	—
二五	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 四リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が二 〇キロボルトアンペア以上であること。	× 保安命令での対象施設では ない	—
二六	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉 及び乾燥施設	容量が〇・一立方メートル以上であるか、バーナーの燃 料の燃焼能力が重油換算一時間当たり四リットル以上 であるか、又は変圧器の定格容量が二〇キロボルトア ンペア以上であること。	× 保安命令での対象施設では ない	—
二七	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮 施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が一時間当 たり一〇〇キログラム以上であること。	× 保安命令での対象施設では ない	—
二八	コークス炉	原料の処理能力が一日当たり二〇トン以上であること。	× 保安命令での対象施設では ない	—
二九	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル 以上であること。	○(1, 5)	○
三〇	ディーゼル機関			該当なし
三一	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり三五リットル 以上であること。	○(1, 5)	該当なし
三二	ガソリン機関			該当なし

カッコ内の数字は別表第三の下欄の数字に対応している

○大気汚染防止法第二条第十三項に規定する水銀排出施設

第二条 この法律において「ばい煙」とは、次の各号に掲げる物質をいう。

14 この法律において「水銀排出施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で水銀等を大気中に排出するものうち、条約の規定に基づきその規制を行うことが必要なものとして政令で定めるものをいう。

○大気汚染防止法施行令  
(水銀排出施設)

第三条の五 法第二条第十四項の政令で定める施設は、条約附属書Dに掲げる施設又は同附属書Dに掲げる工程を行う施設のうち、条約第八条2(b)の基準として環境省令で定める基準に該当するものとする。

○大気汚染防止法施行規則  
(水銀排出施設に係る基準)

第五条の二 令第三条の五の環境省令で定める基準は、別表第三の三の中欄に掲げる施設の種類及び規模に該当することとする。

(別表第三の三)

	対象施設、対象要件	保安命令 別表第三、四の該当(電気関係報告規則も同様)(○/×)	新規基準対応で設置する設備の該当(○/該当なし/(保安命令に該当しない場合))
一	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるものであつて、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり一〇万リットル未満のもの(石炭を専焼させるものを除く。)	× 保安命令での対象施設ではない	—
二	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるものであつて、前項に掲げるもの以外のもの	× 保安命令での対象施設ではない	—
三	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設であつて銅又は金の精錬の用に供するもの(専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。)	× 保安命令での対象施設ではない	—
四	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設であつて鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの(専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。)	× 保安命令での対象施設ではない	—
五	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設であつて銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの、二四の項に掲げる溶解炉のうち鉛の二次精錬(鉛合金の製造を含まない。)の用に供するもの並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成十一年政令第四百三十三号)別表第一の三の項に掲げる施設(専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。)	× 保安命令での対象施設ではない	—
六	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設であつて金の精錬の用に供するもの(専ら粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。)	× 保安命令での対象施設ではない	—
七	令別表第一の九の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの	× 保安命令での対象施設ではない	—
八	令別表第一の一三の項に掲げる廃棄物焼却炉又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第八条第一項に規定するごみ処理施設(焼却施設に限る。)若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。)第七条第三号、第五号、第八号、第十号、第十一号の二、第十二号若しくは第十三号の二に掲げる施設であつて、火格子面積が二平方メートル以上であるか、若しくは焼却能力が一時間当たり二〇〇キログラム以上であるもの(専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であつて、廃棄物処理法施行令第七条第五号に掲げる廃油の焼却施設のうち原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外を取り扱うもの及び次項に掲げるものを除く。)	○ (令別表第一の一三の項に掲げる廃棄物焼却炉)	該当なし
九	廃棄物処理法施行令第六条第一項第二号ホ(2)若しくは同令第六条の五第二号チの規定により水銀を回収することとされた産業廃棄物又は水銀による環境の汚染の防止に関する法律(平成二十七年法律第四十二号)第二条第二項に規定する水銀含有再生資源からの水銀の回収の用に供する施設(回収時に加熱工程を含む施設に限る。)	× 保安命令での対象施設ではない	—

○ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設

第二条 この法律において「ダイオキシン類」とは、次に掲げるものをいう。

2 この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、製鋼の用に供する電気炉、廃棄物焼却炉その他の施設であって、ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出し、又はこれを含む汚水若しくは廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。

○ダイオキシン類対策特別措置法施行令  
(特性施設)

第一条 ダイオキシン類対策特別措置法(以下「法」という。)第二条第二項のダイオキシン類を発生し、及び大気中に排出する施設で政令で定めるものは別表第一に掲げる施設とし、同項のダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものは別表第二に掲げる施設とする。

別表第一 ダイオキシン類を発生し、及び大気中に排出する施設

	対象施設、対象要件	保安命令 別表第三、四の該当 (電気関係報告規則も同様) (○/ ×)	新規基準対応で設置する設備の該当 (○/該当なし/-/(保安命令に該当しない場合))
一	焼結釜(鉄の製造の用に供するものに限る。)の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が一時間当たり一トン以上のもの	× 保安命令での対象施設ではない	—
二	製鋼の用に供する電気炉(鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。)であって、変圧器の定格容量が一、〇〇〇キロボルトアンペア以上のもの	× 保安命令での対象施設ではない	—
三	垂鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの垂鉛の回収に限る。)の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料の処理能力が一時間当たり一〇・五トン以上のもの	× 保安命令での対象施設ではない	—
四	アルミニウム合金の製造(原料としてアルミニウムくず(当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。)を使用するものに限る。)の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉及び乾燥炉にあつては原料の処理能力が一時間当たり一〇・五トン以上のもの、溶解炉にあつては容量が一トン以上のもの	× 保安命令での対象施設ではない	—
五	廃棄物焼却炉であつて、火床面積(廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計)が一〇・五平方メートル以上又は焼却能力(廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計)が一時間当たり五〇キログラム以上のもの	○(1, 2)	該当なし

別表第二 ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設

	対象施設、対象要件	保安命令 別表第三、四の該当 (電気関係報告規則も同様)	新規規制基準対応で設置する設備の該当
一	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	× 保安命令での対象施設ではない	—
二	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	× 保安命令での対象施設ではない	—
三	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	× 保安命令での対象施設ではない	—
四	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	× 保安命令での対象施設ではない	—
五	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	× 保安命令での対象施設ではない	—
六	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	× 保安命令での対象施設ではない	—
七	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	× 保安命令での対象施設ではない	—
八	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	× 保安命令での対象施設ではない	—
九	四—クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設	× 保安命令での対象施設ではない	—
十	二・三—ジクロロー—四—ナフトキソンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設	× 保安命令での対象施設ではない	—
十一	八・十八—ジクロロー—五・十五—ジエチル—五・十五—ジヒドロジンドロ[三・二—b—三'・二'—m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	× 保安命令での対象施設ではない	—
十二	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	× 保安命令での対象施設ではない	—
十三	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	× 保安命令での対象施設ではない	—
十四	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。))によるものを除く。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設	× 保安命令での対象施設ではない	—
十五	別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	○(2)	該当なし
十六	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設 ※廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第七条 法第十五条第一項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。 十二の二 廃ポリ塩化ビフェニル等(ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。)又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設 十三 ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設	× 保安命令での対象施設ではない	—
十七	フロン類(特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成六年政令第三百八号)別表第一の一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	× 保安命令での対象施設ではない	—
十八	下水道終末処理施設(第一号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)	× 保安命令での対象施設ではない	—
十九	第一号から第十七号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(第一号から第十七号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの)に限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)	× 保安命令での対象施設ではない	—

カッコ内の数字は別表第三の下欄の数字に対応している

○水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設

第二条

- 2 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。
- 一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質（以下「有害物質」という。）を含むこと。
  - 二 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

○水質汚濁防止法施行令  
(特定施設)

第一条 水質汚濁防止法（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める施設は、別表第一に掲げる施設とする。

別表第一

	対象施設、対象要件	保安命令 別表第三、四の該当（電気関係報告規則も同様）（○/×）	新規基準対応で設置する設備の該当（○/該当なし/（保安命令に該当しない場合））
一	<b>鉱業又は水洗炭業</b> の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘削用の泥水分離施設		左記の事業を行っていないことから対象外
一の二	<b>畜産農業又はサービス業</b> の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 豚房施設（豚房の総面積が五〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が二〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）		左記の事業を行っていないことから対象外
二	<b>畜産食料品製造業</b> の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設		左記の事業を行っていないことから対象外
三	<b>水産食料品製造業</b> の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設		左記の事業を行っていないことから対象外
四	<b>野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業</b> の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設		左記の事業を行っていないことから対象外
五	<b>みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業</b> の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設		左記の事業を行っていないことから対象外
六	<b>小麦粉製造業</b> の用に供する洗浄施設		左記の事業を行っていないことから対象外
七	<b>砂糖製造業</b> の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設		左記の事業を行っていないことから対象外
八	<b>パン若しくは菓子の製造業又は製あん業</b> の用に供する粗製あんの沈でんそう		左記の事業を行っていないことから対象外
九	<b>米菓製造業又はこうじ製造業</b> の用に供する洗米機		左記の事業を行っていないことから対象外
十	<b>飲料製造業</b> の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設		左記の事業を行っていないことから対象外
十一	<b>動物系飼料又は有機質肥料の製造業</b> の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設		左記の事業を行っていないことから対象外
十二	<b>動物油脂製造業</b> の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設		左記の事業を行っていないことから対象外
十三	<b>イースト製造業</b> の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設		左記の事業を行っていないことから対象外

	対象施設、対象要件	保安命令 別表第三、四の該当(電気関係報告規則も同様) (○/×)	新規基準対応で設置する設備の該当(○/該当なし/(保安命令に該当しない場合))
十四	<b>でん粉又は化工でん粉の製造業</b> の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ 分離施設 ニ 渋だめ及びこれに類する施設		左記の事業を行っていないことから対象外
十五	<b>ぶどう糖又は水あめの製造業</b> の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設		左記の事業を行っていないことから対象外
十六	<b>麵類製造業</b> の用に供する湯煮施設		左記の事業を行っていないことから対象外
十七	<b>豆腐又は煮豆の製造業</b> の用に供する湯煮施設		左記の事業を行っていないことから対象外
十八	<b>インスタントコーヒー製造業</b> の用に供する抽出施設		左記の事業を行っていないことから対象外
十八の二	<b>冷凍調理食品製造業</b> の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設		左記の事業を行っていないことから対象外
十八の三	<b>たばこ製造業</b> の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設		左記の事業を行っていないことから対象外
十九	<b>新種業又は繊維製品の製造業若しくは加工業</b> の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルクヅト機 へ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設		左記の事業を行っていないことから対象外
二十	<b>洗毛業</b> の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設		左記の事業を行っていないことから対象外
二十一	<b>化学繊維製造業</b> の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設		左記の事業を行っていないことから対象外
二十一の二	<b>一般製材業又は木材チップ製造業</b> の用に供する湿式パーカー		左記の事業を行っていないことから対象外
二十一の三	<b>合板製造業</b> の用に供する接着機洗浄施設		左記の事業を行っていないことから対象外
二十一の四	<b>パーティクルボード製造業</b> の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 接着機洗浄施設		左記の事業を行っていないことから対象外
二十二	<b>木材薬品処理業</b> の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 薬液浸透施設		左記の事業を行っていないことから対象外
二十三	<b>パルプ、紙又は紙加工品の製造業</b> の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式パーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 へ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設(抄造施設を含む。) リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設		左記の事業を行っていないことから対象外
二十三の二	<b>新聞業、出版業、印刷業又は製版業</b> の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設		左記の事業を行っていないことから対象外
二十四	<b>化学肥料製造業</b> の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設		左記の事業を行っていないことから対象外
二十五	削除		-
二十六	<b>無機顔料製造業</b> の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設		左記の事業を行っていないことから対象外

	対象施設、対象要件	保安命令 別表第三、四の該当(電気関係報告規則も同様) (○/×)	新規基準対応で設置する設備の該当(○/該当なし/(保安命令に該当しない場合))
二十七	<p><b>前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業</b>の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イろ過施設</li> <li>ロ遠心分離機</li> <li>ハ硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設</li> <li>ニ活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設</li> <li>ホ無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設</li> <li>ヘ青酸製造施設のうち、反応施設</li> <li>トよう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設</li> <li>チ海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設</li> <li>リバリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設</li> <li>ヌ廃ガス洗浄施設</li> <li>ル湿式集じん施設</li> </ul>		左記の事業を行っていないことから対象外
二十八	<p><b>カーバイト法アセチレン誘導品製造業</b>の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ湿式アセチレンガス発生施設</li> <li>ロ酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設</li> <li>ハポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設</li> <li>ニアクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設</li> <li>ホ塩化ビニルモノマー洗浄施設</li> <li>ヘクロロレンモノマー洗浄施設</li> </ul>		左記の事業を行っていないことから対象外
二十九	<p><b>コールタール製品製造業</b>の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イベンゼン類硫酸洗浄施設</li> <li>ロ静置分離器</li> <li>ハタール酸ソーダ硫酸分解施設</li> </ul>		左記の事業を行っていないことから対象外
三十	<p><b>発酵工業(第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。)</b>の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ原料処理施設</li> <li>ロ蒸留施設</li> <li>ハ遠心分離機</li> <li>ニろ過施設</li> </ul>		左記の事業を行っていないことから対象外
三十一	<p><b>メタン誘導品製造業</b>の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イメチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設</li> <li>ロホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設</li> <li>ハフロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設</li> </ul>		左記の事業を行っていないことから対象外
三十二	<p><b>有機顔料又は合成染料の製造業</b>の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イろ過施設</li> <li>ロ顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設</li> <li>ハ遠心分離機</li> <li>ニ廃ガス洗浄施設</li> </ul>		左記の事業を行っていないことから対象外
三十三	<p><b>合成樹脂製造業</b>の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ縮合反応施設</li> <li>ロ水洗施設</li> <li>ハ遠心分離機</li> <li>ニ静置分離器</li> <li>ホ弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設</li> <li>ヘポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設</li> <li>ト中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設</li> <li>チポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設</li> <li>リ廃ガス洗浄施設</li> <li>ヌ湿式集じん施設</li> </ul>		左記の事業を行っていないことから対象外
三十四	<p><b>合成ゴム製造業</b>の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イろ過施設</li> <li>ロ脱水施設</li> <li>ハ水洗施設</li> <li>ニラテックス濃縮施設</li> <li>ホスチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器</li> </ul>		左記の事業を行っていないことから対象外
三十五	<p><b>有機ゴム薬品製造業</b>の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ蒸留施設</li> <li>ロ分離施設</li> <li>ハ廃ガス洗浄施設</li> </ul>		左記の事業を行っていないことから対象外
三十六	<p><b>合成洗剤製造業</b>の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ廃酸分離施設</li> <li>ロ廃ガス洗浄施設</li> <li>ハ湿式集じん施設</li> </ul>		左記の事業を行っていないことから対象外

	対象施設、対象要件	保安命令 別表第三、四の該当(電気関係報告規則も同様) (○/×)	新規基準対応で設置する設備の該当(○/該当なし/(保安命令に該当しない場合))
三十七	<p>前六号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分凝、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をい、第五十一号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 洗浄施設</li> <li>ロ 分離施設</li> <li>ハ ろ過施設</li> <li>ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設</li> <li>ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設</li> <li>ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設</li> <li>ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設</li> <li>チ エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設</li> <li>リ ニーエチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設</li> <li>ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設</li> <li>ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設</li> <li>ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設</li> <li>ワ プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器</li> <li>カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設</li> <li>コ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設</li> <li>タ 廃ガス洗浄施設</li> </ul>		左記の事業を行っていないことから対象外
三十八	<p>石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料精製施設</li> <li>ロ 塩析施設</li> </ul>		左記の事業を行っていないことから対象外
三十八の二	界面活性剤製造業の用に供する反応施設(一・四—ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)		左記の事業を行っていないことから対象外
三十九	<p>硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 脱酸施設</li> <li>ロ 脱臭施設</li> </ul>		左記の事業を行っていないことから対象外
四十	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設		左記の事業を行っていないことから対象外
四十一	<p>香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 洗浄施設</li> <li>ロ 抽出施設</li> </ul>		左記の事業を行っていないことから対象外
四十二	<p>ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 石灰づけ施設</li> <li>ハ 洗浄施設</li> </ul>		左記の事業を行っていないことから対象外
四十三	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設		左記の事業を行っていないことから対象外
四十四	<p>天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 脱水施設</li> </ul>		左記の事業を行っていないことから対象外
四十五	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設		左記の事業を行っていないことから対象外
四十六	<p>第二十八号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 水洗施設</li> <li>ロ ろ過施設</li> <li>ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設</li> <li>ニ 廃ガス洗浄施設</li> </ul>		左記の事業を行っていないことから対象外
四十七	<p>医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 動物原料処理施設</li> <li>ロ ろ過施設</li> <li>ハ 分離施設</li> <li>ニ 混合施設(第二号各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。)</li> <li>ホ 廃ガス洗浄施設</li> </ul>		左記の事業を行っていないことから対象外
四十八	火薬製造業の用に供する洗浄施設		左記の事業を行っていないことから対象外
四十九	農薬製造業の用に供する混合施設		左記の事業を行っていないことから対象外
五十	第二号各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設		左記の事業を行っていないことから対象外
五十一	<p>石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 脱塩施設</li> <li>ロ 原油常圧蒸留施設</li> <li>ハ 脱硫施設</li> <li>ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設</li> <li>ホ 潤滑油洗浄施設</li> </ul>		左記の事業を行っていないことから対象外
五十一の二	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設		左記の事業を行っていないことから対象外
五十一の三	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設		左記の事業を行っていないことから対象外
五十二	<p>皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 洗浄施設</li> <li>ロ 石灰づけ施設</li> <li>ハ タンニンづけ施設</li> <li>ニ クロム浴施設</li> <li>ホ 染色施設</li> </ul>		左記の事業を行っていないことから対象外
五十三	<p>ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 研磨洗浄施設</li> <li>ロ 廃ガス洗浄施設</li> </ul>		左記の事業を行っていないことから対象外



	対象施設、対象要件	保安命令 別表第三、四の該当(電 気関係報告規則も同様) (○/×)	新規基準対応で設 置する設備の該当 (○/該当なし/(保安 命令に該当しない場 合))
五十四	<b>セメント製品製造業</b> の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)		左記の事業を行っていないことから対象外
五十五	<b>生コンクリート製造業</b> の用に供するパツチャープラント		左記の事業を行っていないことから対象外
五十六	<b>有機質砂かべ材製造業</b> の用に供する混合施設		左記の事業を行っていないことから対象外
五十七	<b>人造黒鉛電極製造業</b> の用に供する成型施設		左記の事業を行っていないことから対象外
五十八	<b>窯業原料(うわ窯原料を含む。)</b> の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設		左記の事業を行っていないことから対象外
五十九	<b>砕石業</b> の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設		左記の事業を行っていないことから対象外
六十	<b>砂利採取業</b> の用に供する水洗式分別施設		左記の事業を行っていないことから対象外
六十一	<b>鉄鋼業</b> の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設		左記の事業を行っていないことから対象外
六十二	<b>非鉄金属製造業</b> の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設(溶融塩電解施設を除く。) ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設		左記の事業を行っていないことから対象外
六十三	<b>金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)</b> の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設		左記の事業を行っていないことから対象外
六十三の二	<b>空きびん卸売業</b> の用に供する自動式洗びん施設		左記の事業を行っていないことから対象外
六十三の三	<b>石炭を燃料とする火力発電施設</b> のうち、廃ガス洗浄施設	○	該当なし
六十四	<b>ガス供給業又はコークス製造業</b> の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)		左記の事業を行っていないことから対象外
六十四の二	水道施設(水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第三条第八項※1に規定するものをいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第六項※2に規定するものをいう。))又は自家用工業用水道(同法第二十一条第一項※3に規定するものをいう。))の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの(これらの浄水能力が一日当たり一立方メートル未満の事業場に係るものを除く。) ※1:水道法第3条第8項 この法律において「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設(専用水道にあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。))であつて、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。 ※2:工業用水道事業法第2条第6項 この法律において「工業用水道施設」とは、工業用水道事業者の工業用水道に属する施設をいう。 ※3:工業用水道事業法第21条第1項 工業用水道事業者が設置している工業用水道以外の工業用水道であつて政令で定めるもの(以下「自家用工業用水道」という。))を布設する者は、給水開始の後遅滞なく、次の事項を経済産業大臣に届け出なければならない。 工業用水道事業法施行令第2条 法第二十一条第一項の政令で定めるものは、一日最大給水量(海水の量又は他の工業用水道若しくは工業用水法(昭和三十一年法律第百四十六号)第三条第一項の許可を受けた井戸(同法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の許可を受けたものとみなされる井戸を含む。))から供給される水の量を除く。)が五千立方メートル以上の工業用水道とする。 イ 沈でん施設 ロ ろ過施設		左記の事業を行っていないことから対象外
六十五	酸又はアルカリによる表面処理施設	×	—
六十六	電気めつき施設	×	—
六十六の二	エチレンオキサイド又は一・四—ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものを除く。)	×	—
六十六の三	<b>旅館業(旅館業法(昭和三十三年法律第百三十八号)第二条第一項に規定するもの(住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号)第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第二条第四項に規定する下宿営業を除く。))の用に供する施設</b> であつて、次に掲げるもの イ ちゆう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設		左記の事業を行っていないことから対象外
六十六の四	<b>共同調理場(学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第六条に規定する施設をいう。以下同じ。))</b> に設置されるちゆう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。))が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)		左記の事業を行っていないことから対象外
六十六の五	<b>弁当仕出屋又は弁当製造業</b> の用に供するちゆう房施設(総床面積が三六〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)		左記の事業を行っていないことから対象外
六十六の六	<b>飲食店(次号及び第六十六号の八に掲げるものを除く。)</b> に設置されるちゆう房施設(総床面積が四二〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)		左記の事業を行っていないことから対象外

	対象施設、対象要件	保安命令 別表第三、四の該当(電 気関係報告規則も同様) (○/×)	新規基準対応で設 置する設備の該当 (○/該当なし/(保安 命令に該当しない場 合))
六十六の七	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号に掲げるものを除く。)に設置されるちゆう房施設(総床面積が六三〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)		左記の事業を行っていないことから対象外
六十六の八	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゆう房施設(総床面積が一、五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)		左記の事業を行っていないことから対象外
六十七	洗濯業の用に供する洗浄施設		左記の事業を行っていないことから対象外
六十八	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設		左記の事業を行っていないことから対象外
六十八の二	病院(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定するものをいう。以下同じ。)で病床数が三〇〇以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの イ ちゆう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設		左記の事業を行っていないことから対象外
六十九	と畜業又は死亡獣取扱業の用に供する解体施設		左記の事業を行っていないことから対象外
六十九の二	卸売市場(卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第二条第二項に規定するものをいう。以下同じ。)(主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。)に設置される施設であつて、次に掲げるもの(水産物に係るものに限り、これらの総面積が一、〇〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) イ 卸売場 ロ 仲卸売場		左記の事業を行っていないことから対象外
七十	廃油処理施設(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十六号)第二条第十四号に規定するものをいう。)  ※海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号 廃油処理施設 廃油の処理(廃油が生じた船舶内でする処理を除く。以下同じ。)の用に供する設備(以下「廃油処理設備」という。)の総体をいう。 (同第3条第13号 廃油 船舶内において生じた不要な油をいう。)	× 保安命令での対象施設ではない	—
七十の二	自動車特定整備事業(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第七十七条に規定するものをいう。以下同じ。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が八〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)		左記の事業を行っていないことから対象外
七十一	自動式車両洗浄施設	× 保安命令での対象施設ではない	—
七十一の二	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設	× 保安命令での対象施設ではない	—
七十一の三	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)第八条第一項に規定するものをいう。)である焼却施設  ※廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項 一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設で政令で定めるもの(以下単に「ごみ処理施設」という。)、し尿処理施設(浄化槽法第二条第一号に規定する浄化槽を除く。以下同じ。))及び一般廃棄物の最終処分場で政令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者(第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために一般廃棄物処理施設を設置しようとする市町村を除く。)は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。	× 保安命令での対象施設ではない	—
七十一の四	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第一号、第三号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第十四条第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第十四条の四第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)をいう。)が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十二号から第十三号までに掲げる施設	× 保安命令での対象施設ではない	—
七十一の五	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)	× 保安命令での対象施設ではない	—
七十一の六	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。)	× 保安命令での対象施設ではない	—
七十二	し尿処理施設(建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下のし尿浄化槽を除く。)	× 保安命令での対象施設ではない	—
七十三	下水道終末処理施設	× 保安命令での対象施設ではない	—
七十四	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前二号に掲げるものを除く。)	× 保安命令での対象施設ではない	—

対象施設のうち、太字+下線については特定の生業や事業所を対象としていることから、対象外である。

## ○水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設

別紙-5

### 第五条

3 工場若しくは事業場において有害物質使用特定施設を設置しようとする者（第一項に規定する者が特定施設を設置しようとする場合又は前項に規定する者が有害物質使用特定施設を設置しようとする場合を除く。）又は工場若しくは事業場において有害物質貯蔵指定施設（指定施設（有害物質を貯蔵するものに限る。）であつて当該指定施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。（以下省略）

※第二条 4 この法律において「指定施設」とは、有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び次項に規定する油以外の物質であつて公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの（第十四条の二第二項において「指定物質」という。）を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設をいう。

### ○水質汚濁防止法施行令

（有害物質貯蔵指定施設）

第四条の四 法第五条第三項の政令で定める指定施設は、第二条に規定する物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設とする。

第二条 法第二条第二項第一号の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

	対象物質	保安命令 別表第三、四の該当（電気関係報告規則も同様）（○/×）	新規基準対応で設置する設備の該当（○/該当なし/（保安命令に該当しない場合））
一	カドミウム及びその化合物	○	該当なし
二	シアン化合物	○	該当なし
三	有機燐化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオベンゼンホスホネイト（別名EPN）に限る。）	○	該当なし
四	鉛及びその化合物	○	該当なし
五	六価クロム化合物	○	該当なし
六	砒素及びその化合物	○	該当なし
七	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	○	該当なし
八	ポリ塩化ビフェニル	○	該当なし
九	トリクロロエチレン	○	該当なし
十	テトラクロロエチレン	○	該当なし
十一	ジクロロメタン	○	該当なし
十二	四塩化炭素	○	該当なし
十三	一・二・ジクロロエタン	○	該当なし
十四	一・一・一・ジクロロエチレン	○	該当なし
十五	一・二・ジクロロエチレン	○	該当なし
十六	一・一・一・トリクロロエタン	○	該当なし
十七	一・一・二・トリクロロエタン	○	該当なし
十八	一・三・ジクロロプロペン	○	該当なし
十九	テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）	○	該当なし
二十	二・クロロ―四・六―ビス（エチルアミノ）―s―トリアジン（別名シマジン）	○	該当なし
二十一	S―四―クロロベンジル=N・N―ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）	○	該当なし
二十二	ベンゼン	○	該当なし
二十三	セレン及びその化合物	○	該当なし
二十四	ほう素及びその化合物	○	該当なし
二十五	ふつ素及びその化合物	○	該当なし
二十六	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	○	該当なし
二十七	塩化ビニルモノマー	○	該当なし
二十八	一・四―ジオキサン	○	該当なし

○騒音規制法第二条第一項に規定する特定施設に該当する電気工作物  
(同法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置するものに限る。)

第二条 この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であつて政令で定めるものをいう。

○騒音規制法施行令

(特定施設)

第一条 騒音規制法(以下「法」という。)第二条第一項の政令で定める施設は、別表第一に掲げる施設とする。

別表第一

	対象施設、対象要件	保安命令 別表第三、四の該当(電気関係報告規則も同様) (○/×)	新規制基準対応で設置する設備の該当(○/該当なし/(保安命令に該当しない場合))
一	金属加工機械 イ 圧延機械(原動機の定格出力の合計が二二・五キロワット以上のものに限る。) ロ 製管機械 ハ ベンディングマシン(ロール式のものであつて、原動機の定格出力が三・七五キロワット以上のものに限る。) ニ 液圧プレス(矯正プレスを除く。) ホ 機械プレス(呼び加圧能力が二九四キロニュートン以上のものに限る。) ヘ セン断機(原動機の定格出力が三・七五キロワット以上のものに限る。) ト 鍛造機 チ ワイヤフォーマシングマシン リ プラスト(タンプラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。) ヌ タンブラー ル 切断機(といしを用いるものに限る。)	× 保安命令での対象施設ではない	—
二	空気圧縮機(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)及び送風機(原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)	○	島根原子力発電所の敷地は指定地域※外であることから対象外である。
三	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)	○ (破砕機、摩砕機)	島根原子力発電所の敷地は指定地域※外であることから対象外である。
四	織機(原動機を用いるものに限る。)	× 保安命令での対象施設ではない	—
五	建設用資材製造機械 イ コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が〇・四五立方メートル以上のものに限る。) ロ アスファルトプラント(混練機の混練重量が二〇〇キログラム以上のものに限る。)	× 保安命令での対象施設ではない	—
六	穀物用製粉機(ロール式のものであつて、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)	× 保安命令での対象施設ではない	—
七	木材加工機械 イ ドラムパーカー ロ チッパー(原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。) ハ 碎木機 ニ 帯のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が一五キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。) ホ 丸のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が一五キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。) ヘ かなな盤(原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。)	× 保安命令での対象施設ではない	—
八	抄紙機	× 保安命令での対象施設ではない	—
九	印刷機械(原動機を用いるものに限る。)	× 保安命令での対象施設ではない	—
一〇	合成樹脂用射出成形機	× 保安命令での対象施設ではない	—
一一	鑄造型機(ジョルト式のものに限る。)	× 保安命令での対象施設ではない	—

※指定地域とは、騒音規制法第三条に基づき、都道府県知事(市の区域内の地域については、市長。)が指定する地域をいう。

○振動規制法第二条第一項に規定する特定施設に該当する電気工作物  
 (同法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置するものに限る。)

別紙-7

第二条 この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であつて政令で定めるものをいう。

○振動規制法施行令  
 (特定施設)

第一条 振動規制法(以下「法」という。)第二条第一項の政令で定める施設は、別表第一に掲げる施設とする。

別表第一

	対象施設、対象要件	保安命令 別表第三、四の該当(電気関係報告規則も同様)(○/×)	新規基準対応で設置する設備の該当(○/該当なし/(保安命令に該当しない場合))
一	金属加工機械 イ 液圧プレス(矯正プレスを除く。) ロ 機械プレス ハ セン断機(原動機の定格出力が一キロワット以上のものに限る。) ニ 鍛造機 ホ ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が三七・五キロワット以上のものに限る。)	× 保安命令での対象施設ではない	—
二	圧縮機(一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)	○	島根原子力発電所の敷地は指定地域※外であることから対象外である。
三	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)	○ (破碎機, 摩砕機)	島根原子力発電所の敷地は指定地域※外であることから対象外である。
四	織機(原動機を用いるものに限る。)	× 保安命令での対象施設ではない	—
五	コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が二・九五キロワット以上のものに限る。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が一〇キロワット以上のものに限る。)	× 保安命令での対象施設ではない	—
六	木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー(原動機の定格出力が二・二キロワット以上のものに限る。)	× 保安命令での対象施設ではない	—
七	印刷機械(原動機の定格出力が二・二キロワット以上のものに限る。)	× 保安命令での対象施設ではない	—
八	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が三〇キロワット以上のものに限る。)	× 保安命令での対象施設ではない	—
九	合成樹脂用射出成形機	× 保安命令での対象施設ではない	—
十	鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)	× 保安命令での対象施設ではない	—

※指定地域とは、振動規制法第三条に基づき、都道府県知事(市の区域内の地域については、市長。)が指定する地域をいう。

## ○大気汚染防止法第2条第10項で定める一般粉じん発生施設

別紙-8

第二条 この法律において「ばい煙」とは、次の各号に掲げる物質をいう。

9 この法律において「一般粉じん発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で一般粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する一般粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。

○大気汚染防止法施行令  
(一般粉じん発生施設)

第三条 法第二条第九項の政令で定める施設は、別表第二の中欄に掲げる施設であつて、その規模がそれぞれ同表の下欄に該当するものとする。

(別表第二)

	対象施設	対象要件	保安命令 別表第三、四の該当(電気関係報告規則も同様)(○/×)	新規基準対応で設置する設備の該当(○/該当なし/(保安命令に該当しない場合))
一	コークス炉	原料処理能力が一日当たり五〇トン以上であること。	○	該当なし
二	鉱物(コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。)又は土石の堆積場	面積が一、〇〇〇平方メートル以上であること。	○ 工事に伴い土石の堆積場を一時的に設置する可能性有り	該当なし
三	ベルトコンベア及びバケットコンベア(鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)	ベルトの幅が七五センチメートル以上であるか、又はバケットの内容積が〇・〇立方メートル以上であること。	○ 工事に伴いセメントの用に供する施設を一時的に設置する可能性あり	該当なし
四	破碎機及び摩砕機(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が七五キロワット以上であること。	○ 工事に伴いセメントの用に供する施設を一時的に設置する可能性あり	該当なし
五	ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が一五キロワット以上であること。	○ 工事に伴いセメントの用に供する施設を一時的に設置する可能性あり	該当なし

## ○水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定項目

別紙-9

第四条の二 環境大臣は、人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する広域の公共用水域（ほとんど陸岸で囲まれている海域に限る。）であり、かつ、第三条第一項又は第三項の排水基準のみによつては環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定による水質の汚濁に係る環境上の条件についての基準（以下「水質環境基準」という。）の確保が困難であると認められる水域であつて、第二条第二項第二号に規定する項目のうち化学的酸素要求量その他の政令で定める項目（以下「指定項目」という。）ごとに政令で定めるもの（以下「指定水域」という。）における指定項目に係る水質の汚濁の防止を図るため、指定水域の水質の汚濁に関係のある地域として指定水域ごとに政令で定める地域（以下「指定地域」という。）について、指定項目で表示した汚濁負荷量（以下単に「汚濁負荷量」という。）の総量の削減に関する基本方針（以下「総量削減基本方針」という。）を定めるものとする。

### ○水質汚濁防止法施行令

（指定項目、指定水域及び指定地域）

第四条の二 法第四条の二第一項の政令で定める項目は、化学的酸素要求量及び窒素又は磷の含有量とし、当該項目ごとの同項の政令で定める水域は、いずれも次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める地域は、当該水域ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

館山市洲崎から三浦市劔崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域	別表第二第一号に掲げる区域
愛知県伊良湖岬から三重県大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域	別表第二第二号に掲げる区域
和歌山県日ノ御崎から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬まで引いた線、愛媛県高茂崎から大分県鶴御崎まで引いた線、山口県特牛灯台から同県角島通瀬崎まで引いた線、同崎から福岡県妙見崎まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海域	別表第二第三号に掲げる区域

### 別表第二（第四条の二関係）

一 イ 埼玉県（（中略））の区域	島根原子力発電所の敷地は指定地域 ※外であることから対象外である。
ロ 千葉県の区域のうち、千葉市（以下省略）	
ハ 東京都（（中略））の区域	
ニ 神奈川県（（中略））の区域のうち、横浜市（以下省略）	
二 イ 岐阜県（（中略））の区域	
ロ 愛知県（（中略））の区域	
ハ 三重県（（中略））の区域	
三 イ 京都府の区域のうち、京都市（以下省略）	
ロ 大阪府の区域	
ハ 兵庫県（（中略））の区域	
ニ 奈良県（（中略））の区域	
ホ 和歌山県の区域のうち、和歌山市（以下省略）	
へ 岡山県の区域	
ト 広島県（（中略））の区域	
チ 山口県（（中略））の区域	
リ 徳島県（（中略））の区域	
ヌ 香川県の区域	
ル 愛媛県（（中略））の区域	
ヲ 福岡県の区域のうち、北九州市（以下省略）	
ワ 大分県の区域のうち、大分市（以下省略）	
備考 一 この表に掲げる区域は、令和三年六月一日における行政区画その他の区域によつて表示されたものとする。 二 第三号二に掲げる区域のうち旧字という名称を含むものは、当該区域において広く通用している名称によつて表示されたものとする。	

※指定地域とは、水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する「指定水域の水質の汚濁に関係のある地域として指定水域ごとに政令で定める地域」のことをいう。

○大気基準適用施設、水質基準対象施設

○ダイオキシン類対策特別措置法

第十条 都道府県知事は、大気排出基準（第八条第三項の規定により定められる排出基準のうち、排出ガスに係るものを含む。以下この項において同じ。）が適用される特定施設（以下「大気基準適用施設」という。）が集合している地域で、大気排出基準のみによっては第七条の基準のうち大気の汚染に関する基準の確保が困難であると認められる地域として政令で定める地域（以下「指定地域」という。）にあっては、当該指定地域に設置されている特定事業場で大気基準適用施設を設置しているもの（以下「総量規制基準適用事業場」という。）から大気中に排出されるダイオキシン類について、総量削減計画を作成し、これに基づき、環境省令で定めるところにより、総量規制基準を定めなければならない。

第十二条 特定施設を設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

六 大気基準適用施設にあっては発生ガス（大気基準適用施設において発生するガスをいう。以下同じ。）、水質排出基準（第八条第三項の規定により定められる排出基準のうち、排水に係るものを含む。）に係る特定施設（以下「水質基準対象施設」という。）にあっては当該水質基準対象施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法

上記の「特定施設」とは、法第二条第二項において「ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出し、又はこれを含む汚水若しくは廃液を排出する施設で政令で定めるもの」とされており、施行令第一条において「ダイオキシン類を発生し、及び大気中に排出する施設で政令で定めるものは別表第一に掲げる施設とし、同項のダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものは別表第二に掲げる施設とする。」と定められている。

別表第一 ダイオキシン類を発生し、及び大気中に排出する施設

	対象施設、対象要件	保安命令 別表第三、四の該当（電気関係報告規則も同様）（○/×）	新規制基準対応で設置する設備の該当（○/該当なし/（保安命令に該当しない場合））
一	焼結鉱（鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が一時間当たり一トン以上のもの	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
二	製鋼の用に供する電気炉（鑄鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）であって、変圧器の定格容量が一、〇〇〇キロボルトアンペア以上のもの	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
三	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料の処理能力が一時間当たり〇・五トン以上のもの	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
四	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉及び乾燥炉にあっては原料の処理能力が一時間当たり〇・五トン以上のもの、溶解炉にあっては容量が一トン以上のもの	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
五	廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計）が〇・五平方メートル以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計）が一時間当たり五〇キログラム以上のもの	○	該当なし

別表第二 ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設

	対象施設、対象要件	保安命令 別表第三、四の該当（電気関係報告規則も同様）（○/×）	新規制基準対応で設置する設備の該当（○/該当なし/（保安命令に該当しない場合））
一	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
二	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
三	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
四	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
五	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
六	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
七	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
八	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—



	対象施設、対象要件	保安命令 別表第三、四の該当(電気関係報告規則も同様) (○/×)	新規基準対応で設置する設備の該当(○/該当なし/(保安命令に該当しない場合))
九	四—クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イろ過施設 ロ乾燥施設 ハ廃ガス洗浄施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
十	二・三—ジクロロ—・四—ナフトキソンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イろ過施設 ロ廃ガス洗浄施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
十一	八・十八—ジクロロ—五・十五—ジエチル—五・十五—ジヒドロジンドロ[三・二—b・三'・二'—m]トリフェノキシサジン(別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ熱風乾燥施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
十二	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ廃ガス洗浄施設 ロ湿式集じん施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
十三	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ精製施設 ロ廃ガス洗浄施設 ハ湿式集じん施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
十四	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。))によるものを除く。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イろ過施設 ロ精製施設 ハ廃ガス洗浄施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
十五	別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ廃ガス洗浄施設 ロ湿式集じん施設	○	該当なし
十六	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設  ※廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第七条 法第十五条第一項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。 十二の二 廃ポリ塩化ビフェニル等(ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。)又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設 十三 ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
十七	フロン類(特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成六年政令第三百八号)別表第一の一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イプラズマ反応施設 ロ廃ガス洗浄施設 ハ湿式集じん施設	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
十八	下水道終末処理施設(第一号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—
十九	第一号から第十七号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(第一号から第十七号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの)に限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)	× 電気関係報告規則での対象施設ではない	—